

徳島県医師会

遺体検案研修会

日 時 | 令和8年1月25日(日) 13:00~17:30

場 所 | 徳島県医師会館(Web併用)

プログラム

挨拶：徳島県医師会常任理事／警察協力医委員会委員長 元木由美

13:00～14:30

徳島大学大学院医歯薬学研究部 法医学分野
准教授 主田英之先生

遺体検案の実際① — 遺体検案の制度について —
— 死体现象について —

14:30～14:45

休憩

14:45～16:15

徳島大学大学院医歯薬学研究部 法医学分野
教授 西村明儒先生

遺体検案の実際② — 平時における検案要領 —
— 大規模災害時における検案に対する留意点と所見の特徴 —

16:15～16:30

休憩

16:30～17:30

徳島大学大学院医歯薬学研究部 法医学分野
教授 西村明儒先生

死亡診断書・死体検案書の書き方 — 日常と災害時 —

目次

1.はじめに	1
2.遺体検案の実際①—遺体検案の制度について—	9
3.遺体検案の実際①—死体现象について—	30
4.遺体検案の実際②—平時における検案要領—	50
5.遺体検案の実際②—大規模災害時における検案に対する留意点と所見の特徴—	109
6.死亡診断書・死体検案書の書き方—日常と災害時—	152

徳島県医師会
遺体検案研修会

－はじめに－

徳島大学・大学院医歯薬学研究部・医科学部門・社会医学系
法医学分野
西村 明儒 NISHIMURA Akiyoshi



2011年4月11日、石巻



東日本大震災被災死亡者・行方不明者

被災死亡者数 15,873人 (2017年11月7日現在、警察庁)

行方不明者数 2,768人 (2017年11月7日現在、警察庁)

避難生活者 324,858人 (2017年11月1日現在、復興庁)

震災関連死 2,303人 (2017年9月30日現在、復興庁)

東海地震・南海地震の発生と時代背景

	東海地震	南海地震	時代背景
康和・永長地震	1096.12.1	1099.2.22	1086 白川上院政開始
正平地震		1361.8.3	1378 足利義満花の御所設営
明応地震	1498.9.20	1498.7.9	1488 一向一揆、1497 石山本願寺建立
慶長地震	1605.2.3	1605.2.3	1603 江戸幕府成立、1615 江戸で地震
宝永地震	1707.10.28	1707.10.28	1709 新井白石の改革、1703 元禄地震
安政地震	1854.12.23	1854.12.24	1854 日米和親条約、1855 江戸地震
昭和地震	1944.12.7	1946.12.21	1923 関東大震災 1941 太平洋戦争、1945 敗戦 1945 三河地震、1948 福井地震

予測される東海地震、南海地震の発生パターン

1. 宝永型

東海地震、南海地震が同時に発生する。
地震規模、被災地の広がり、津波災害が甚大となる。

2. 安政型

東海地震発生の後、数十時間後に南海地震が発生する。
緊急災害対応中に地震発生するため二次災害が拡大する。

3. 昭和型

東海地震と南海地震の間が数年空く。
復興努力が無に帰す。

最悪のシナリオ

東海地震と南海地震が数時間違いで発生し、
数日遅れで関東地震が発生する。 → 3連動地震

災害時医療対策

多数の負傷者 → 災害時救急医療

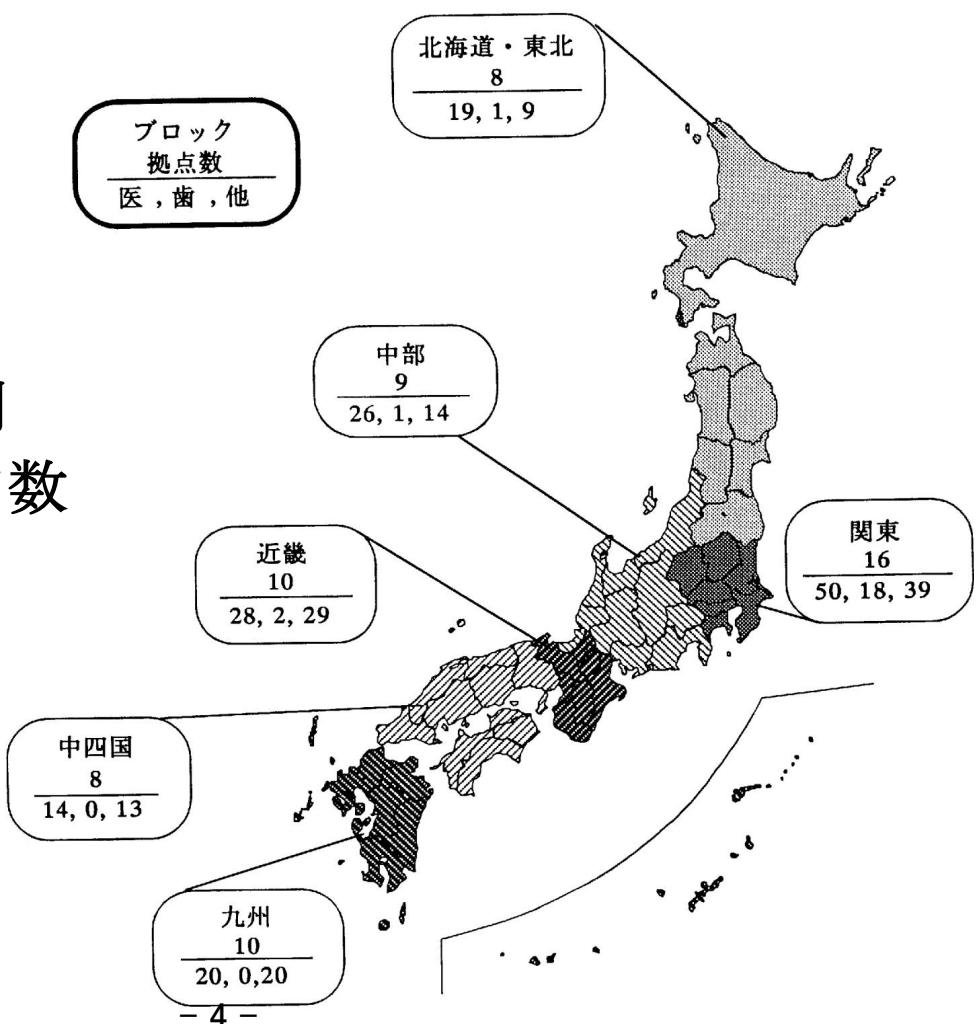
多数の死亡者 → 災害時死体検案

身元確認、死因解明

3連動 → 四国の孤立 → 応援なしで対応

死体検案、個人識別：医師会、歯科医師会

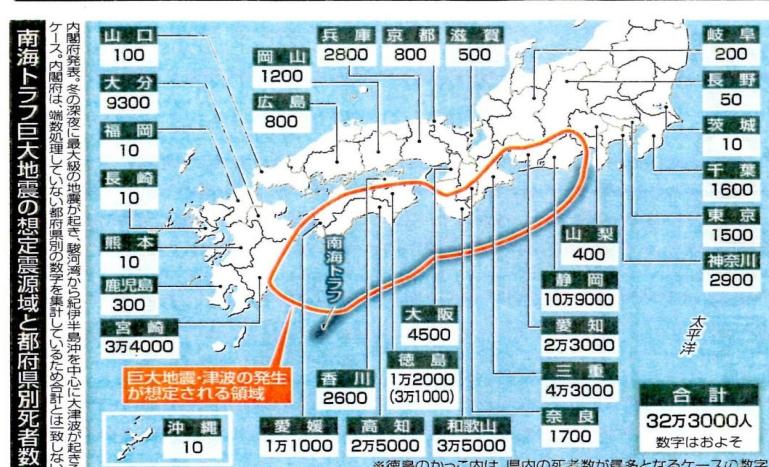
日本法医学会
災害時ブロック別
派遣可能スタッフ数
平成7年度版



複数の法医学講座、監察医機関が関係した災害・事件

年	災害・事件	県名	死者数
1985年	日航機墜落事故	群馬県	520
1990年	雲仙普賢岳火碎流災害	長崎県	44
1990年	スーパー長崎屋尼崎店火災	兵庫県	15
1991年	信楽高原鉄道列車事故	滋賀県	42
1994年	中華航空機墜落事故	愛知県	264
1995年	阪神・淡路大震災	兵庫県	6,437
1995年	東京地下鉄サリン事件	東京都	12
2005年	JR福知山線脱線事故	兵庫県	107
2011年	東日本大震災	2012年11月7日 行方不明者 関連死	15,873 2,768 2,303
2015年?	南海トラフ地震(内閣府想定) (30年以内に、60%の確率で発生)	全国 徳島県	323,000 31,000

県内死者 最悪3万1000人



南海トラフ地震

内閣府は29日、東海沖から四国沖にかけての南海トラフ沿いで巨大地震が発生した場合、徳島県で最大3万半千人、全国32万3千人が死傷するとの被災想定を公表した。冬の深夜に最大級の地震と大津波が起こったと仮定した上で、徳島は8割が津波による犠牲者。南海・東南海地震を想定し、県が2005年に公表した県内死者数4300人の7~8倍に膨れ上がった。

内閣府想定 全国は32万人
8割津波で犠牲

南海トラフ巨大地震の想定震源域と都府県別死者数
内閣府発表、冬季深夜に最大級の地震が起き、駿河湾から紀伊水沖を中心とする津波が起きた場合、想定される領域
ケース内閣府別に想定震源域を集計していざなみ合計(抜粋)は致しません
南海トラフ巨大地震の想定震源域と都府県別死者数

東日本大震災を教訓に震源域の広さを従来の約2倍、地震の規模をマグニチュードクラスで高めるなど、科学的に考へられた最大級の地震と津波を検討。東海、近畿、四国、九州の各地方が大きく被災する4ヶ所について被害を推計した。徳島は駿河湾から紀伊水沖を中心とする津波とつながったケースで、関東以西の30都府県で死者が発生し、最多は静岡県の10万9千人。負傷者は全国で62万3千人以上。徳島県の死者が最多となるのは、海部郡沖で岩盤の初期破壊が始まり、近畿地方が大きな被害を受けたケースで、原因別では津波が2万5千人、建物倒壊5千人、火災500人、急傾斜地崩壊40人。負傷者は最大3万人以上。堤防や水

被災死亡要因

本震

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

火災

→ 一酸化炭素中毒、焼死

津波

→ 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

※ 摆によるショック死

車両 摆→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波

関連死

遺体検案(死亡診断書・死体検案書の書き方等)研修会

講演 I 遺体検案の実際① 一遺体検案の制度について—
死体现象について

担当 法医学分野 准教授 主田英之

講演 II 遺体検案の実際② 一般的な死体検案について
災害時の死体検案について

講演 III 一般的な死亡診断書(死体検案書)の書き方
災害時の死亡診断書(死体検案書)の書き方

担当 法医学分野 教授 西村明儒

本シリーズでお伝えしたいこと

日常的な死亡診断（書）（死体検案（書））に関して注意すべき点

大規模災害時に注意すべき点

医師には、法律によって、死亡診断書（死体検案書）の交付の義務が課せられており、死亡に関する真実を医学的に、正確に記載するよう¹に要請されている。[医師法第19条『応召義務』](#)

[刑法第160条『医師の虚偽私文書作成、行使の罪』](#)

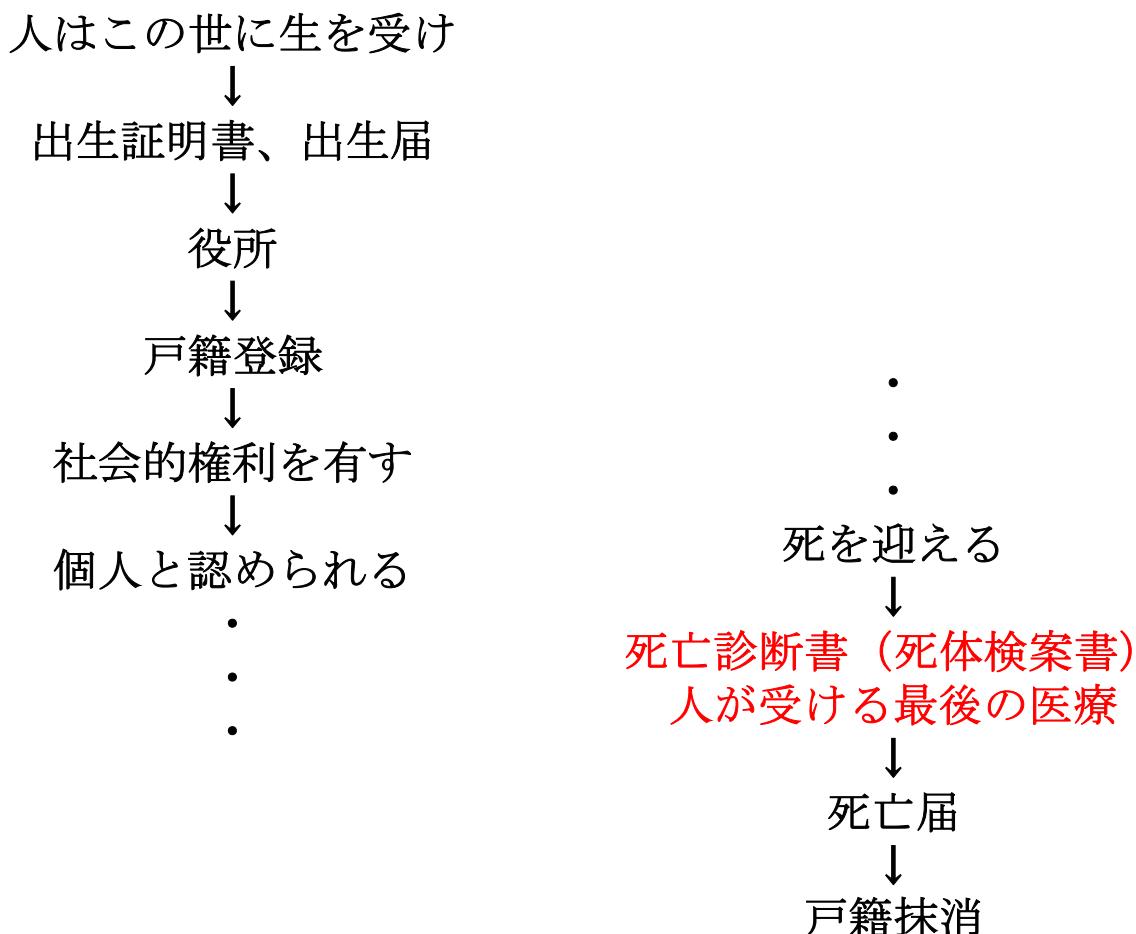
しかし、どんな状態の遺体であっても死因を明らかにするよう、どんな状況であっても状況を明確にするよう²に要請されているわけではない。[曖昧なことは曖昧であることが分かるように記載する、因果関係の明確でないことは、記載しないことが大切である。](#)

遺体検案の実際

－遺体検案の制度について－

徳島大学・大学院医歯薬学研究部・医科学部門・社会医学系
法医学分野

主田英之 NUSHIDA Hideyuki



人の出生

- 1) 陣痛説: 陣痛開始時
- 2) 一部露出説
- 3) 全部露出説
- 4) 啼泣説: 産声を上げれば
- 5) 第一呼吸説: 呼吸開始時
(独立呼吸説)

人の死

- 三徴候説
脳死
- 胎児の死
厚生労働省令
①心拍動
②呼吸運動
③随意筋の運動

刑法 一部露出説

民法 全部露出説(民法第3条)

※ 相続権は胎児から認められている(民法第886条)

死亡診断書（死体検案書）は、『人間の死亡に関する厳粛な医学的証明であり、その人の社会的関係における権利主体としての終止を法律的に証明するもの』である。

医師は、法律によってその交付の義務が課せられており、死亡に関する真実を医学的に、正確に記載するように要請されている（医師法第19条『応召義務』、刑法第160条『虚偽診断書等作成』、第161条『偽造私文書等行使』）。

死亡診断書（死体検案書）の記載に当たっての留意点について解説するとともに両者の違いを人の死後の法的取り扱いの流れの中で概説したい。

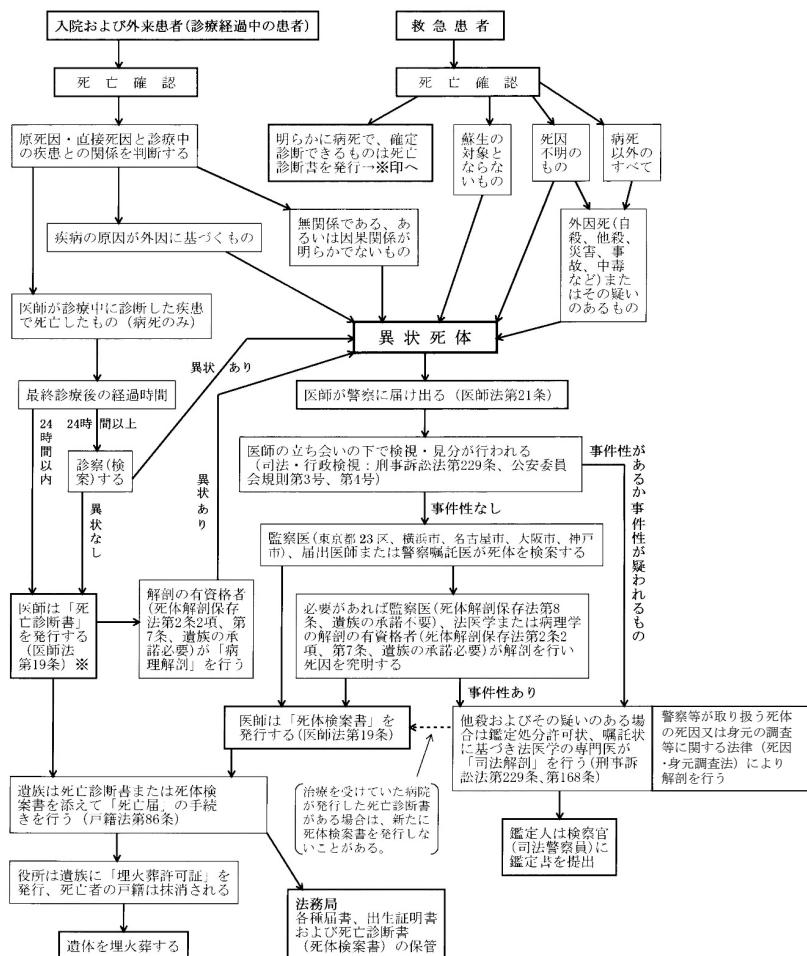
応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について

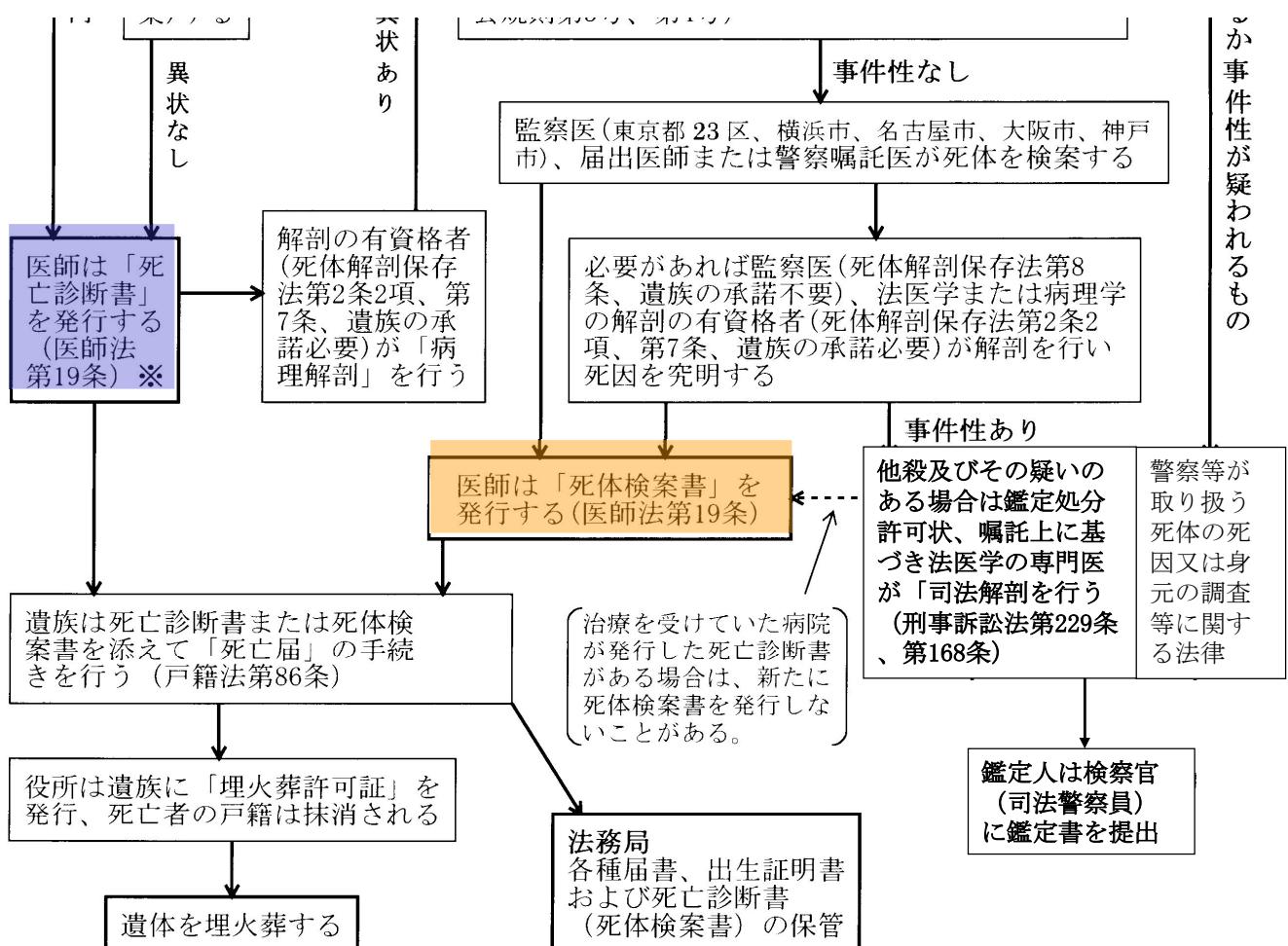
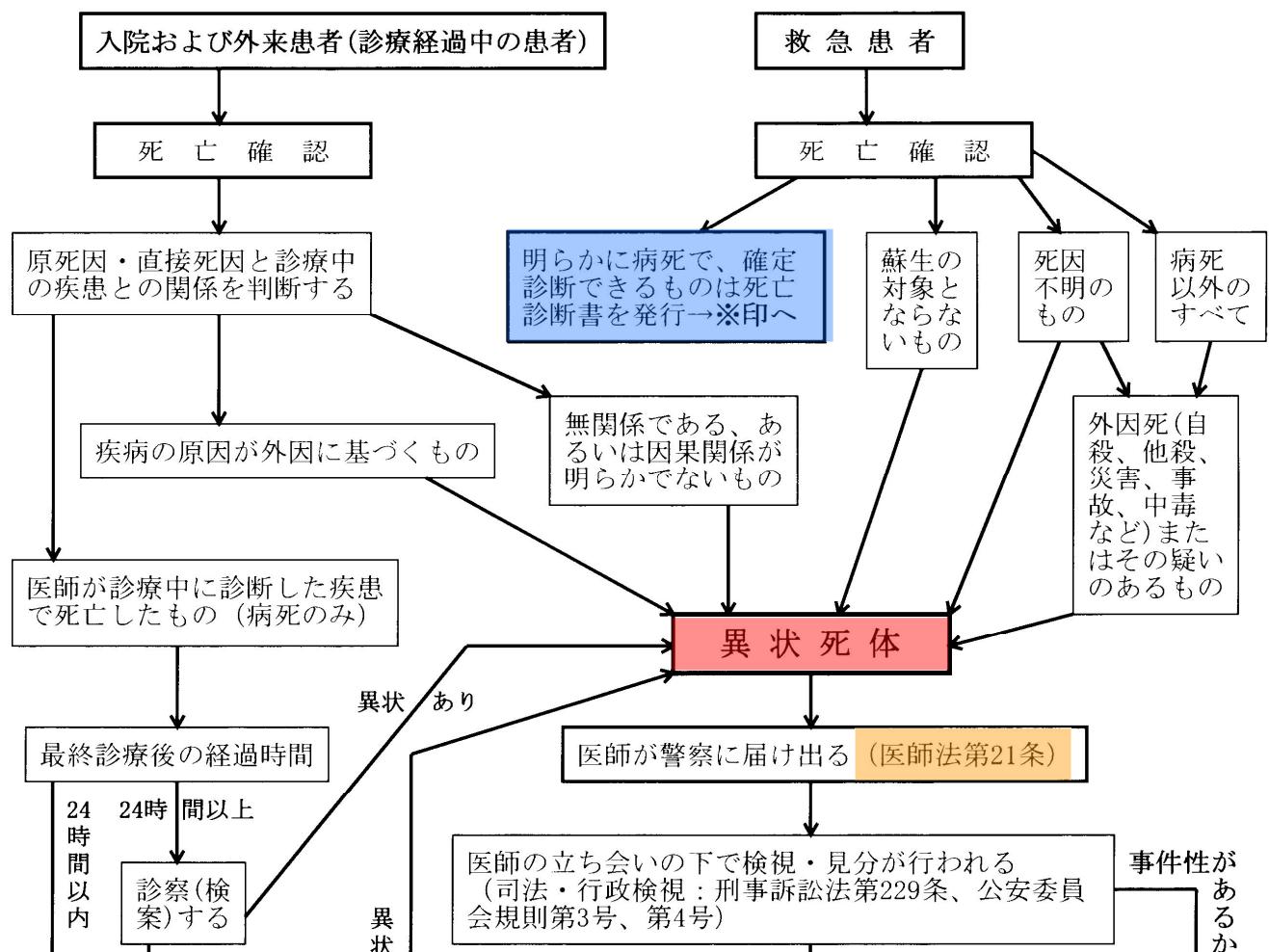
医政発1225第4号 令和元年12月25日

厚生労働省医政局長
(公印省略)

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について

医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項においては、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、いわゆる医師の「応招義務」を定めている。この応招義務に関連して、「病院診療所の診療に関する件」（昭和24年9月10日付け医発第752号厚生省医務局長通知。以下「昭和24年通知」という。）等において、医師や医療機関（病院、診療所など）への診察治療の求めに対する対応に関する解釈を示してきたところであるが、現代においては医師法制定時から医療体制が大きく変化していることに加





診療の義務

【医師法 第19条】

(2) 診察もしくは検案をし、または出産に立ち会った医師は、**診断書**もしくは**検案書**または出生証明書もしくは死産証書の交付の求めがあった場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

【歯科医師法 第19条】

(2) 診察をなした歯科医師は、**診断書**の交付の求めがあった場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

無診療治療の禁止

【医師法 第20条】

医師は、**自ら診察しないで治療をし、もしくは診断書もしくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書もしくは死産証書を交付し、または自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。**

【歯科医師法 第20条】

歯科医師は、**自ら診察しないで治療をし、または診断書もしくは処方箋を交付してはならない。**

第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。

但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。

但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

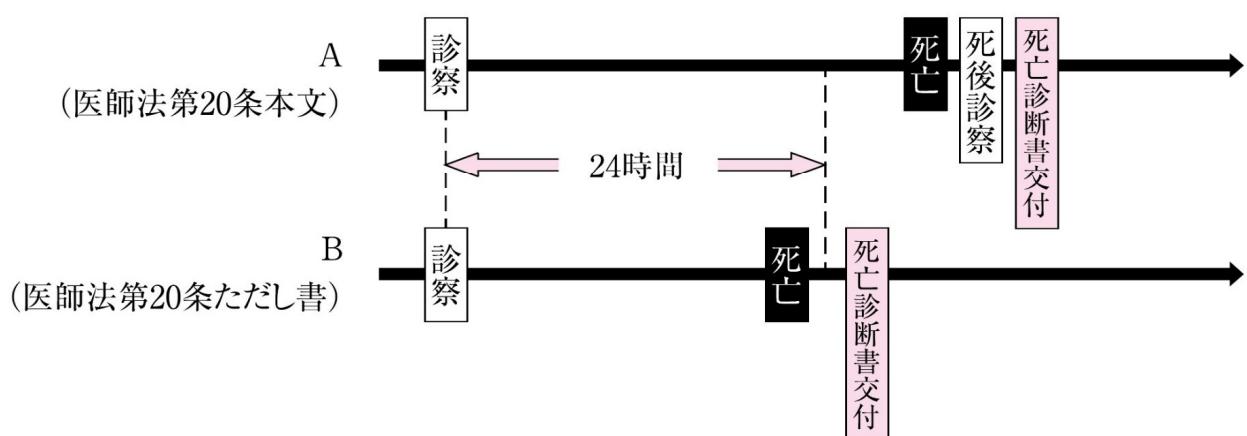


受診後、診断されている疾病により、経過に矛盾無く、24時間以内に死亡した場合、死亡に立ち会わなくても死亡診断書を交付できる



24時間経過後は、再度、(死後)診察を行い死亡診断書を交付

医師が患者の死亡に立ち会わず死亡診断書を交付する場合の考え方



異状死体の届出義務

【医師法 第21条】

医師は、死体または妊娠4月以上の死産児を検案して
異状があると認めたときは

24時間以内に

所轄警察署へ

届出なければならない



2 死亡診断書と死体検案書の使い分け

医師は、次の二つの場合には、死体検案を行った上で、死亡診断書ではなく死体検案書を交付することになっています。

- ① 診療継続中の患者以外の者が死亡した場合
 - ② 診療継続中の患者が診療に係る傷病と関連しない原因により死亡した場合
- また、外因による死亡またはその疑いのある場合には、異状死体として24時間以内に所轄警察署に届出が必要となります。

平成26年度版 死亡診断書記入マニュアル

はい
死亡の原因は、
傷病と関連した

また、外因による死亡またはその疑いのある
場合には、異状死体として24時間以内に所轄
警察署に届出が必要となります。

(注)「異状」とは「病理学的異状」ではなく、「法医学的異状」を指します。「法医学的異状」については、日本法医学会が定めている「異状死ガイドライン」等も参考にして下さい。

(注)「異状」とは「病理学的異状」ではなく、「法医学的異状」を指します。「法医学的異状」については、日本法医学会が定めている「異状死ガイドライン」等も参考にして下さい。

異状死ガイドライン (日本法医学会)

1. 外因による死亡（診療の有無、診療の期間を問わない）
2. 外因による傷害の続発症、あるいは後遺障害による死亡
3. 上記 1. または 2. の疑いがあるもの
4. 診療行為に関連した予期しない死亡、およびその疑いがあるもの
5. 死因が明らかでない死亡



2 死亡診断書と死体検案書の使い分け

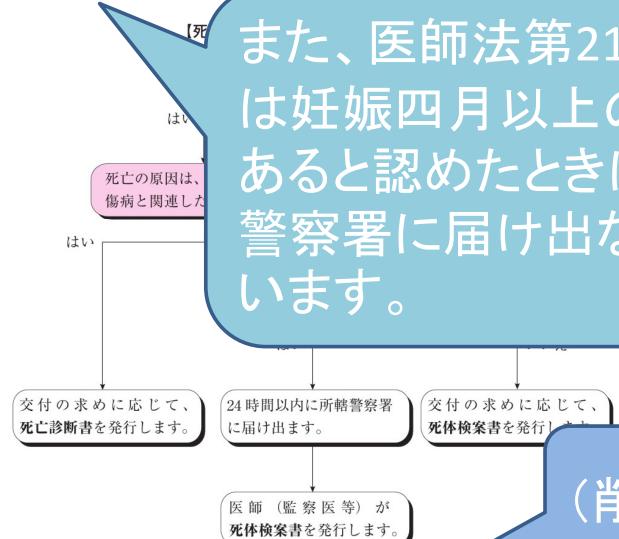
医師は、次の二つの場合には、死体検案を行った上で、死亡診断書ではなく死体検案書を交付することになっています。

① 診療継続中の患者以外者が死亡した場合

② 診療継続中の患者が診療に係る傷病と関連しない原因により死亡した場合

また、医師法第21条では、「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」とされていきます。

平成28年度版 死亡診断書記入マニュアル



また、医師法第21条では、「医師は、死体または妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」とされています。

(削除！！)

平成27年10月施行医療法改正
「医療の安全の確保」



2 死亡診断書と死体検査書の使い分け

- 医師は、「自らの診療管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合」には「**死亡診断書**」を、それ以外の場合には「**死体検査書**」を交付してください。
- 交付すべき書類が「**死亡診断書**」であるか「**死体検査書**」であるかを問わず、異状を認める場合には、所轄警察署に届け出してください。その際は、捜査機関による検視等の結果も踏まえた上で、死亡診断書もしくは死体検査書を交付してください。

(参考) 医師法第21条
医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

(注) 24-2頁「参考⑤」を参照すること。

平成31年度版 死亡診断書記入マニュアル

参考⑤を参照すること

3 医師が患者の死亡に立ち会えなかった場合

- 医師は、自ら診察しないで診断書を交付することが法律で禁止されています（医師法第20条）。ここでいう「**診断書**」には、死亡診断書も含まれます。
- 診療中の患者が死亡した場合、これまで当該患者の診療を行ってきた医師は、たとえ死亡に立ち会えなくとも、死亡後に改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、医師法第20条本文の規定により、**死亡診断書**を交付することができます。この場合は死体検査書を交付する必要はありません（次回のA）。

(例)

末期がんの患者Aは、最期を自宅で迎えるため、自宅にて療養している。積極的な治療を行わない方針の下、訪問診療を行う医師Bによる定期的な診療を受けている。ある日、医師Bが患者Aの診察を行ったところ、早晩死ぬことが予想された。その旨を連携して訪問看護を行なう看護師C及び家族に伝え帰宅した。それから数日後の深夜、患者Aは家族及び看護師Cに見守られ死亡した。看護師Cから患者A死亡の電話連絡をうけた医師Bは「翌朝、患者A宅を訪問し、死後の診察を行うこと」を伝えた。翌朝、患者A宅を訪問した医師Bは、死亡後に改めて診察し、死亡の事実、死因が診療中の末期がんであることを確認し、医師法第20条本文の規定により、**死亡診断書**を交付した。

- また、最終の診察後24時間以内に患者が死亡した場合においては、これまで当該患者の診療を行ってきた医師は、死亡後に改めて診察を行うことなく「生前に診療していた傷病に関連する死亡であること」が判定できる場合（※）には、医師法第20条ただし書の規定に

- 4 -

平成31年2月8日 別添
医政医発0208第3号

各都道府県医務主管部（局）長宛

厚生労働省医政局医事課長
(公印省略)

医師による異状死体の届出の徹底について（通知）

死因究明等の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。近年、「死体外表面に異常所見を認めない場合は、所轄警察署への届出が不要である」との解釈により、薬物中毒や熱中症による死亡等、外表面に異常所見を認めない死体について、所轄警察署への届出が適切になされないおそれがあるとの懸念が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、医師法第21条について、下記の通り周知することとしましたので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

記

医師が死体を検査するに当たっては、死体外表面に異常所見を認めない場合であっても、死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情を考慮し、異状を認める場合には、医師法第21条に基づき、所轄警察署に届け出ること。

(参照条文) 医師法(昭和23年法律第201号)

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

**厚生労働省からの
通達
平成31年2月8日**

厚生労働省からの通達

平成31年2月8日

医師による異状死体の届出の徹底について（通知）

死因究明等の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、「死体外表面に異常所見を認めない場合は、所轄警察署への届出が不要である」との解釈により、薬物中毒や熱中症による死亡等、外表面に異常所見を認めない死体について、所轄警察署への届出が適切になされないおそれがあるとの懸念が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、医師法第21条について、下記の通り周知することとしましたので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

厚生労働省からの通達

平成31年2月8日

記

医師が死体を検案するに当たっては、死体外表面に異常所見を認めない場合であっても、死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情を考慮し、異状を認める場合には、医師法第21条に基づき、所轄警察署に届け出ること。

（参照条文） 医師法（昭和23年法律第201号）

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
(死因身元調査法) 平成25年4月1日施行

死因究明等の推進に関する法律
(死因究明推進法) 平成24年9月21日施行

但し、時限立法

死因究明等推進基本法
(死因究明推進法) 令和2年4月1日施行

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
(死因身元調査法) 平成25年4月1日施行

(死体発見時の調査等)

第四条

警察官は、その職務について、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、**その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。**

3 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 (死因身元調査法) 平成25年4月1日施行

(解剖)

第六条

警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるとときは、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

2 警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りでない。

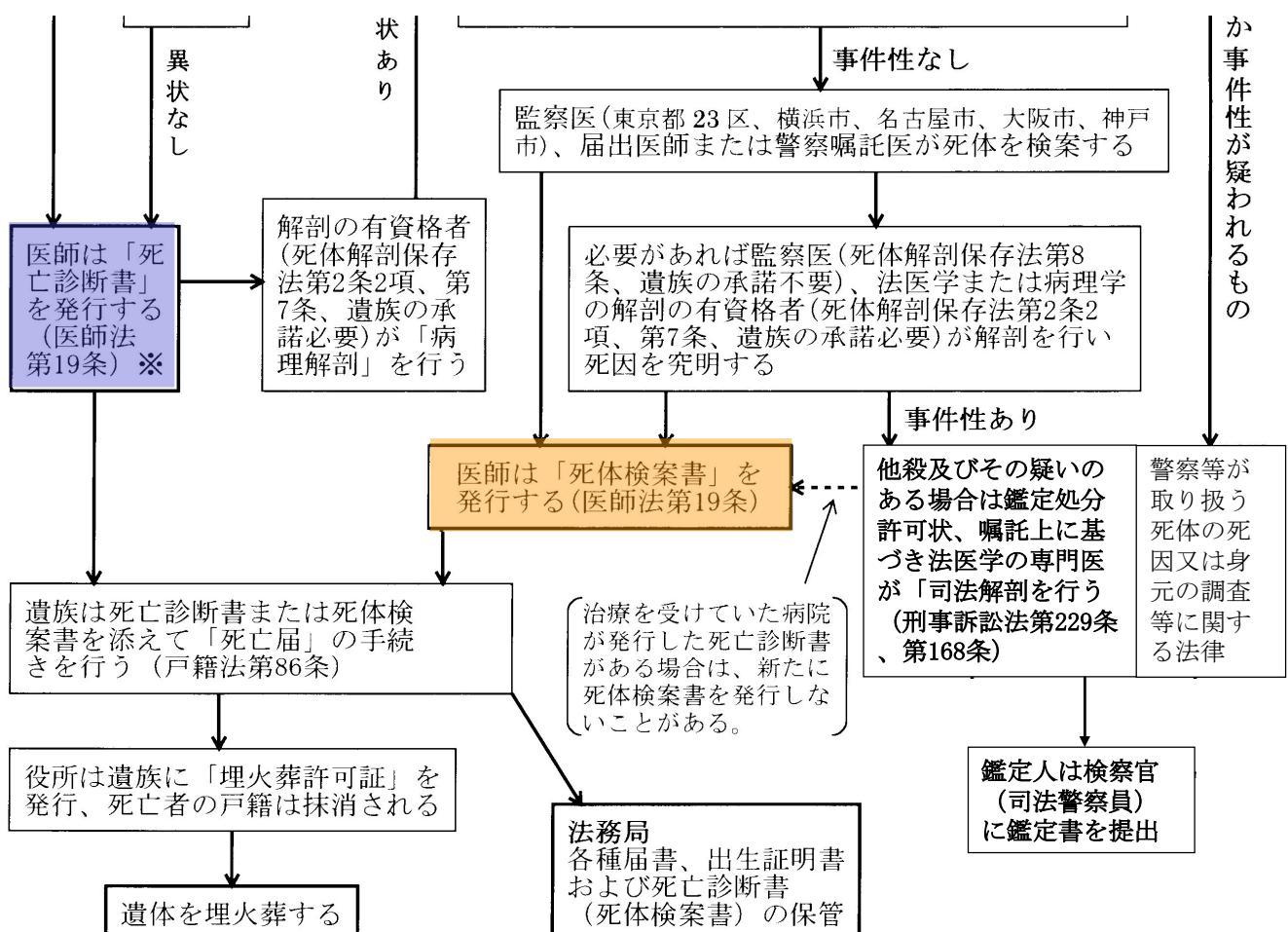
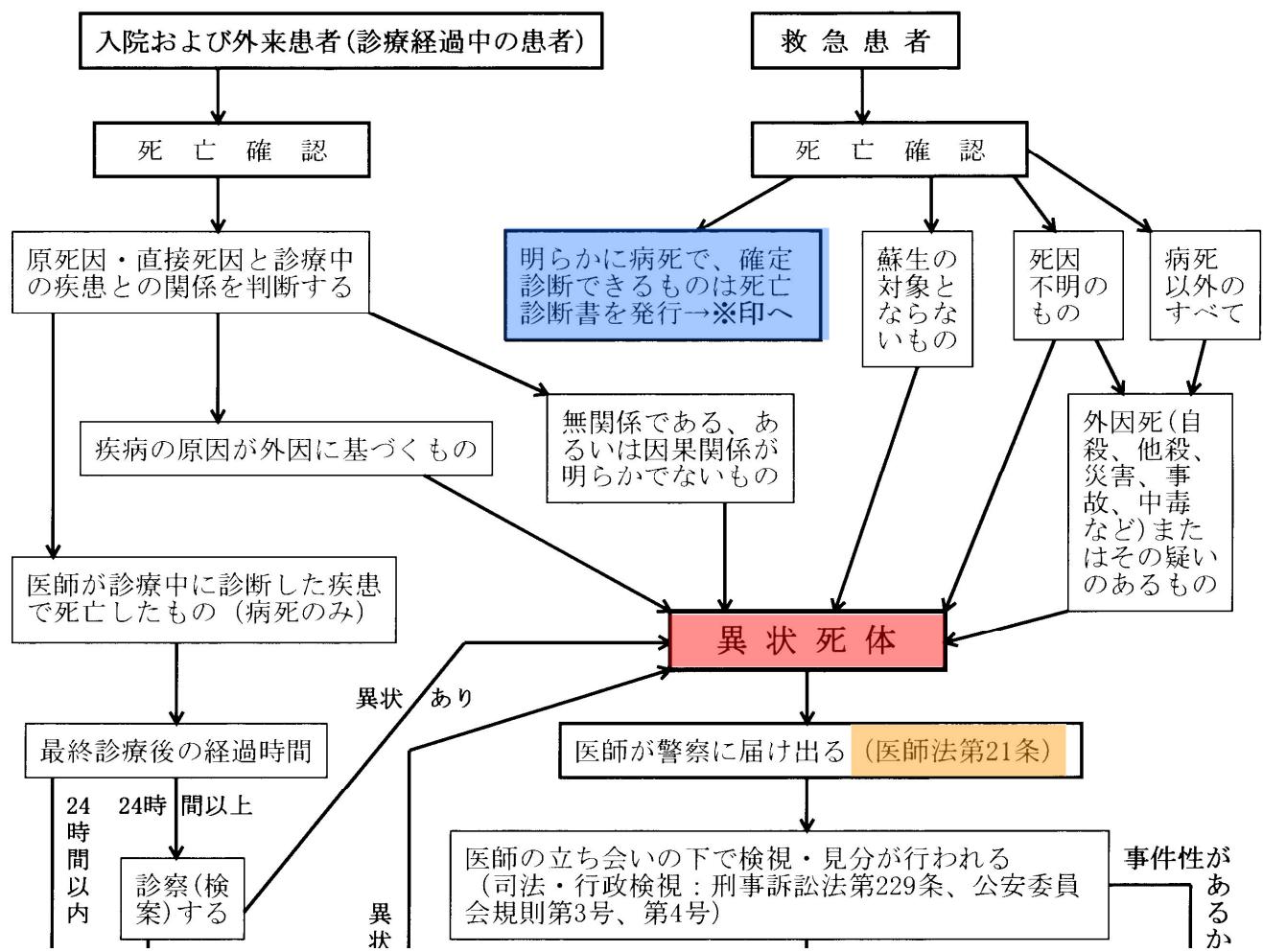
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 (死因身元調査法) 平成25年4月1日施行

(身元を明らかにするための措置)

第八条

警察署長は、取扱死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができる。

2 前項の規定による身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。



死亡診断書（死体検案書）の役割

死亡診断書（死体検案書）には、以下に示す4つの役割が考えられる。

①死因統計の**医学的文書**（医療行政の基礎的データ）

②一人の人間を社会から抹消する戸籍事務の**行政的文書**

（戸籍法第86条第2項『戸籍の抹消』）

③刑事上または民事上の裁判を促す**司法的文書**

④社会保険、私的保険、生命保険などの給付認定、自動車損害賠償、公害その他健康障害を補償する特別法などの効果を担保する**社会福祉的文書**である。

死亡診断書（死体検案書）に関する法律

医師法 19条 証明文書交付義務

その他

20条 無診療治療等禁止

予防接種法

医師法施行規則 記載事項と様式

労働者災害補償保険法

刑法 134条 秘密漏洩罪

公害健康被害の補償等に関する法律

160条 医師の虚偽診断書等作成

健康保険法（各共済）

161条 偽造私文書等行使罪

国民健康保険法

戸籍法 86条 死亡届出

厚生年金保険法

統計法：死因・傷病統計分類

自動車損害賠償保障法

人口動態調査令

災害弔慰金の支給等に関する法律

刑事訴訟法：差押・提出命令

墓地・埋葬等に関する法律

民事訴訟法：証拠保全

恩給法

民法：相続

郵政民営化法

商法：生命保険、匿名組合

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

戦傷病者戦没者等援護法

医師としては、**医学的証明**をしているだけのつもりで発行しても社会制度の中で、様々な目的で用いられることに留意する必要がある。

死亡診断書と死体検案書の使い分け

2 死亡診断書と死体検案書の使い分け

- 医師は、「自らの診療管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合」には**「死亡診断書」**を、それ以外の場合には**「死体検案書」**を交付してください。
- 交付すべき書類が**「死亡診断書」**であるか**「死体検案書」**であるかを問わず、異状を認める場合には、所轄警察署に届け出てください。その際は、捜査機関による検視等の結果も踏まえた上で、死亡診断書もしくは死体検案書を交付してください。

(参考) 医師法第21条(異状死体の届出)

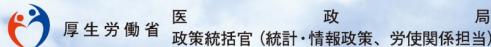
医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

令和5年度版

Manual to fill in a death certificate

死亡診断書 (死体検案書) 記入マニュアル

付録 出生証明書及び死産証書(死胎検案書)記入マニュアル



意義

- 人間の死亡を医学的・法律的に証明する。
- 我が国の死因統計作成の資料となる。
- 死者または遺族の権利の執行に用いられる。

死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	1男 2女	明治 昭和 年 月 日		
		生年月日 大正 平成		
死亡したとき		午前・午後 時 分		
死亡したところ 及びその種別		番地 番号		
施設の名称		()		
死亡の原因		発病(発症) 又は受傷から 歿までの年齢		
I		(ア) 直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因		
II		発病には死因に關係 したものの死因 既往に影響を及ぼし た既往歴等		
手術 薬剤		部位及び主要所見 平成年月日 昭和年月日 手術年月日 平成年月日 昭和年月日 主要所見		
死因の種類		1 命死及び自然死 不慮の外因死 外因死 その他及び不詳の外因死		
外因死の 追加事項		2 交通事故 3 電気・船若 4 深水 5 煙、火災及び火炎による傷害 6 痛風 7 中毒 8 その他 9 その他 10 他殺 11 その他の不詳		
◆ 伝聞又は推定 情報の場合でも 書いてください		12 不詳の死 傷害が発生した とき 傷害が発生した ところの種別 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		
手段及び状況		傷害が 発生し たとこ ろ 都道 府県 市 区 郡 町村		
生後1年未満で 死んだ場合の 追加事項		出生時体重 グラム 単位・多胎の別 1単胎 2多胎 (子中第子) 妊娠週数 妊娠・分娩時における母体の病歴又は異状 母の生年月日 前回までの妊娠の結果 出生児 死産児 胎兒 (妊娠22週以後に限る)		
その他に付記すべきことわざ				
上記のとおり診断(検査)する		診断(検査)年月日 平成年月日 本診断書(検査書)発行年月日 平成年月日		
[病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所]		番地 番号		
(氏名) 医師		印		

記入の注意

生年月日が不明の場合は、歿
までの年齢をカッコで付けて下さい

夜の時間は「午前の時」、昼
の時は「午後の時」と書いて下さい

「北京市」は、漢語表記

「新潟市」は、日本語表記

「新潟県」は、日本語表記

「新潟県連絡事務局」は、カッコ

内に書いて下さい

郵便番号等は、日本語で書いて下さい

「平成」は、各都道府県について発

行の型式(例: 患者名)、死因

(例: 両肺充血)、剖検

(例: 脳梗塞)、死因

(例: 脳梗塞)等もでき

るだけ書いて下さい

死因中の死因の場合は「妊娠
黄疸等」、また、分娩中の死
因の場合は「妊娠中の死
因」等と記入して下さい

既往歴に既往歴を記入する
場合は既往歴の死因は

「妊娠中期既往歴何項目」と

書いて下さい

「既往歴」は、両大又はその診断

名を記入して下さい

「既往歴」は、既往歴や既往歴等

による併記についてもカッコ

をして書いて下さい

「出生年月日」は、要医療機関か
らの診断書の記載の年月日を
そのまま記入して下さい

「出生年月日」は、火災による一氧化
炭中毒、窒息等も含まれます

「住居」とは、住宅、宿舎を

主とするもの等の住居を指す

「死産」は合まれません

「死産」は、死産の個体の性別を

記入して下さい

既往歴記入欄は、既往歴、既往

歴等、既往歴記入欄より選

択して、できるだけ正確に書く

て下さい

「既往歴」欄等を参考に書く

て下さい

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成	午前・午後 時 分 〔生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください〕	生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコ付して書いてください。		
死亡したとき	平成 年 月 日			午前・午後	時 分	夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。		
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他					「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。	
	死亡したところ						番地 番号	死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。
	(死亡したところの種別1~5)						()	
施設の名称								

記入の注意

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成	午前・午後 時 分 〔生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください〕	生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコ付して書いてください。		
死亡したとき	平成 年 月 日			午前・午後	時 分	夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。		
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他					「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。	
	死亡したところ						番地 番号	死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。
	(死亡したところの種別1~5)						()	
施設の名称								

記入の注意

3 介護医療院・介護老人保健施設

介護医療院とは、要介護者であって、主として**長期にわたり療養が必要である者**に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことを目的とした施設です。一方、介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその**心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者**に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。両施設とも、介護保険法（平成9年法律第123号）による都道府県知事の許可を受けたものをいいます。

死因

死 亡 の 原 因 ◆ I 欄、II 欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I 欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I 欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は（エ）欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください。（例：1年3ヶ月、5時間20分）		傷病名等は、日本語で書いてください。 I 欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。
		(イ)(ア)の原因			
		(ウ)(イ)の原因			
		(エ)(ウ)の原因			
II	直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等				
手術	1無 2有 { 部位及び主要所見 }	手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日	I 欄及び II 欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。	
解剖	1無 2有 { 主要所見 }				

（6）死亡の原因

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）では、「死亡の原因」欄の記載内容を基に世界保健機関（WHO）が示した原死因選択ルールにしたがって、「原死因」を確定し、死因統計を作成しています。

（参考） WHOでは「原死因」を、「直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となつた疾病又は損傷」又は「致命傷を負わせた事故又は暴力の状況」と定義しています。

死因の種類 ◆ 伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	1 病死及び自然死 外因死 12 不詳の死	不慮の外因死 その他及び不詳の外因死	2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火炎による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因	傷害が発生したとき 傷害が発生したところの種別 手段及び状況	都道府県 市区町村	を付して書いてください。 「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。 「5煙、火災及び火炎による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。 「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。 傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。 妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に書いてください。
	外因死の追加事項					
	出生時体重 グラム 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 追加事項					
生後1年未満で病死した場合の追加事項	1单胎 2多胎（子中第子） 母の生年月日 昭和 年 月 日 平成	妊娠週数 満週 前回までの妊娠の結果 出生児人 死産児胎 (妊娠満22週以後に限る)				
その他特に付言すべきことがら						

山林内の木の枝にビニール紐をかけて縊頸しているのを発見された

氏名 不詳 (50歳前後)

死亡したところ 徳島県三好市東祖谷落合439番地

深渕自然公園山林内**山林内**

直接死因 **縊死** 短時間

手段および状況

山林内で木の枝にビニール紐をかけて縊頸したもの

傷害が発生したとき 平成29年7月下旬頃 (推定)

死亡日 平成29年7月下旬頃 (推定)

場所の種別 4その他 (山林内)

9月15日午前7時30分ころ、徳島県海部郡海陽町鞆浦5番地、鞆浦港において、**自動車を運転し、自動車とともに海中に飛び込んだ**のを付近の人が目撃した。

死亡したところ

徳島県海部郡海陽町鞆浦5番地、鞆浦港 ^{ともうら} 種別 7その他

直接死因 窒息死 短時間

アの原因 溺水吸引 短時間

死因の種類 **9自殺 or 11その他および不詳の外因**

手段および状況 ところ 4その他(港)

自動車を運転し、自動車ごと海中に飛び込んだという

自宅、浴槽内で死亡していた

直接死因	虚血性心疾患	溺死	窒息(死)	溺死
アの原因		虚血性心疾患	溺水吸引	
イの原因			虚血性心疾患	
II				虚血性心疾患

死因の種類 1 病死、自然死 or 4 溺水

手段および状況 or その他特に付言すべきことがら

遺体検案の実際

—死体现象について—

徳島大学・大学院医歯薬学研究部・医科学部門・社会医学系・
法医学分野
主田英之 NUSHIDA Hideyuki

人の出生

- 1) 陣痛説：陣痛開始時
- 2) 一部露出説
- 3) 全部露出説
- 4) 啼泣説：産声を上げれば
- 5) 第一呼吸説：呼吸開始時
(独立呼吸説)

刑法 一部露出説

民法 全部露出説

相続権は胎児から認められている

人の死

三徵候説

脳死

胎児の死

厚生労働省令

①心拍動

②呼吸運動

③随意筋の運動

死とは？

医学的概念：生体の恒常性の維持ができなくなった状態、エントロピーの増大のみ

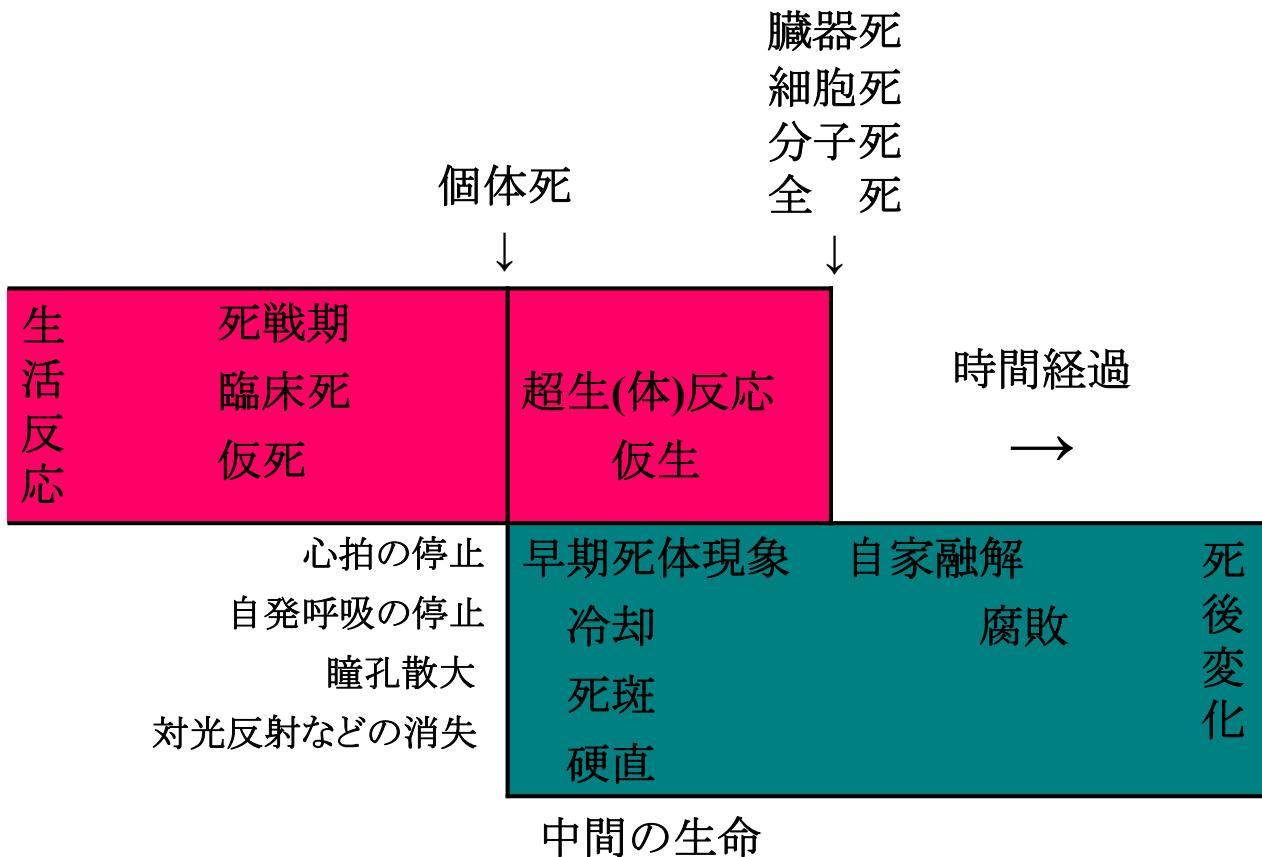
法律的意味：社会の権利主体としての終止

なぜ脳死がもめたのか？

医者不信よりも、死の社会的意義の存在の方が大きい
医者が勝手に変えていいのか？

まず、死の社会的意義があって、
(医者という職業が出現するまでにすでに死はあって)

死の三徴候（心拍の停止、呼吸の停止、脳機能の停止）は、
医学的・生物学的に時間的幅のある死の現象（死戦期から腐敗まで）の中から社会が納得したもの



呼吸停止後の各臓器・組織の生命持続時間

大脳皮質	5分
延髄	20分以上
心筋	10~20分
骨格筋	2~4時間
胃腸壁細胞	10時間
軟骨細胞	10~24時間
骨細胞	20~70時間
精虫、表皮細胞	数時間~数日
死後の瞳孔収縮持続	2~3時間
瞳孔の薬物に対する反応	
アトロピンに対し	4時間
エゼリンに対し	2時間
線毛上皮細胞の運動	5時間
胃の消化能力	数時間
血球・組織の呼吸能力	数時間

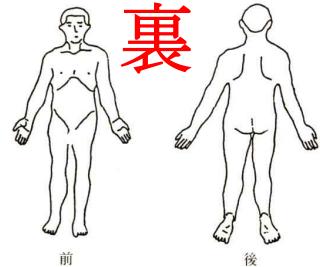


トリアージ・タッグ (災害現場用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他の	
診断・処置内容			
特記事項			

表

トリアージ・タッグ	
特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)	
----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	

その他の応急措置の状況等



救急業務規程

隊長は、傷病者が明らかに死亡していると認めた場合または医師が死亡していると診断した場合には、これを搬送しないものとする。

大分県臼杵市

前項の傷病者が明らかに死亡しているときは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 頸部または体幹部が離断しているとき
- (2) 死後硬直が起こっているとき
- (3) 死斑の状況等から一見して死亡していると判断されるとき

死体现象

個体としての死の直後から、全身的な新陳代謝の停止と外界環境の影響により全身各所に様々な現象や変化が現れる。これらを死体现象と言い、以下の4つに大別される。

- 1) 早期死体现象
- 2) 晩期(または後期)死体现象
- 3) 特殊(または異常)死体现象
- 4) 動物による死体の損壊

1) 早期死体现象

腐敗現象が発現するまでの、死後比較的早期に見られる現象

- a) 皮膚の蒼白化
- b) 体表面の乾燥
- c) 被圧迫部の扁平化
- d) 体温の低下
- e) 血液就下(死斑の発現)
- f) 筋肉の弛緩と硬直(死体硬直)
- g) 角膜の混濁
- h) 眼圧の低下
- i) 死体の日焼け

2) 晩期(または後期)死体现象

死後比較的遅くに発現する死体现象。

早期死体现象との間に明確な時期的区別はなく、
晩期死体现象が発現するまでの間に発生するものを
早期死体现象と呼んでいる。

a) 自家融解

b) 腐敗

3) 特殊(または異常)死体现象

死体の置かれた環境条件により通常の死体现象とは違った
現象が見られることがある。

これを特殊(または異常)死体现象と呼ぶ。

a) ミイラ

b) 死蟻

c) 浸軟

d) 石胎

e) 冷凍

4) 動物による死体の損壊

昆虫(アリ、ゴキブリ、ハサミムシ)

昆虫の幼虫(ハエのウジ)

多足類(ムカデ)

鳥類(カラス)

哺乳類(イヌ、ネコ、ネズミ)

水棲動物(カニ、エビ、魚、スナホリムシモドキ、サメ)

死体の一部欠損や白骨化までの時間の短縮

蚕食痕を表皮剥脱や挫創と見誤る危険



死体现象の意義

死の確徵

死後経過時間の推定

死体側因子によるばらつき

死因、年齢、体格、栄養状態、発熱、

死亡直前の運動状態など

環境因子によるばらつき

気温、湿度、通気性、保温状態など

皮膚の蒼白化

血液循環が停止すると重力の作用で血液が身体の下の部分に移動することで、身体の上の部分には血液が少なくなり、蒼白となる。

体表面の乾燥

体表面や鼻口腔から水分が蒸発し、乾燥する。

口唇、鼻尖、陰嚢、角膜、眼瞼、手指、足趾などは乾燥しやすい。

皮膚創口も乾燥しやすい。→ 形状がわかりにくくなる。

被圧迫部の扁平化

死後は、皮膚や皮下筋肉の弾力性が低下する。

→ 圧迫されたところが扁平化したり、窪んだりする。

角膜の混濁

乾燥と蛋白の変成で起こる。

開眼している方が閉眼しているより早く進行する。

眼圧の低下

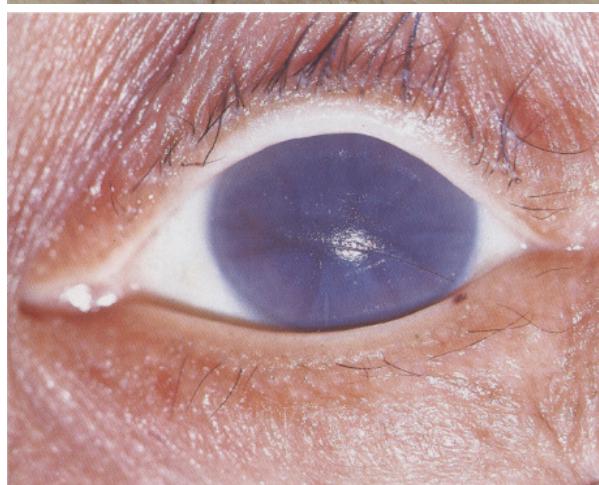
乾燥で眼球が窪んでくる。



軽度

角膜の混濁

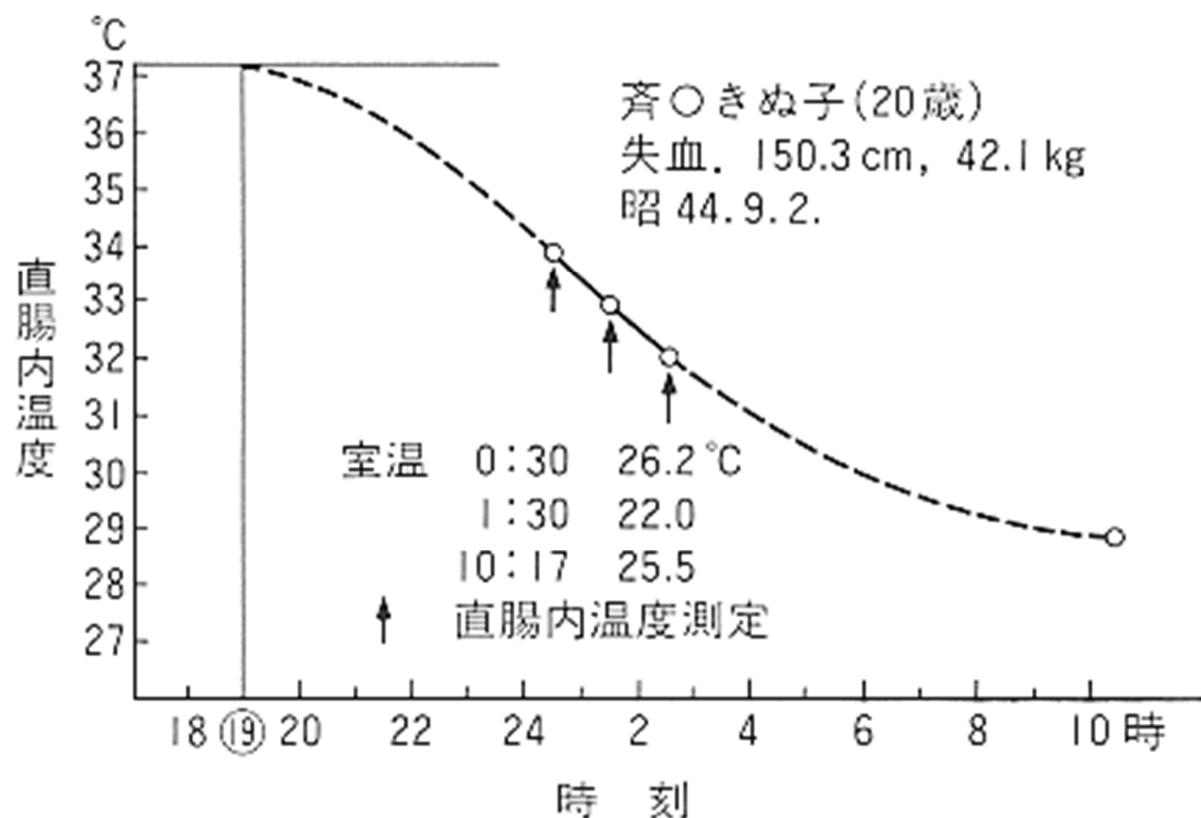
中程度



高度

角膜剥離

体温の低下: 逆S字型の曲線を描く(シグモイド・カーブ)



体温の低下

環境温度による時間あたりの直腸内温度降下

死後経過時間 (時間)	外 気 温(°C)								
	3~5	6~8	9~11	12~14	15~17	18~20	21~23	24~26	27以上
0.01~5.00	2.00	1.81	1.78	1.30	1.17	1.06	0.67	0.57	0.51
5.01~10.00	—	1.10	1.05	0.92	0.86	0.63	0.52	0.47	0.35
10.01~15.00	0.95	0.82	0.78	0.66	0.63	0.55	0.48	0.40	0.33
15.01~20.00	0.85	0.77	0.72	0.62	0.57	0.52	0.46	0.37	0.31
20.01~30.00	0.79	0.74	0.69	0.58	0.53	0.48	0.42	0.33	0.26
30.01~40.00	—	0.61	0.58	0.52	0.45	0.39	0.34	0.27	0.20
40.01以上	0.62	0.48	0.46	0.40	0.39	0.31	0.28	0.16	—
症例数	42	466	347	381	325	389	315	291	222

体温の低下

体格による違い

表4 時間当たりの直腸内温度降下 (I)

やせた人		肥えた人	
死後経過時	時間当たり 下降温度(℃)	死後経過時	時間当たり 下降温度(℃)
0~4	1	0~3	0.65
4~6	1.5	3~7	1.0
6~9	1.0	7~19	0.5
9~19	0.5	19~25	0.25
19~25	0.25		
25時間で 16.5℃ 降下		25時間で 13.45℃ 降下	
外気温 17~18℃		(B. Mucillre, 1937)	

表5 時間当たりの直腸内温度降下 (II)

死後経過時間	時間当たり降下温度(℃)	
	やせた人	肥えた人
0 ~ 10	1.0	0.75
10 ~ 20	0.5	0.5

外気温 17~18℃

夏なら推定値×1.4, 冬なら推定値×0.7

血液就下(死斑の発現)

血液循環の停止 → 血液が身体の低い部分に移動

就下した血液が皮膚を通して見えるのが死斑

被圧迫部には出現しない



血液就下 hypostasis

死斑 post-mortem lividity, livor mortis

最短死後数10分で発現

早期は指圧で容易に消退、時間経過と共に消退し難くなる

早期では体位を変えると転移する

環境温度、死体温が高いと早く固定する

血液の凝固 → 赤血球の血管内壁への付着 → 溶血

→ 消退し難くなる

強弱

急性死ではプラスミンアクティベーターが活性化するので血管内や心臓内の血液は、流動性を保つ

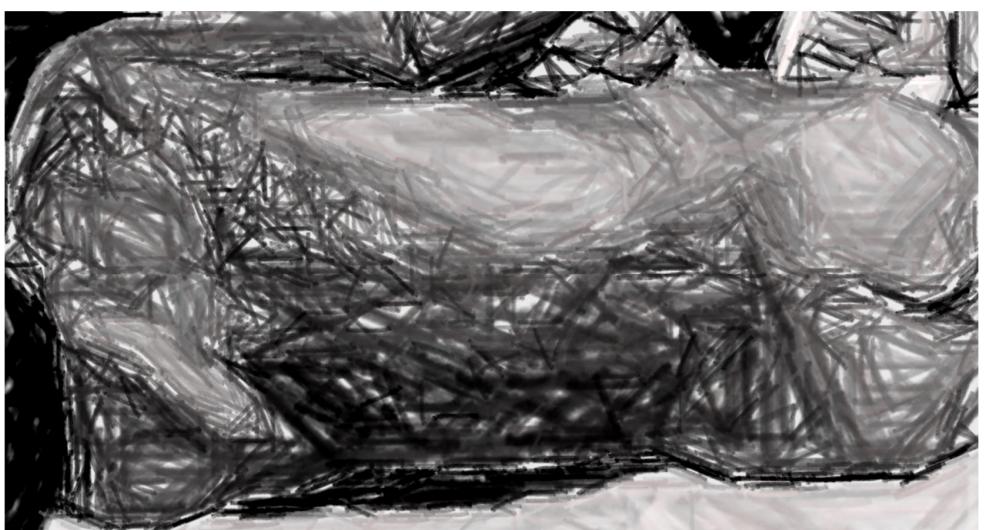
重力の作用を受けやすい → 早く、強く発現

失血死、高齢者、消耗性疾患、貧血状態 → 弱い発現

強い死斑の発現している部位の小出血斑

Tardieu's spots

vibices



死斑の色調と死因

鮮紅色 一酸化炭素中毒、青酸中毒、凍死

褐色調 塩素酸カリウム中毒、亜硝酸ソーダ中毒



メトヘモグロビン形成 (Fe^{3+})

暗緑褐色 硫化物中毒 S^{2-}

硫化メトヘモグロビン

死斑と鑑別すべき病変

血液就下部位	鑑別すべき病変など
眼瞼結膜	充血、うつ血
肺	肺炎、肺出血
胃腸	炎症、びらん、出血、潰瘍
脳	くも膜下出血
膵臓	壊死
膀胱	炎症
皮膚	皮下出血

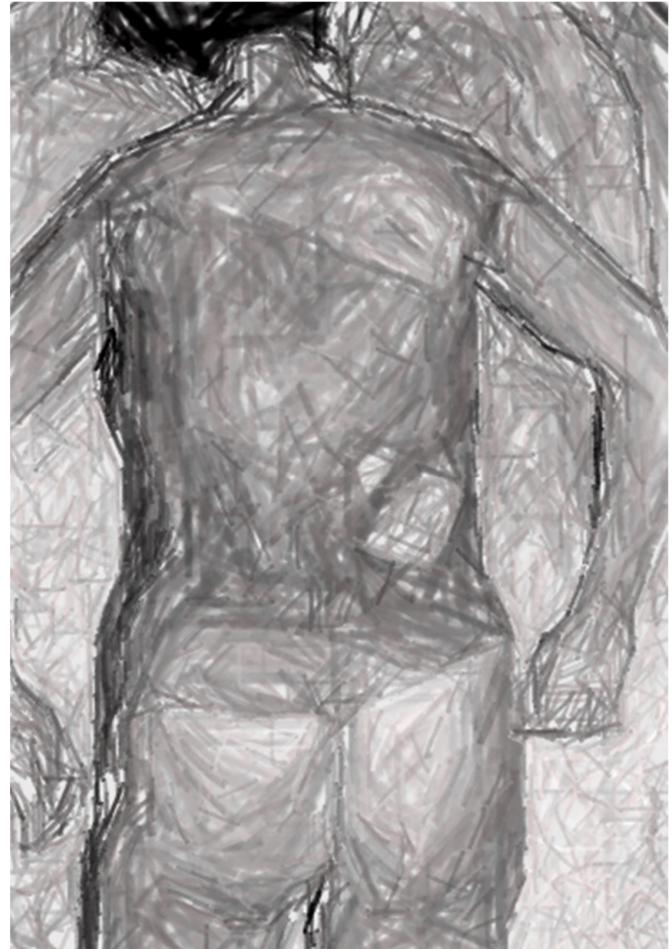
	死斑	皮下出血
発現部位	死体の低位部	一定しない
被圧迫部	認められない	圧迫の有無と無関係
指圧	早期は退色、減色	退色しない
凝血	なし	あり

死体の日焼け

死後も直射日光で日焼けする。

皮膚の色素含有細胞が死ぬまでに時間差があるから。

屋外死体では日中を経過したかどうかの判断の一助となる。

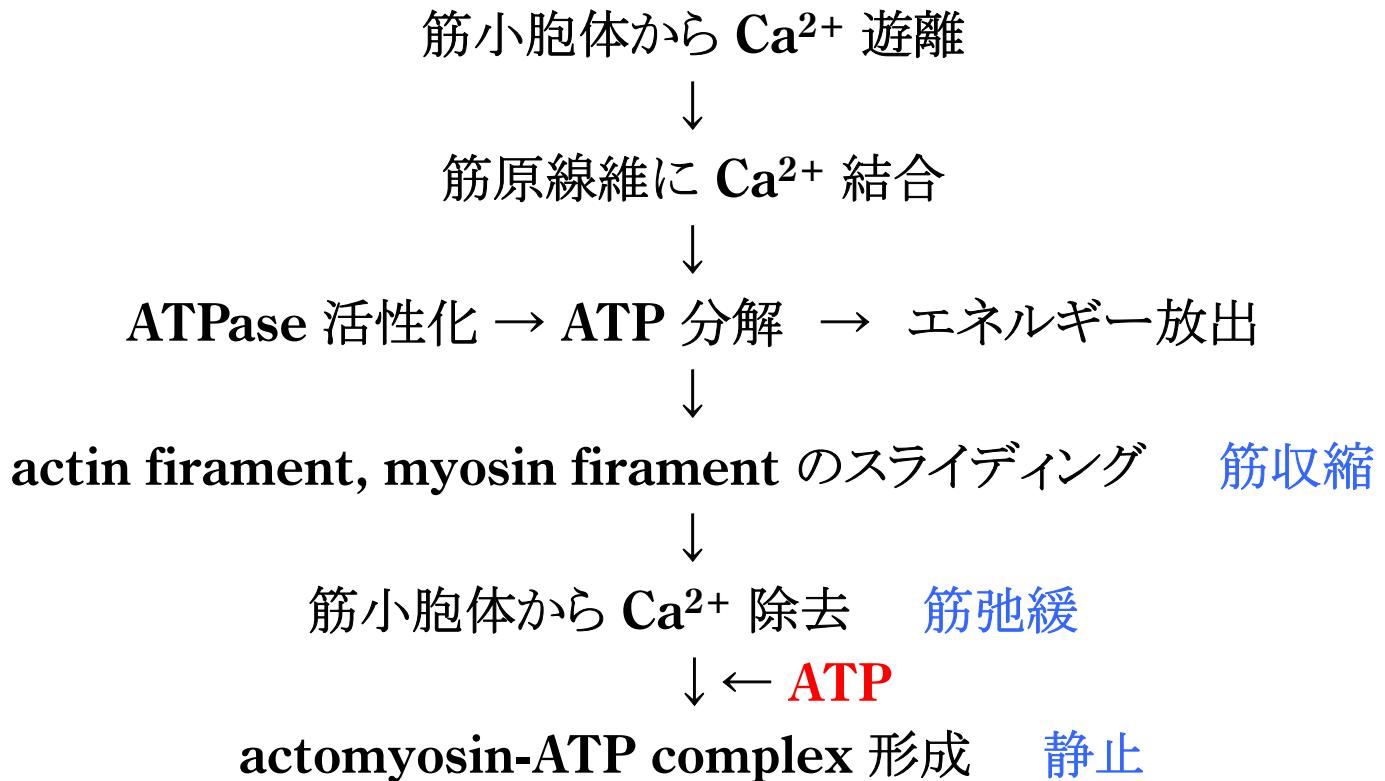


死後硬直、死体硬直 post-mortem rigidity, rigor mortis post-mortem stiffening of the body

全身の神経支配の消失 → 筋の弛緩 → 筋の収縮
→ 関節の固定 → 筋の弛緩(硬直の緩解)

酸素供給停止 → ATP ↓ → アクチン・ミオシン結合固定
→ アクチン・ミオシン分子のゲル化
→ 筋収縮と硬化が不可逆的となる
→ 自己融解

生理的な筋収縮と弛緩



経過　急死では早く発現することが多い

死後2～3時間で顎関節に出現

頸、肩、上肢、下肢、手指、足趾、の順に進行する

= 下行型 typus descendens が多い

まれに上行型 typus ascendens もある

一定時間経過した後、発生した順に緩解する

死後4～5時間程度で緩解させたものは再硬直する

死後12～15時間で最高に達し、20～24時間まで続く

完全緩解には、夏で2日、冬で4日程度必要

心筋の硬直は、30～60分で開始

死体硬直のない死体

死者の手や指を動かし続けることで死後硬直の発生を妨げ、「生前信心をした人は、死んでも硬くならない」と言って、無知な人を騙している新興宗教があるので注意をする

強硬性死体硬直(即時性死体硬直)

死直後から全身の筋肉がほぼ同時に硬直する

各関節が同時に固定されるので生前の姿勢のままという

激しい筋肉疲労、精神的衝撃、頭部射創による即死、

溺水死体が草を握りしめている状態

弁慶の立ち往生、木口小平のラッパ手 etc.

鶩皮、鳥肌 goose skin

皮膚の立毛筋の硬直

瞳孔

死亡直後、筋弛緩のため瞳孔は散大する

その後、瞳孔散大筋と瞳孔括約筋の硬直のため

少し縮瞳する 概ね直径 0.5cm程度

胃腸の平滑筋の硬直

死後硬直に影響を及ぼす因子

1) 筋肉の発育程度

筋肉質の人は強く、

高齢者、乳幼児、消耗性疾患患者は弱い

一般に 男 > 女

2) 温度

外気温、死体温ともに高いほど発現は早く緩解も早い

化学反応速度は、温度が高いほど速い

3) 運動

死亡直前に激しい運動をした筋肉は、発現が早く、強い

死後硬直と鑑別すべきもの

熱凝固 ← 高温

凍結 ← 低温

凍結に至らなくても皮下脂肪が硬化すると紛らわしい
腐乱死体

腐敗ガスの貯留で緊満状態となり抵抗を感じる

2) 晩期(または後期)死体现象

死後比較的遅くに発現する死体现象。

早期死体现象との間に明確な時期的区別はなく、
晩期死体现象が発現するまでの間に発生するものを
早期死体现象と呼んでいる。

a) 自家融解

b) 腐敗

自家融解

細胞内の酵素が細胞外に出て、身体構成要素の分子を嫌気性に分解する。細菌が繁殖すると腐敗。

- 1) 死後の溶血、ヘモグロビンによる血管内膜・諸臓器・
体腔内貯留液の赤色化。
- 2) 胆汁色素による胆嚢粘膜、周辺の着色
- 3) 胃腸粘膜の融解、胃の死後穿孔
- 4) 諸臓器の軟化
- 5) 子宮内胎児の浸軟

腐敗

一般的には、細菌によるタンパク質の分解。

死体では、有機物全般の分解を指す。

腐敗所見

腐敗臭: インドール、硫化水素

腐敗色: 赤褐色から暗緑色、黒褐色、硫化メトヘモグロビン

腐敗網: 溶血して血管が着色される、樹枝状～網目状

腐敗ガス疱、腐敗水泡: 皮下組織に生じると緊満状となる

しわが伸び、若く見える、胃腸は膨隆、肝はスポンジ状

巨人様顔貌、腹部膨隆

腐敗

頭髪の脱落: 表皮が軟化し脱落しやすくなる

手掌、足跡の漂母皮化

蟬脱:



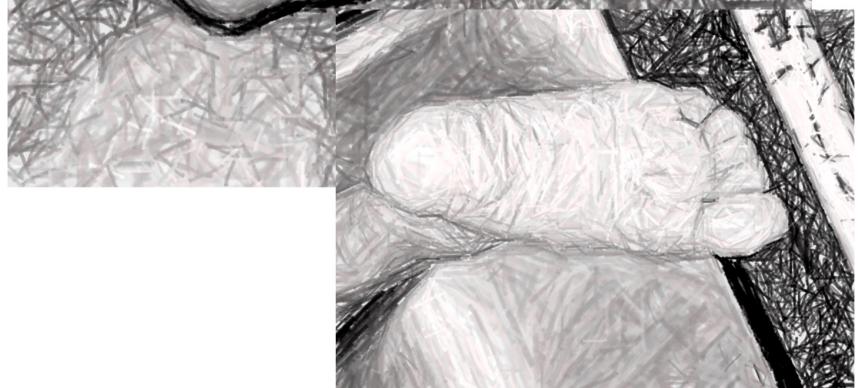
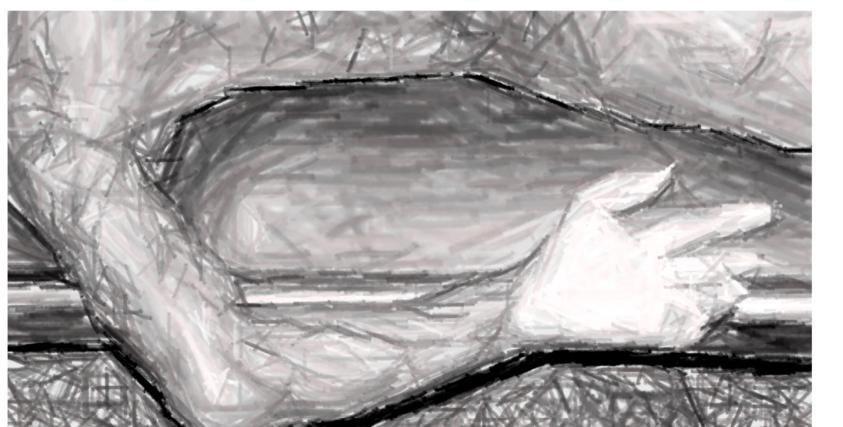
陰囊膨隆・陰茎勃起

肛門哆開、糞便漏出

子宮口脱出

棺内分娩

脳: 緑変、泥状化



死体现象と死後経過時間

死体各部に温味があり、死斑も死後硬直もない	1時間以内
露出部冷感	1~2時間
エゼリン点眼で縮瞳	2時間以内
死斑は軽度、死後硬直は顎、項部のみ	2~3時間
アトロピン点眼で散瞳	4時間以内
上肢まで硬直	4~5時間
被覆部冷感	4~5時間
角膜軽度混濁	4~6時間
死斑が指圧で容易に退色	5~6時間以内
全身硬直(再硬直可能)	7~8時間
角膜中等度混濁	8~10時間
死斑が指圧により退色するが完全には消えない	10~12時間
角膜高度混濁	12~15時間
死後硬直最高	12~15時間

死体现象と死後経過時間

死斑が指圧でほとんど或いはまったく退色しない	15~20時間
全身各部の冷感に差なし	17~18時間
死体硬直が緩解に傾く	20~24時間
眼、鼻、口にウジ出現	1日
下腹部に腐敗色	1.5日
腐敗網出現	2~3日
死体硬直まったく緩解	3~4日
ウジがさなぎになる	1~2週間
腐敗による漂母皮形成	3週間
皮膚死蝕化	1~2月
ミイラ化	2~3月以上
筋肉死蝕化	2~3月
全身完全死蝕化	1年以上
土中白骨化	3~5年

徳島県医師会 遺体検案研修会

遺体検案の実際②

－平時における検案要領－

徳島大学・大学院医歯薬学研究部・医科学部門・社会医学系・
法医学分野

西村明儒 NISHIMURA Akiyoshi

検案準備品
用 具

カット.No
345



検案用具一式



瞳孔ゲージ付きメジャー

遺体検案の手順

全身の所見

死体现象

損傷所見とその評価

死因の推定





死体



成傷器による損傷の分類

刃器： 切創、刺創、刺切創、割創

鈍器： 擦過傷、打撲傷、挫傷、轢傷、縛傷、扼傷、笞傷、
搔爬傷、咬傷、裂傷、杙創など

刺器の先端： 刺創

弾丸・火薬： 射創(銃創)、爆傷

その他

化学薬品： 腐食創

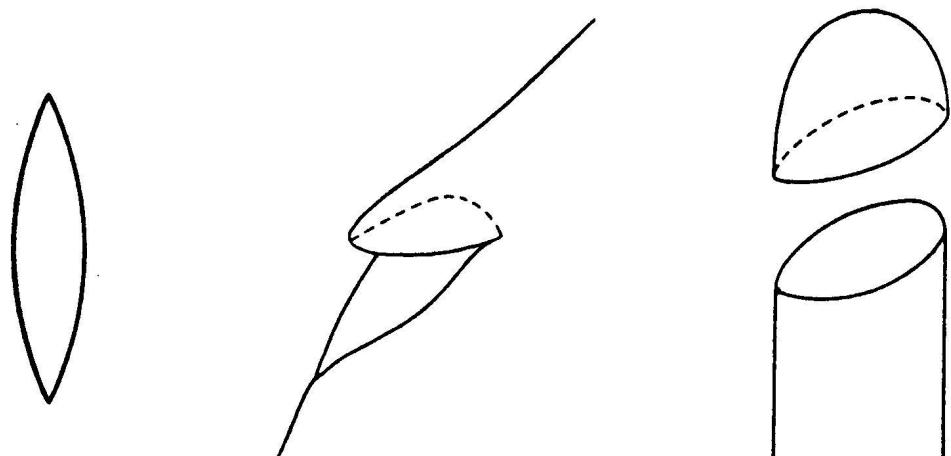
熱(低温)： 热傷(凍傷)

電気： 電擊傷

放射線： 放射線傷

切創

銳器の刃またはそれに類する部分が、その長軸方向に移動することにより生じた創で。いわゆる「切る」という作用機序によって形成された創である。

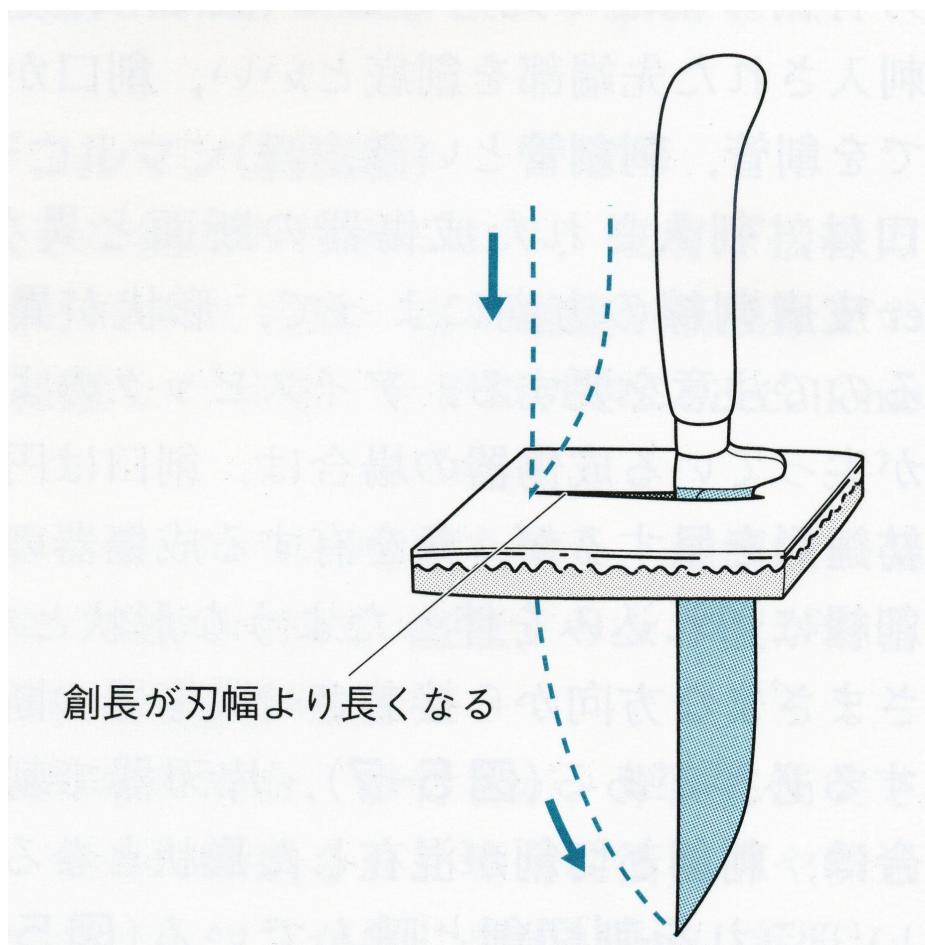


定型的切創

斧状切創

面状切創

刺切創



刺器損傷

垂直に刺入した刺器の断面の形に相応した形の創口を形成する。刺入、刺出時に方向が変わると創口は複雑となる。

刺器の断面							
創口の形							

図7 刺器断面の形と創口の形の関係

創縁

有尖有刃の場合は整銳。先端が比較的鈍の場合は不整で表皮剥脱を伴う。柄による損傷もあり得る。

創角

創縁を接着して観察する。刀背(みね)が鈍、切れ込み

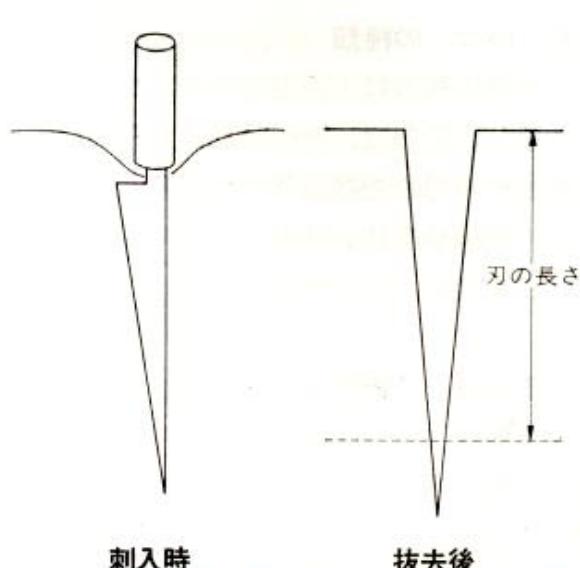


図9 皮膚を圧迫するまで刺入された時の刃物の長さと刺創の深さの関係

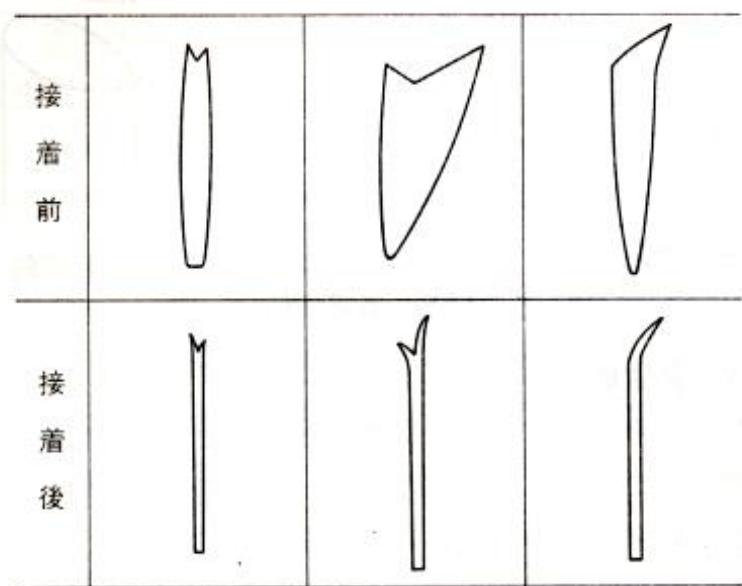


図8 創縁接着前後の創の形

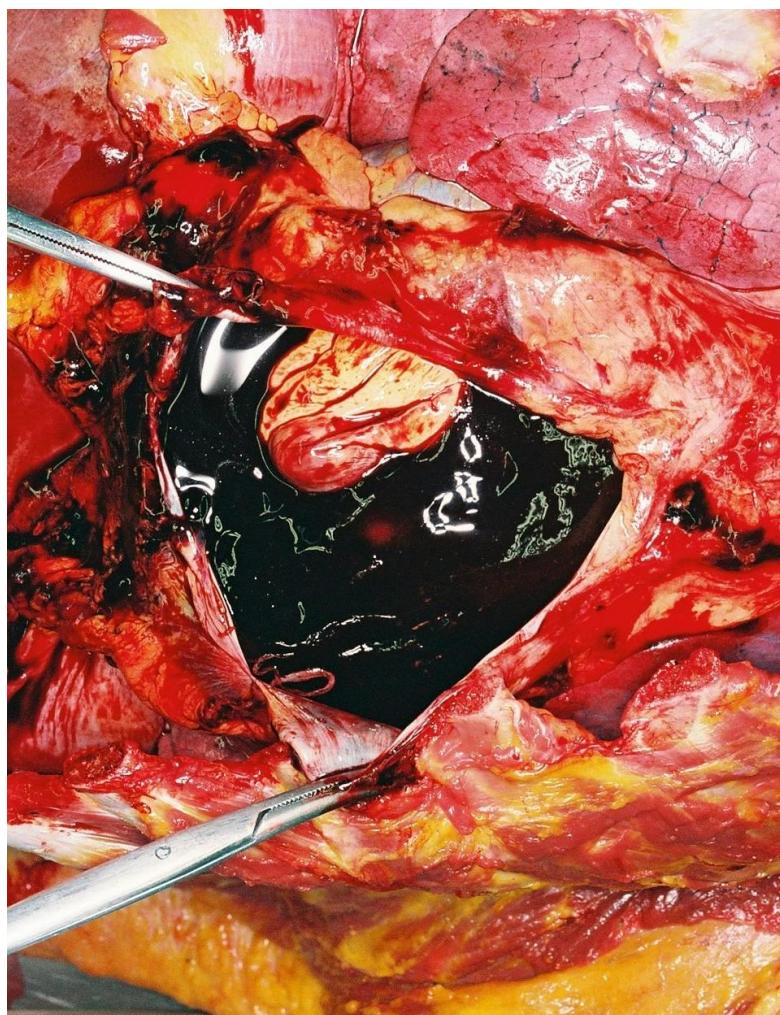


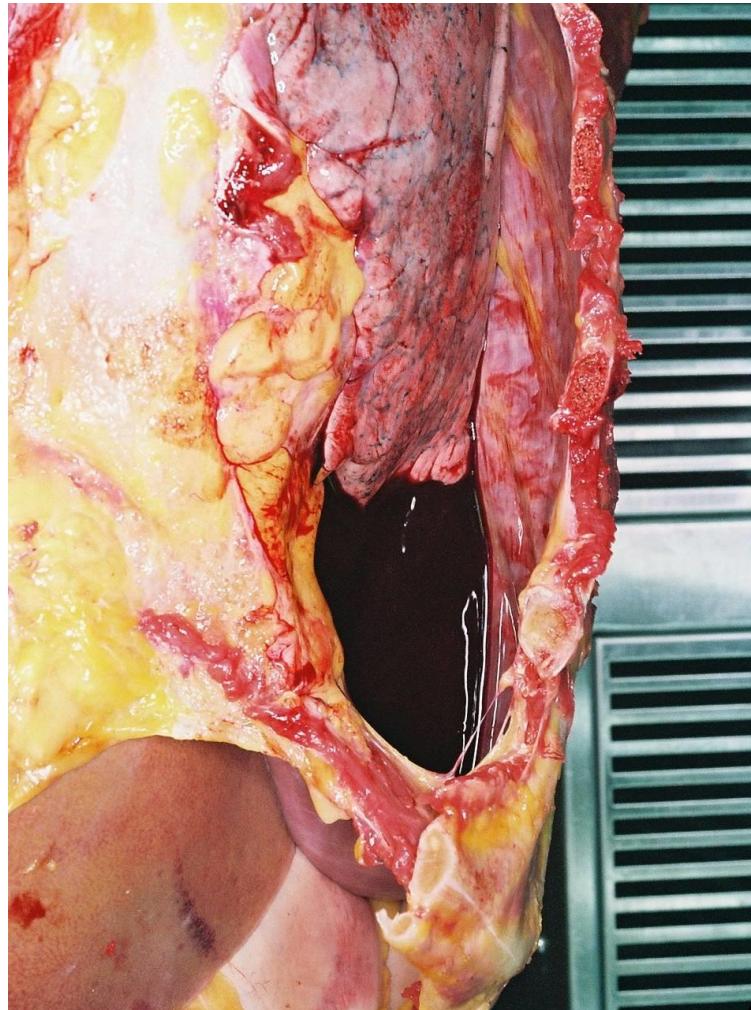


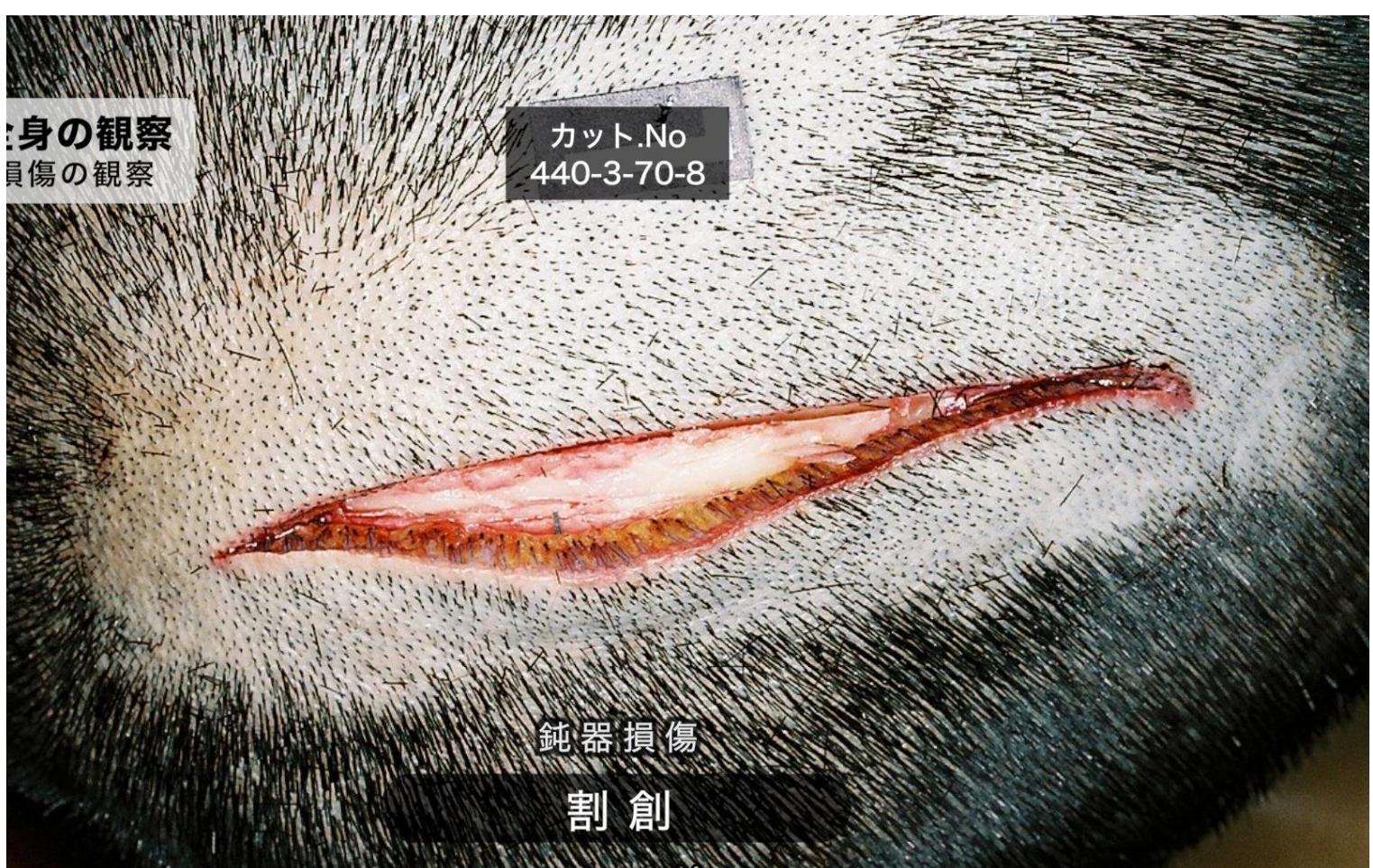
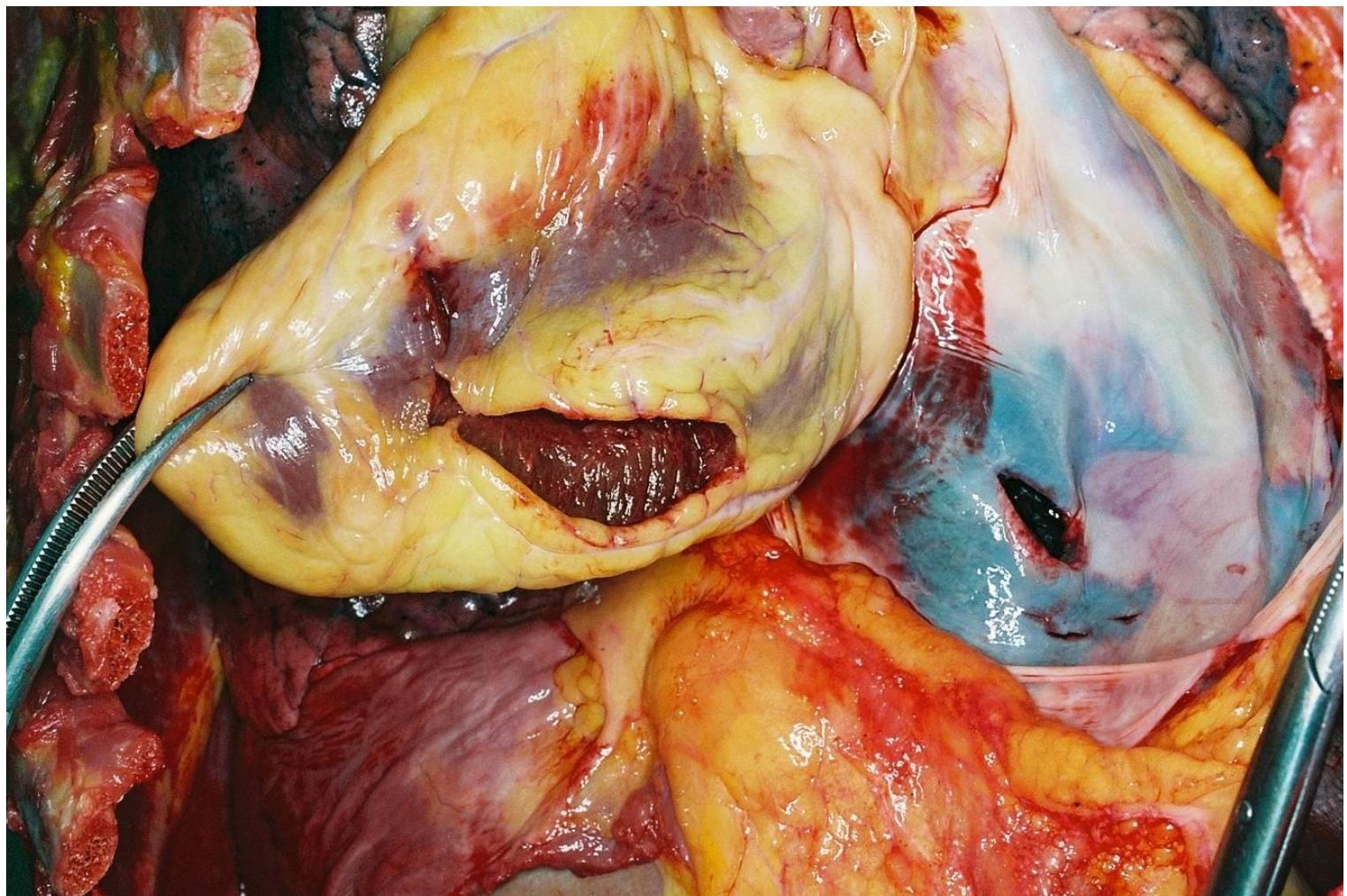












割創の致命度

切創に比べると致命度は高い

割創の死因

大血管、臓器損傷による失血

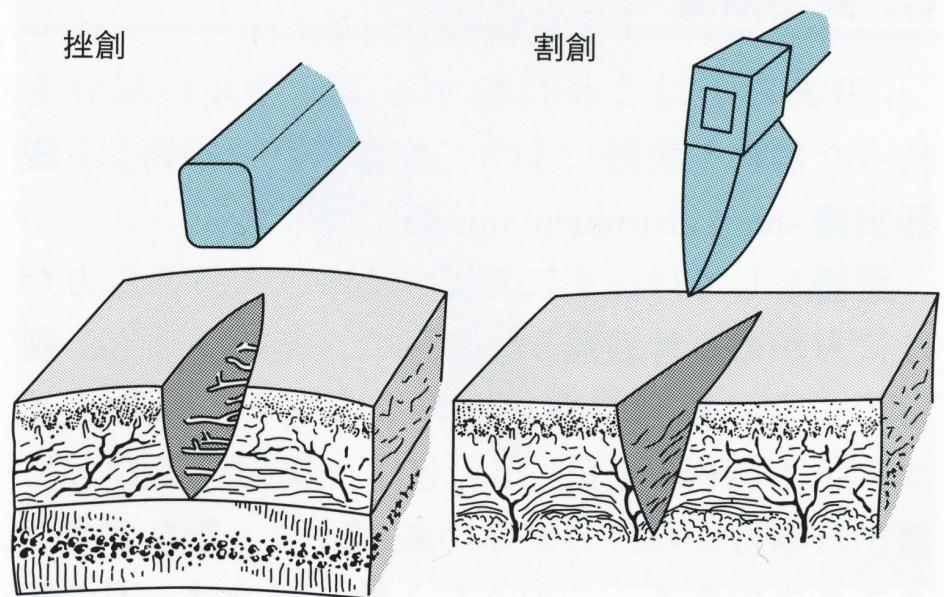
頭部割創→脳損傷

挫創

割創

脊椎割創→脊髄損傷

割創からの感染



全身の観察

損傷の観察

カット.No

440-3-70-10

CO

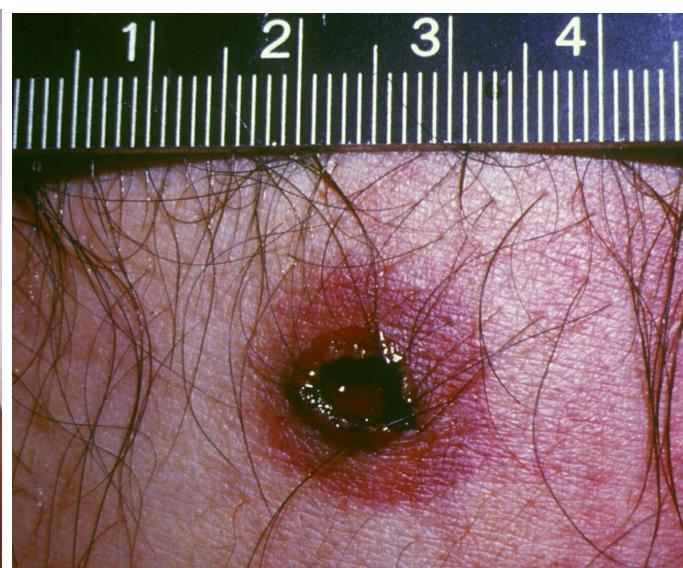
銳器損傷

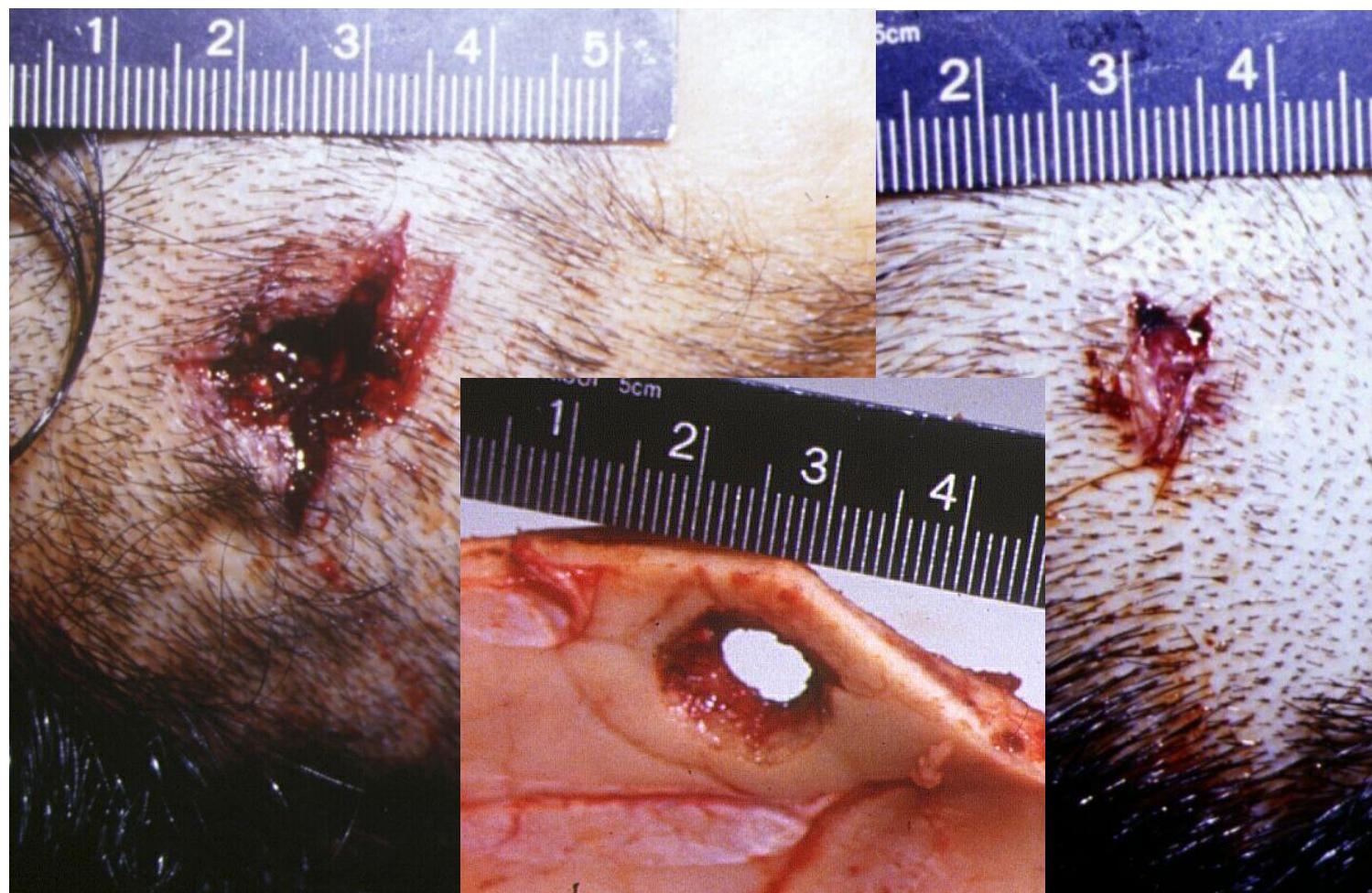
防 御 創

全身の観察
損傷の観察

カット.No
440-3-70-4

鈍器損傷
咬傷





全身の観察
損傷の観察

カット.No
440-3-70-2



鈍器損傷
電流斑（同一症例）



局所の観察
各種眼部

カット.No
540-1-100-25



上下眼瞼結膜溢血点

局所の観察
各種眼部

カット.No
540-1-100-27

角膜の混濁

清明

局所の観察
各種眼部

カット.No
540-1-100-31

縮瞳（2ミリ）

局所の観察
各種眼部

カット.No
540-1-100-32

散 瞳 (7ミリ)

局所の観察
各種眼部

カット.No
540-1-100-33

眼鏡状変色
ブラックアイ

鈍器損傷

表皮剥脱(擦過傷)

皮内出血

真皮層毛細血管の破綻

打撲、圧迫、擦過、吸引

二重条痕

皮下出血

皮下組織の出血

皮内出血に比して分かり

にくいことが多い

→ 切開して確認

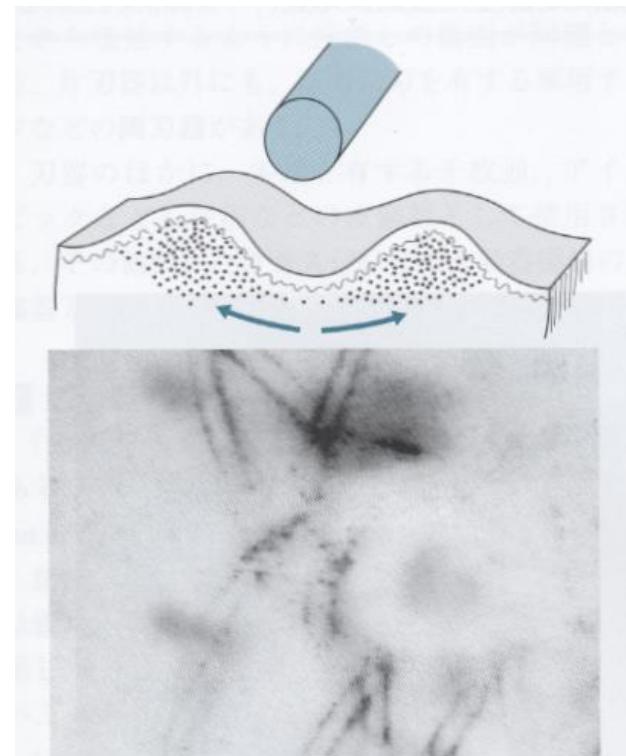


図 5-2 二重条痕

二重条痕の成傷機転(上)と布団叩きによって成
傷された二重条痕(下)

[Albert Ponsold : Lehrbuch der Gerichtlichen Medizin,
Georg Thieme Verlag, Stuttgart, 1950]

挫創

打撲、圧迫によってその部位に生じる組織の破綻

裂創

組織が強く牽引されて生じる組織の破綻

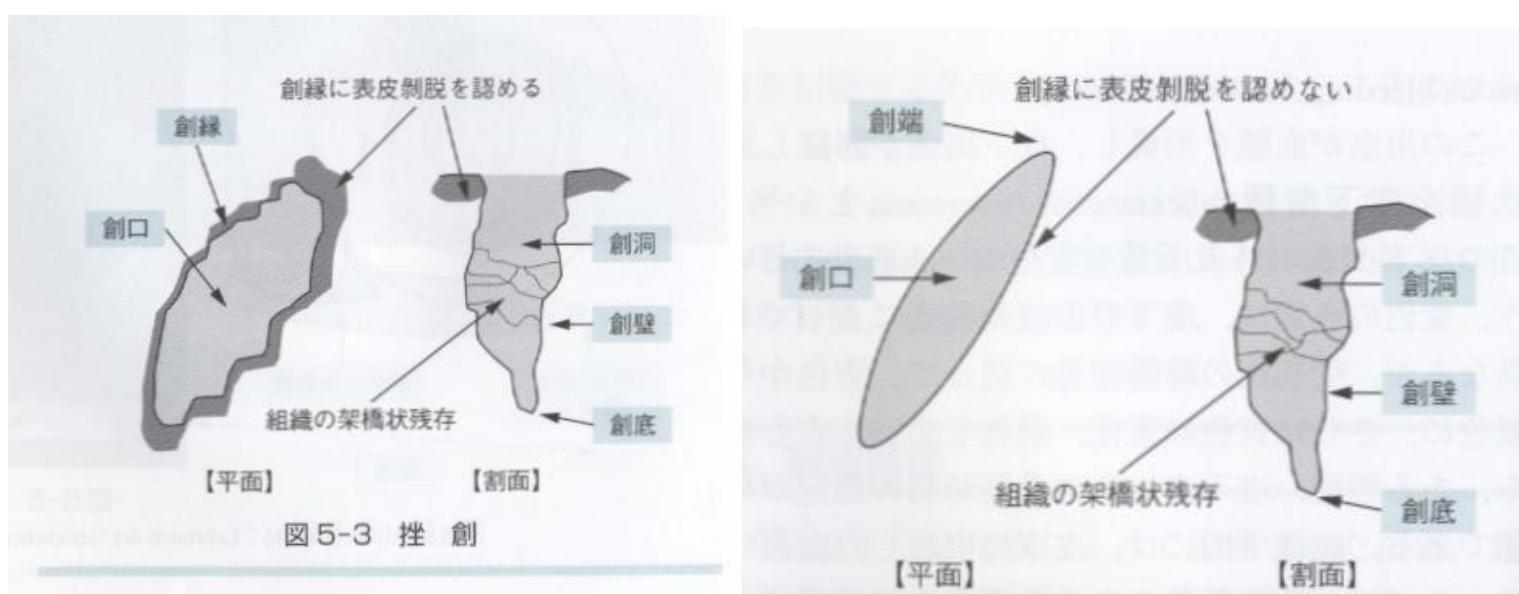


図 5-3 挫創

挫創と裂創の類似点

創縁不整 創角は鈍的 創面不整 創洞は浅い

創洞に血管・神経が架橋状に残存

創底は広く不整

挫創と裂創の相違点

挫創	裂創
創口は不整	創口は比較的直線的
創縁に表皮剥脱や皮下出血を伴う	創縁に表皮剥脱を伴わない

挫裂創

挫創を生じたときに同時に皮膚が進展し創口が裂けて広がる。

剥皮創(デコルマン)

皮膚の破綻なく、皮下組織が剥離した状態

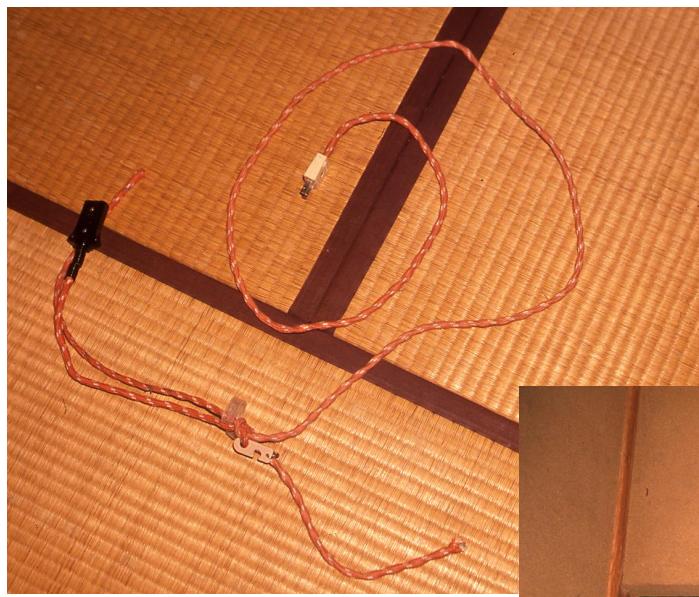
臓器・組織の出血・破綻

骨折・脱臼

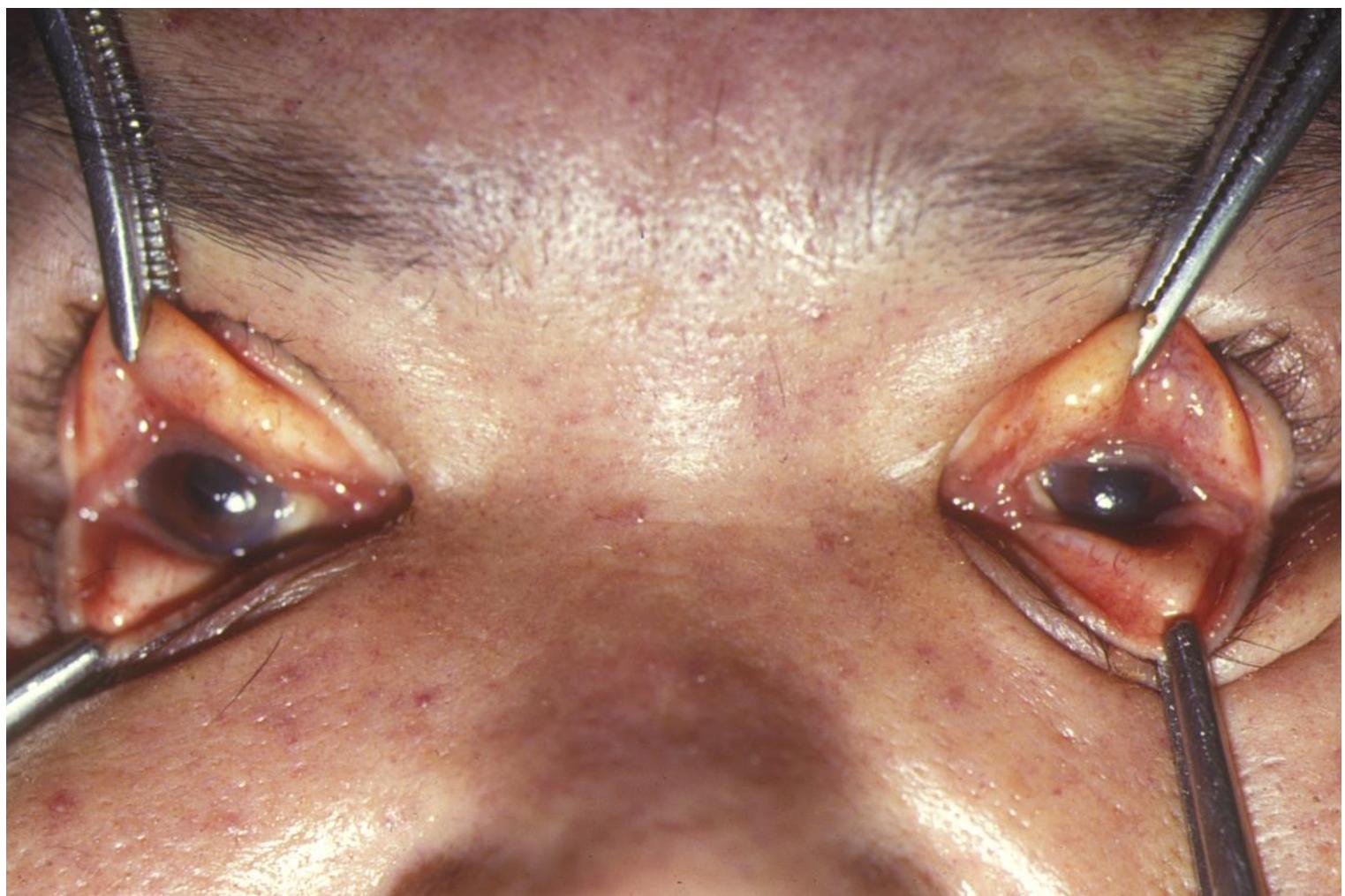
頭部損傷

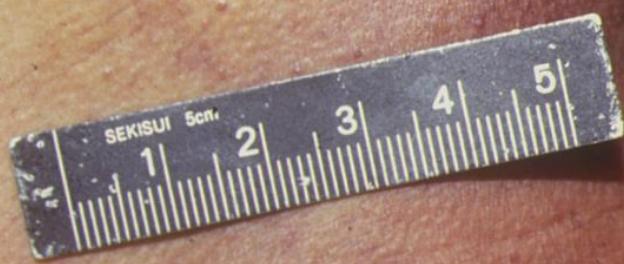
















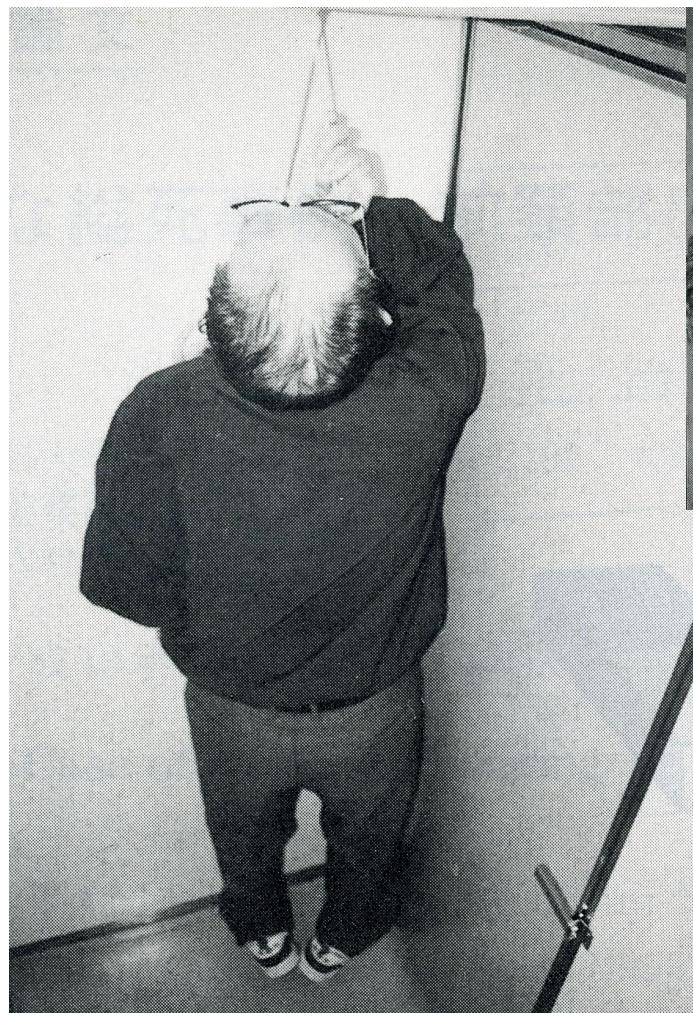




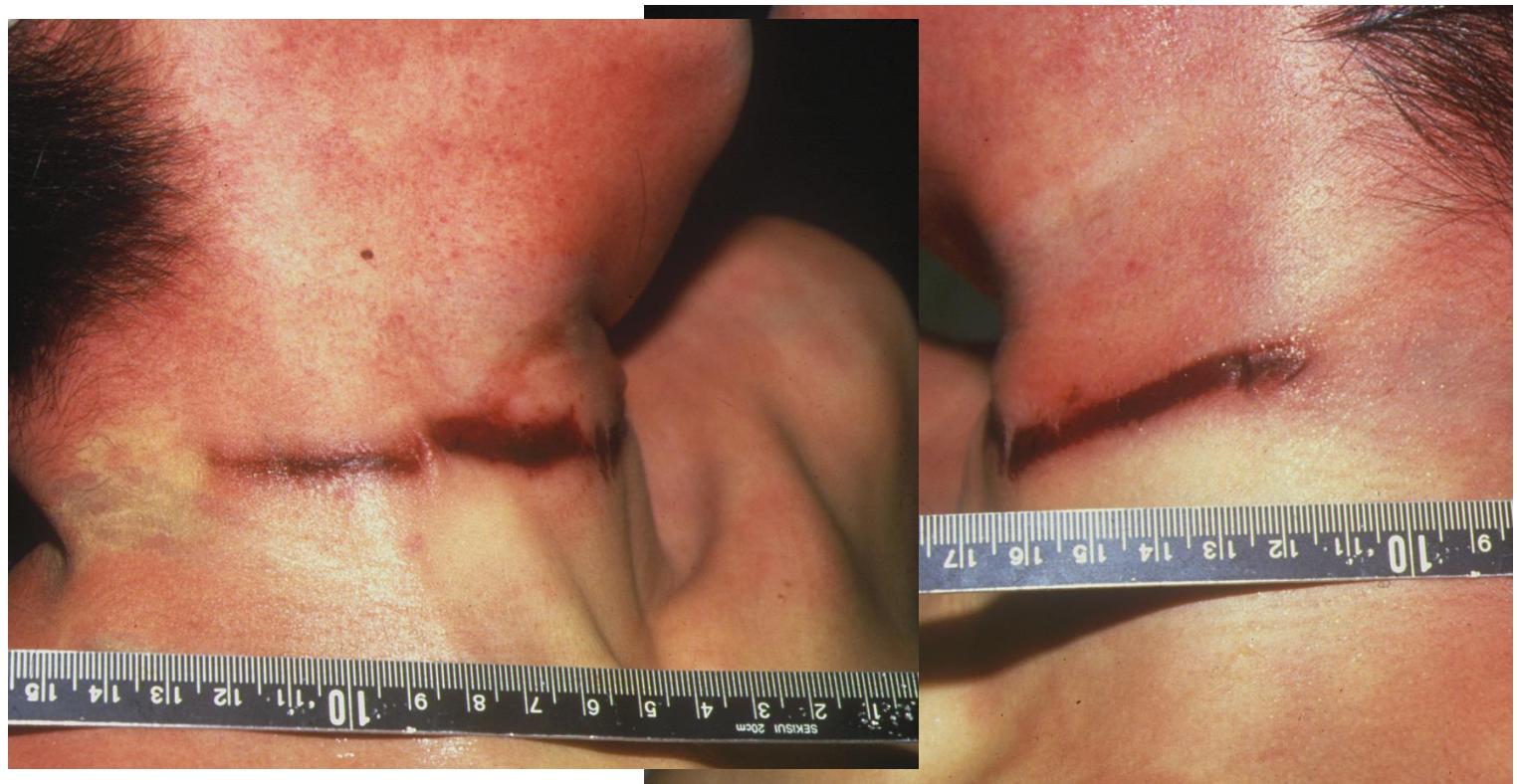


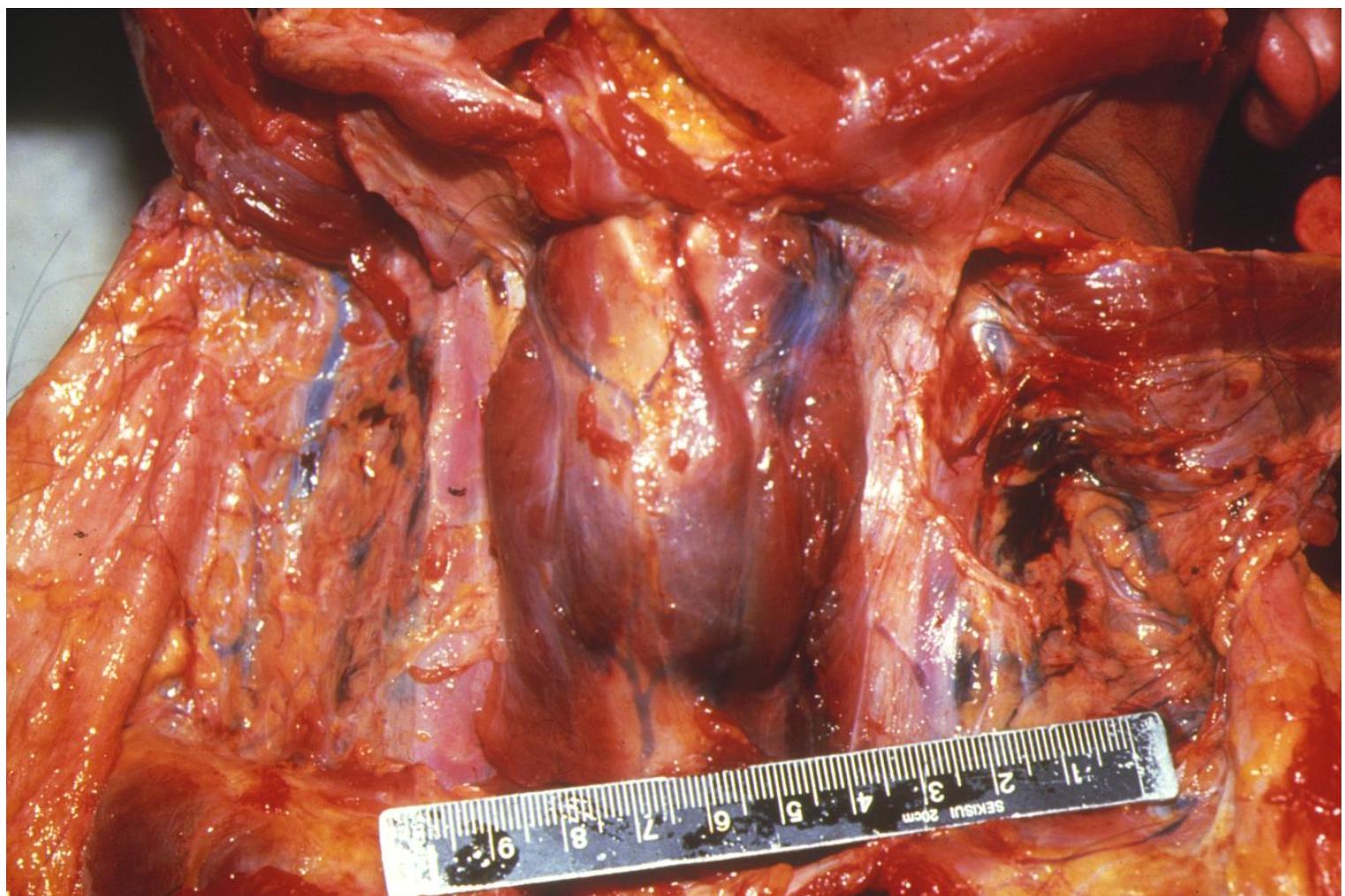






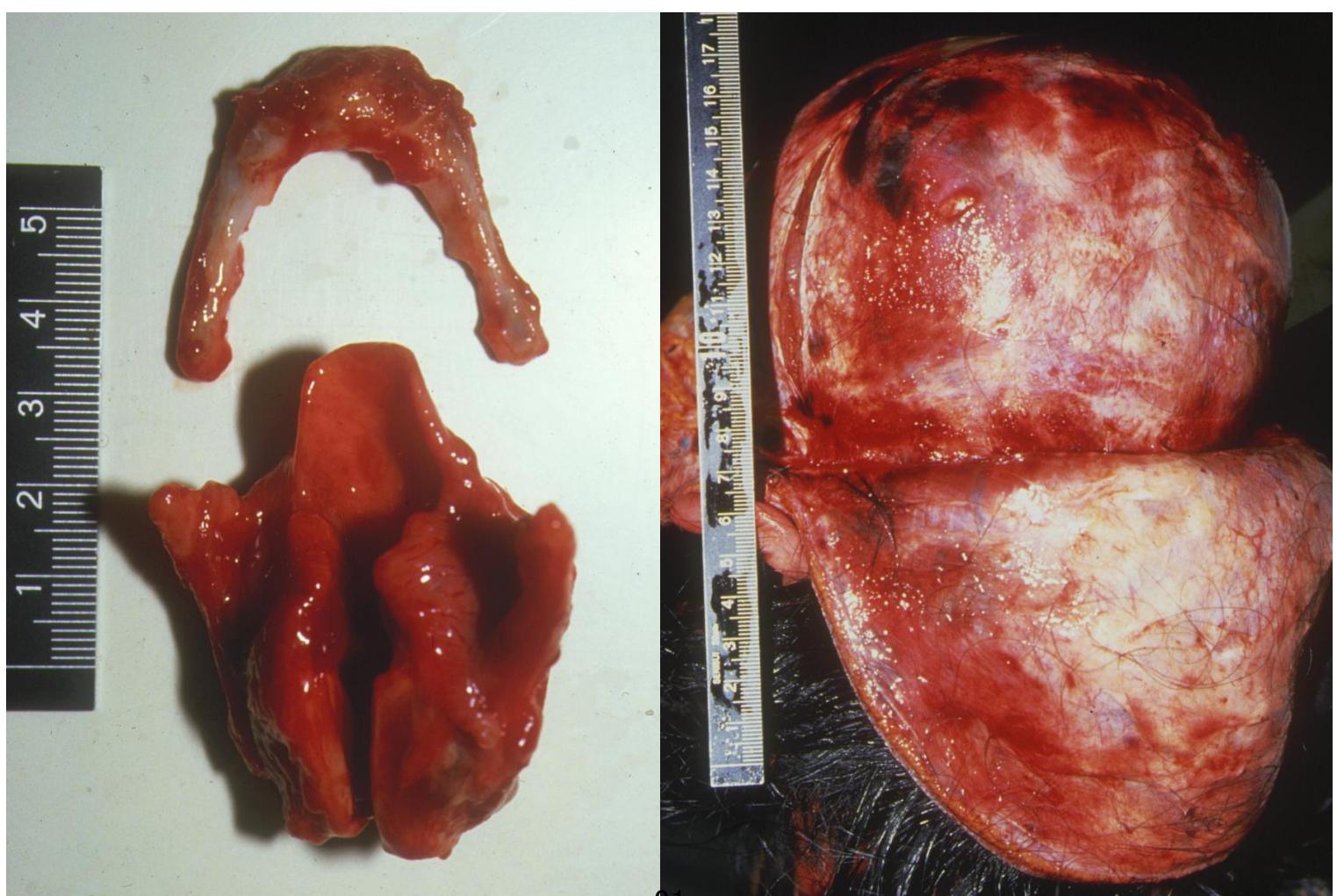
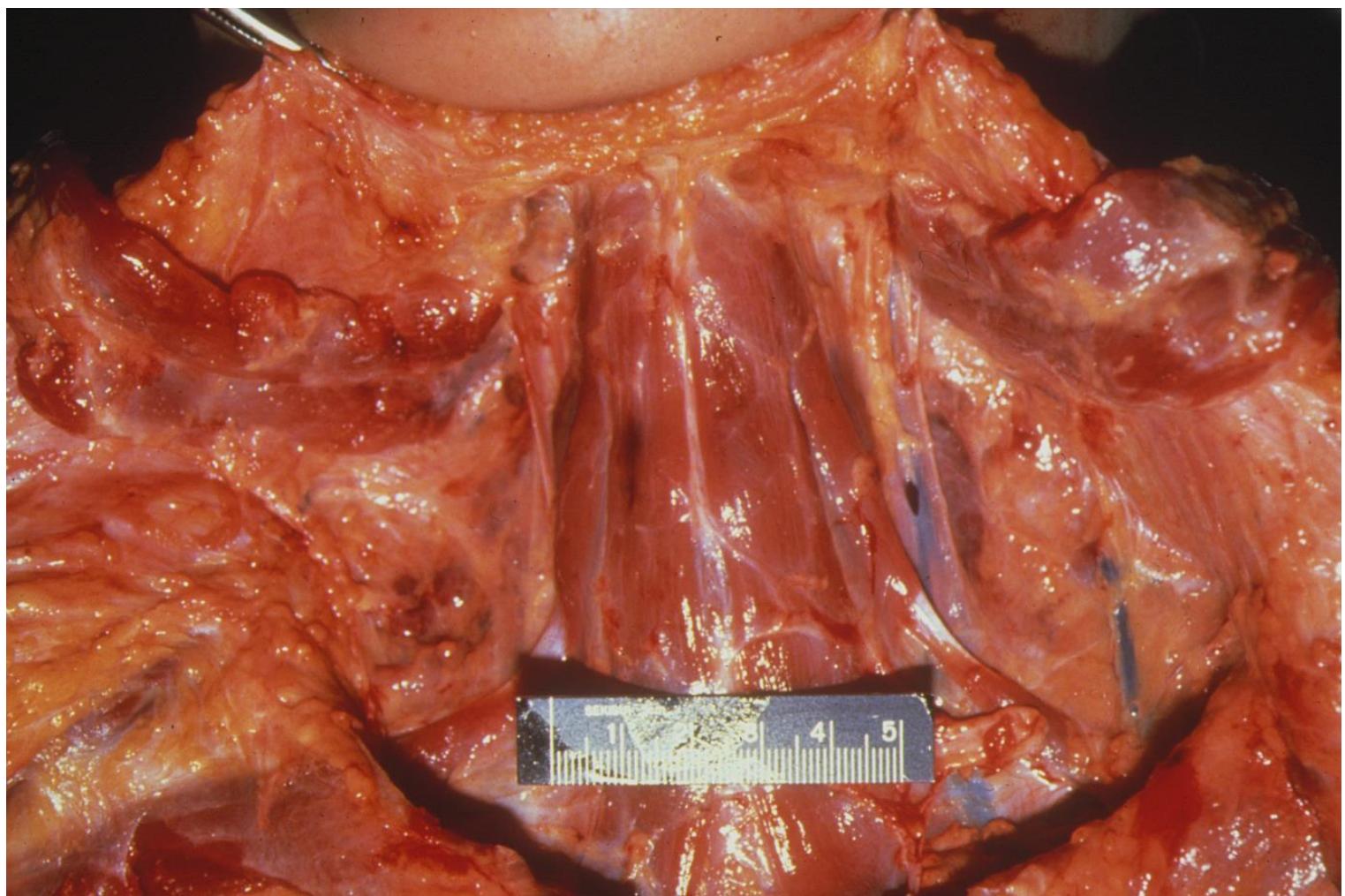




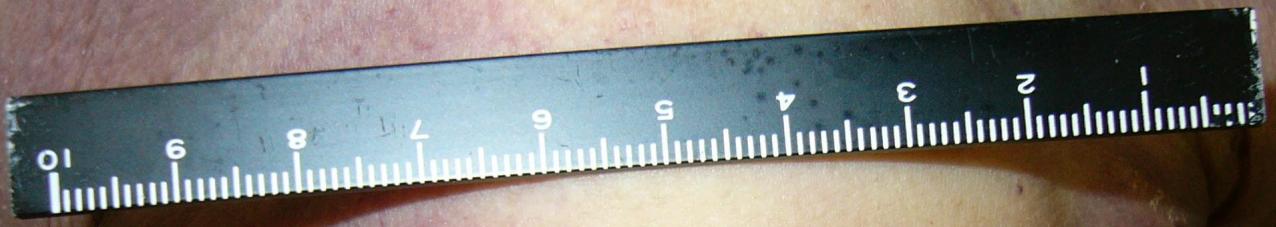


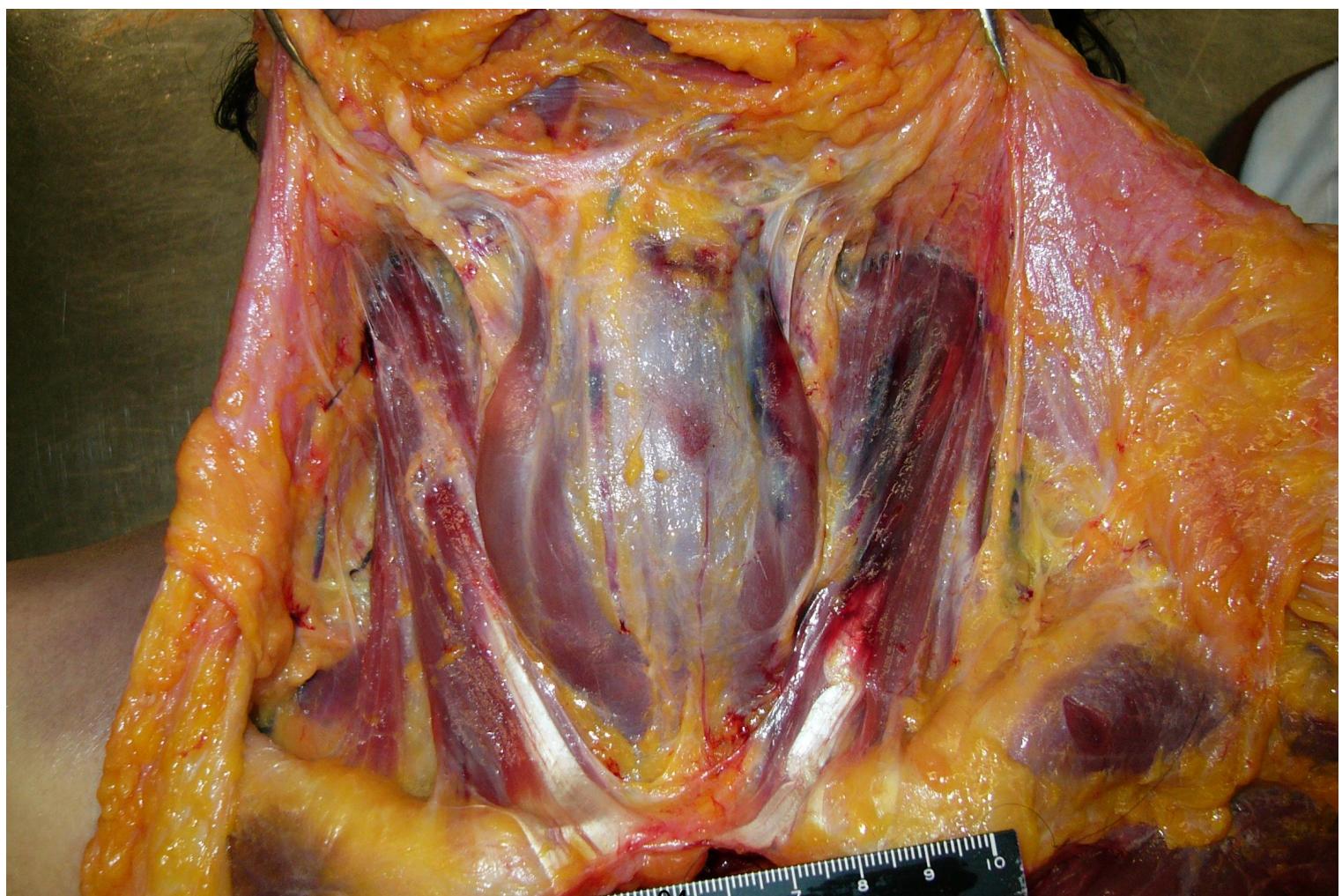


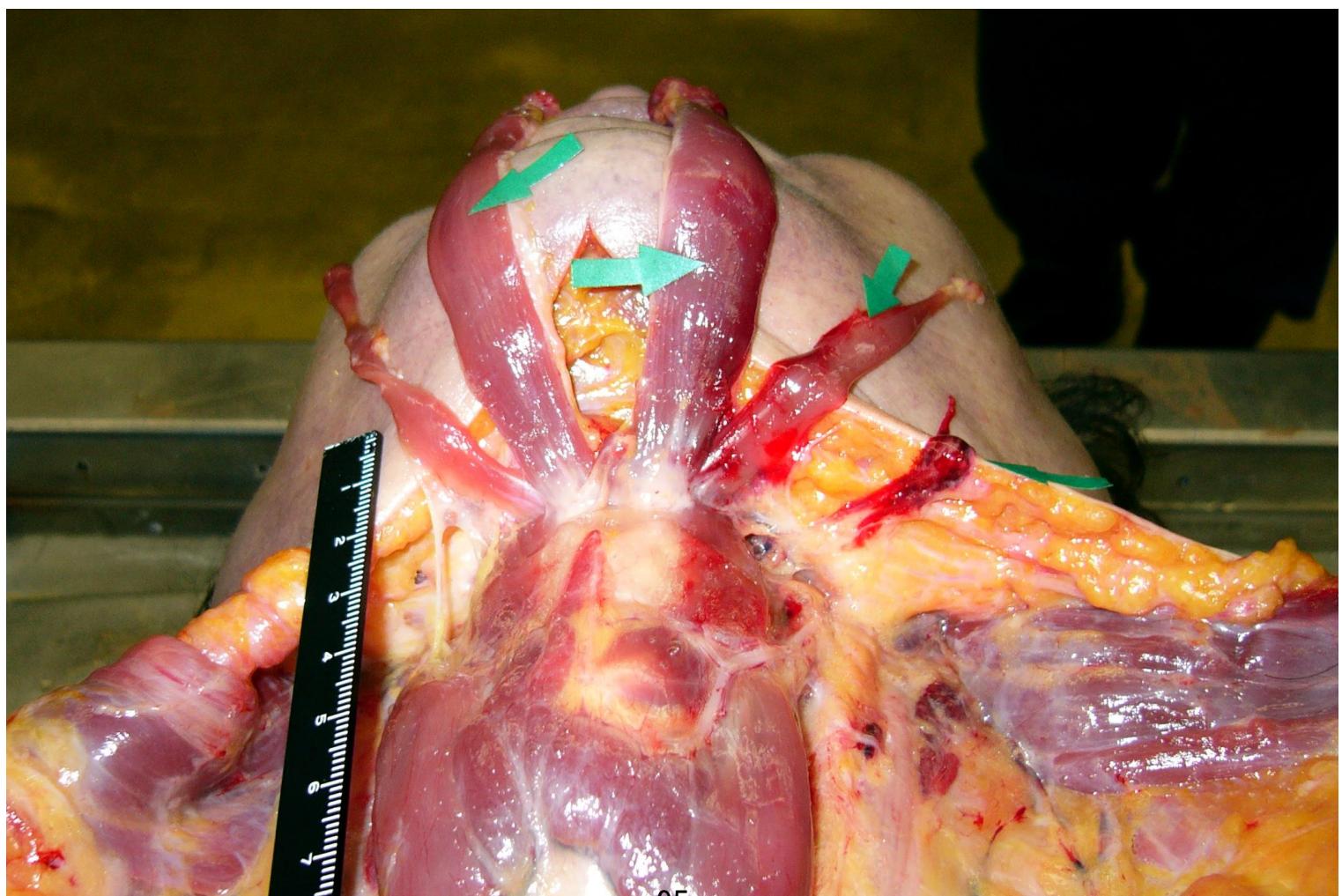
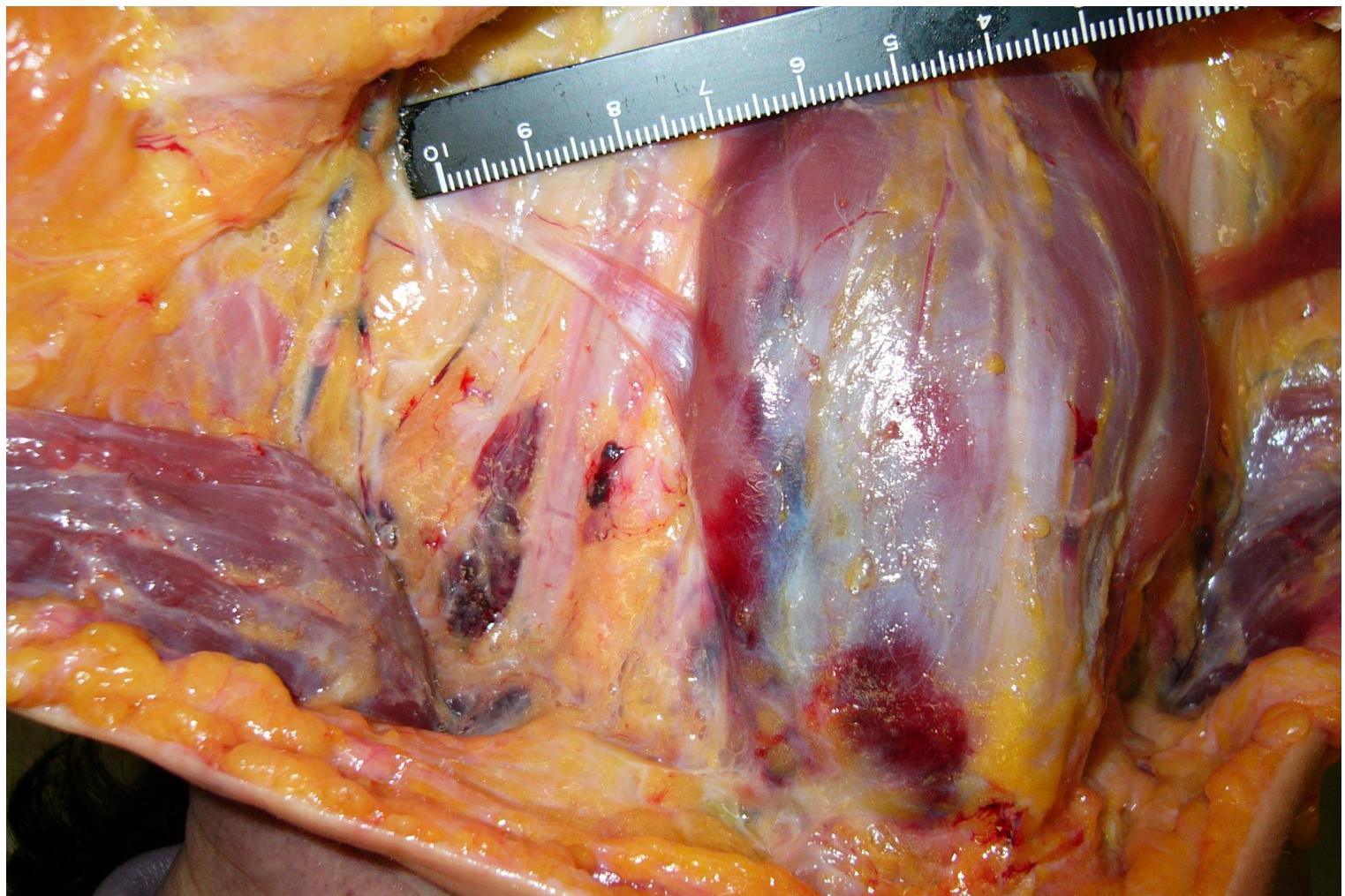




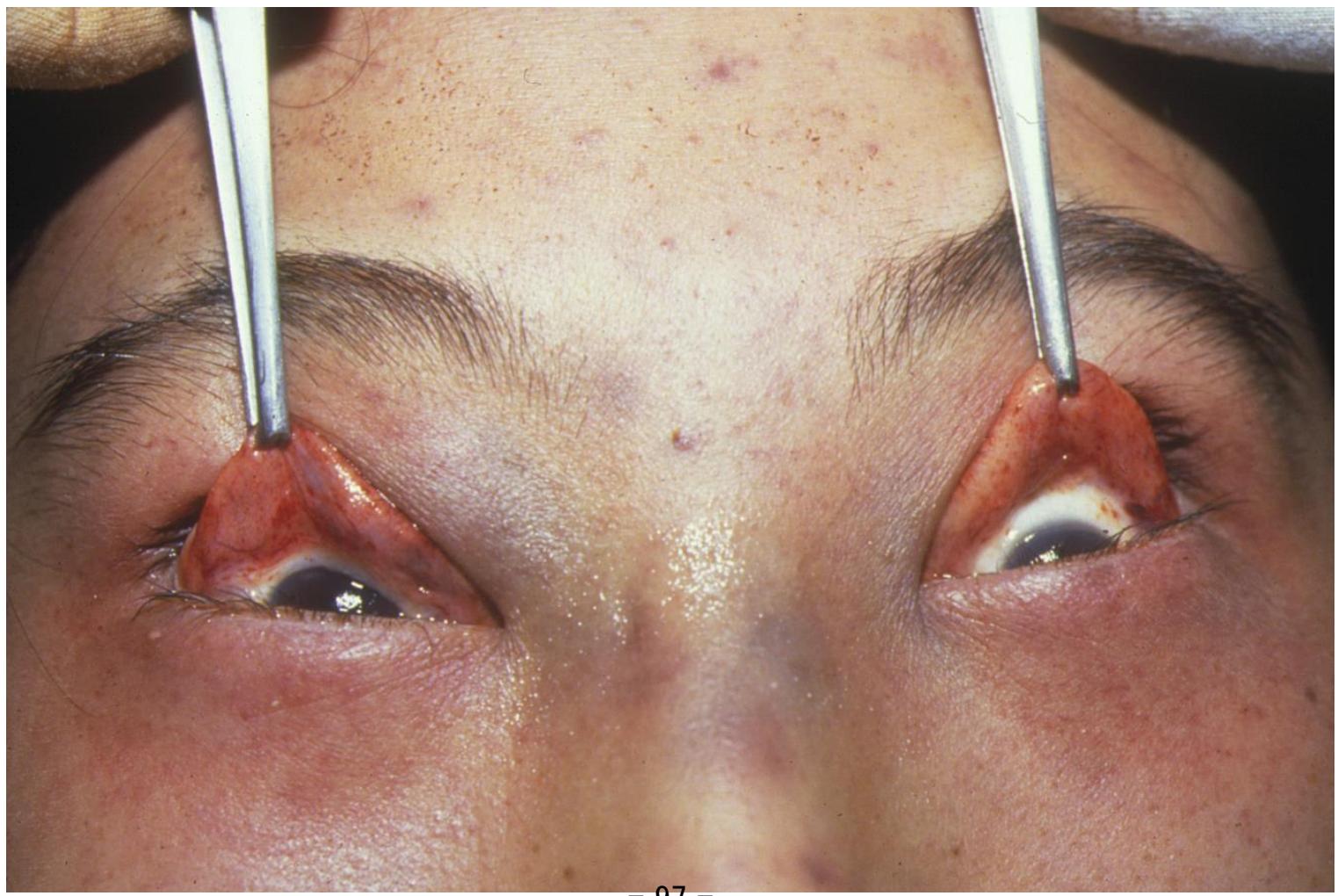
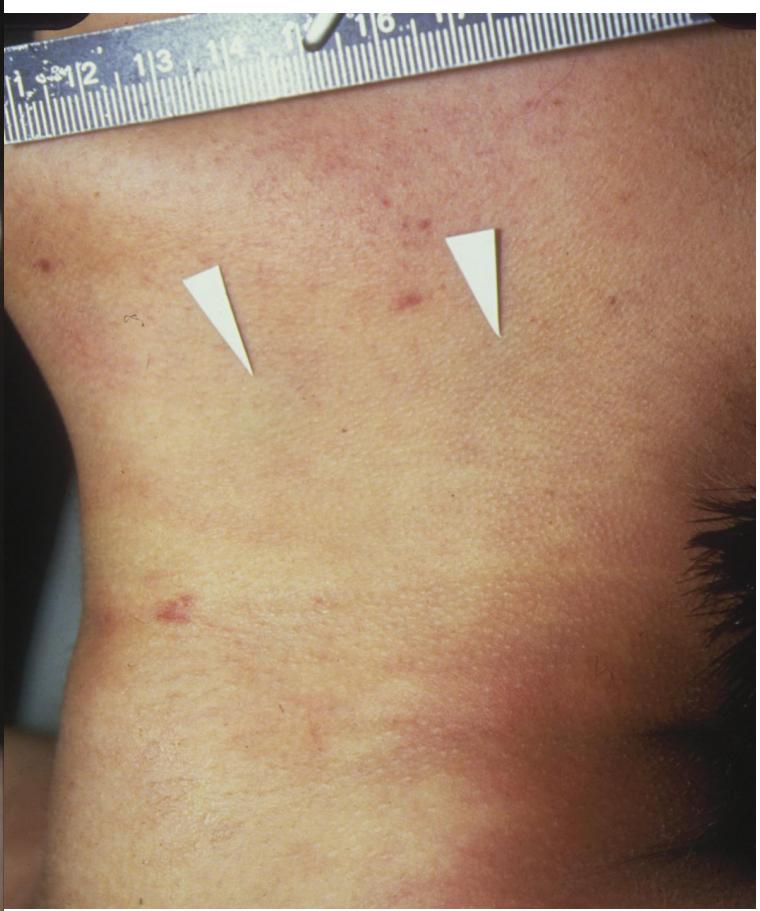


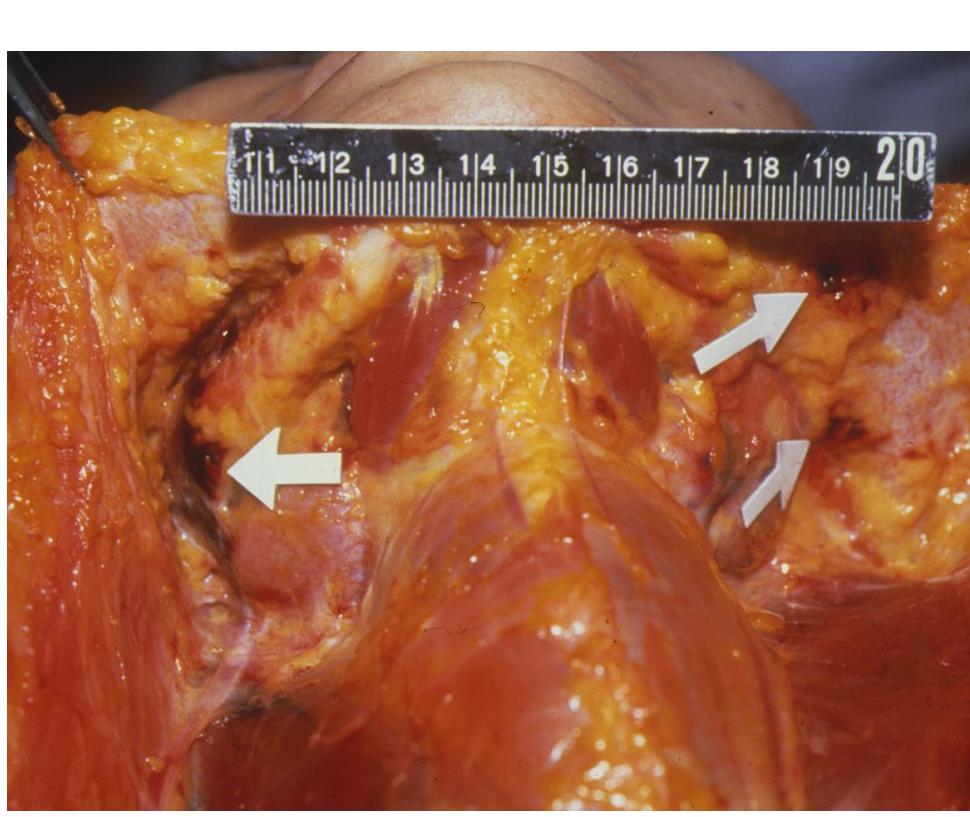
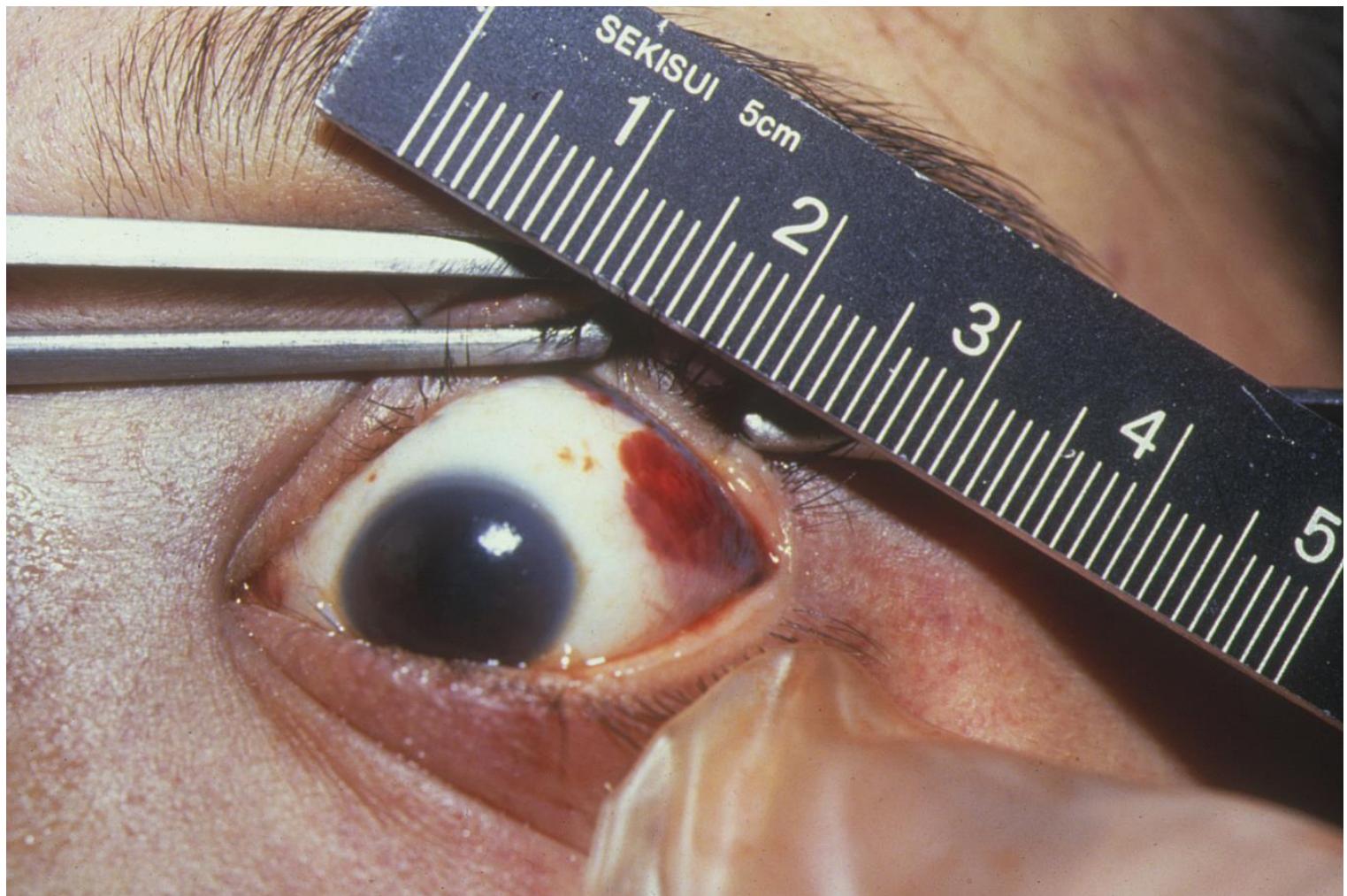


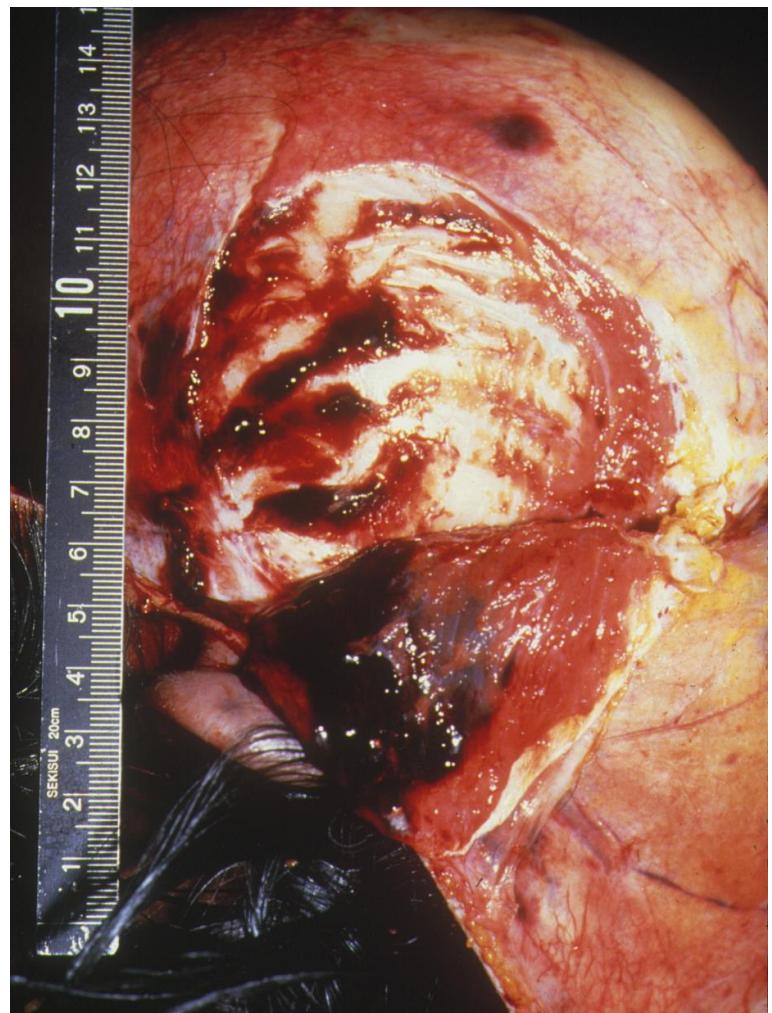
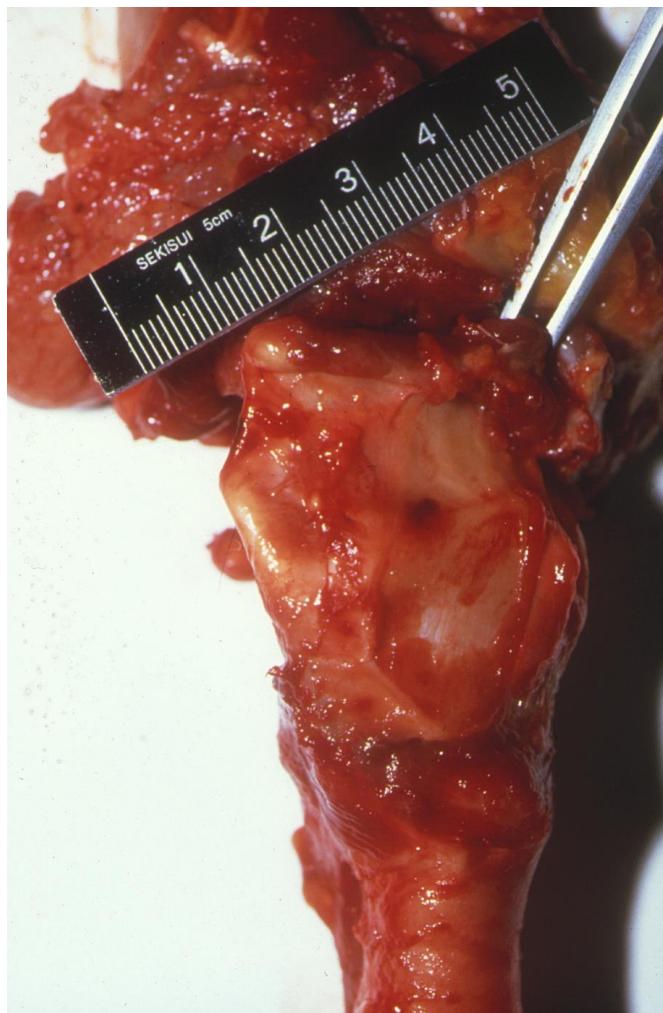


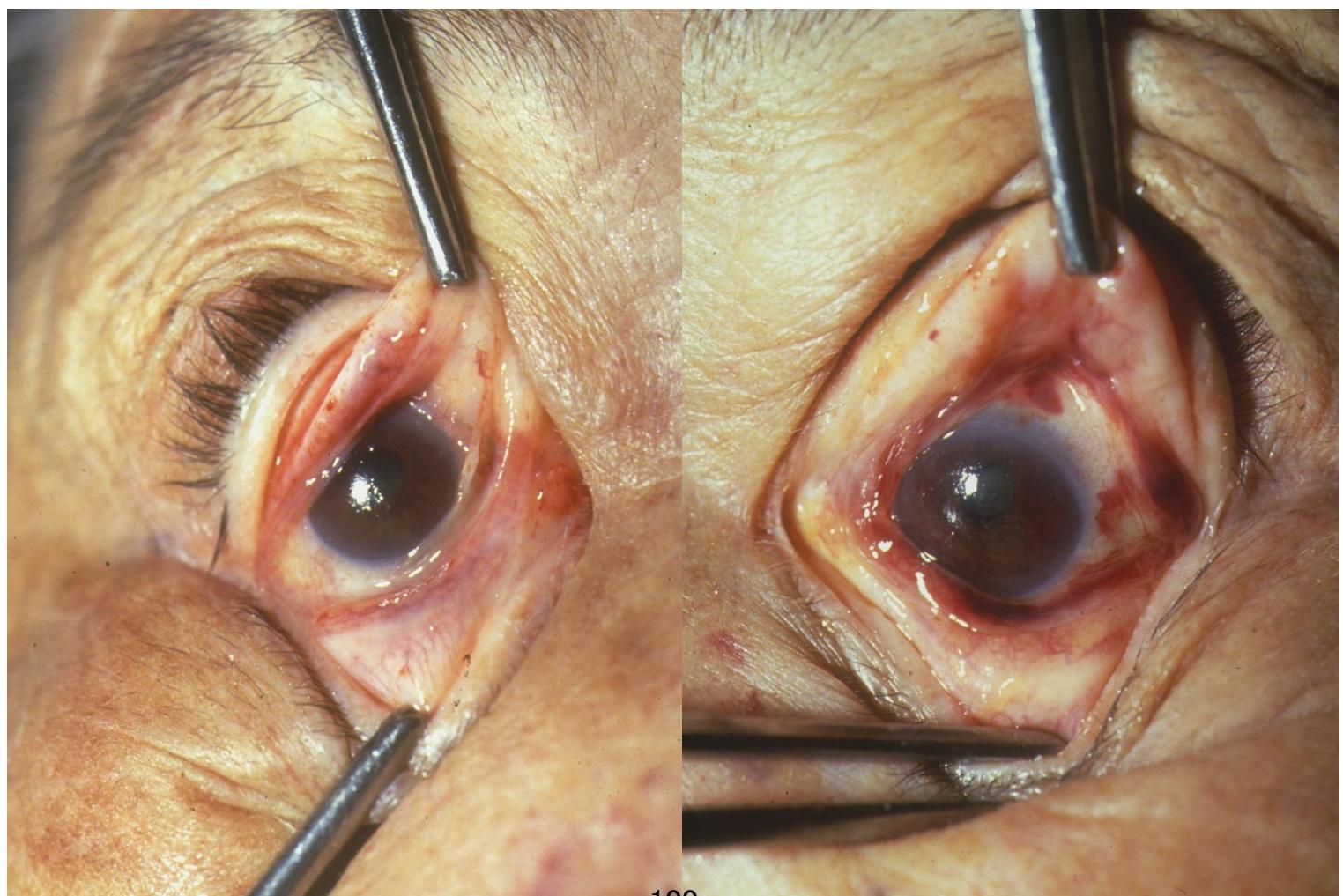
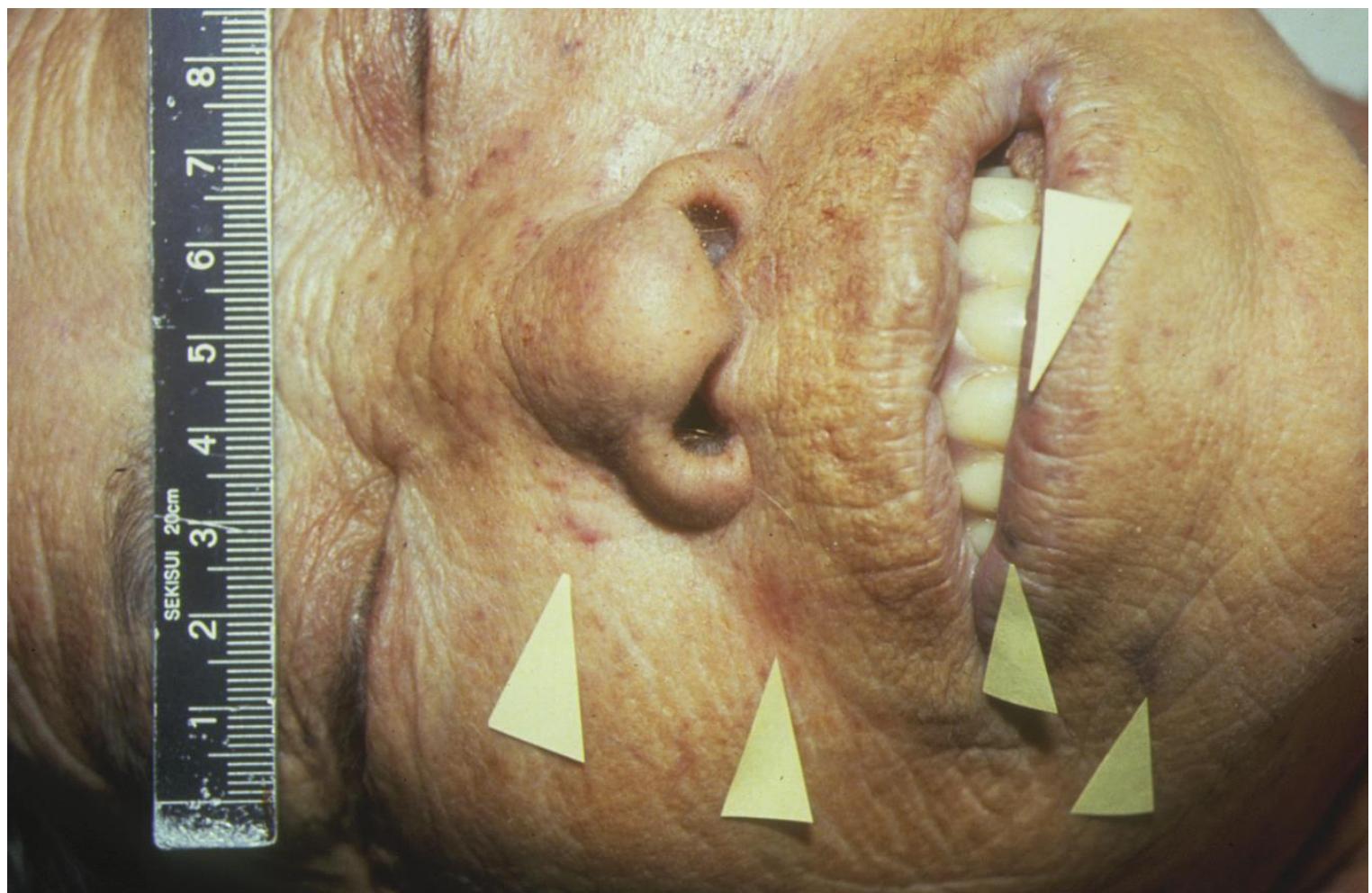


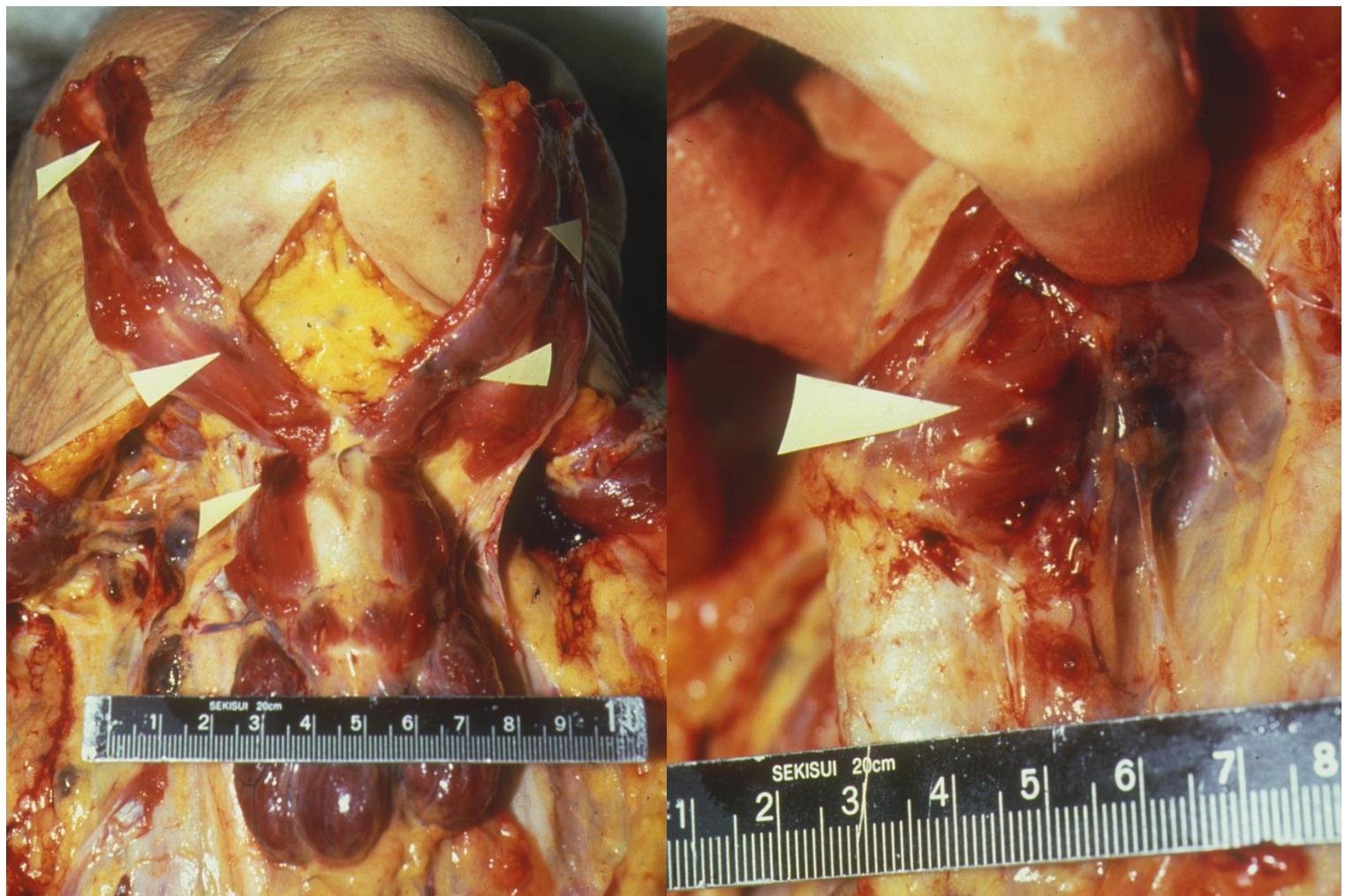












局所の観察
体腔穿刺

カット.No
660-1

資料の採取
後頭窩穿刺の位置

局所の観察
体腔穿刺

資料の採取

後頭窩穿刺の位置

局所の観察
体腔穿刺

資料の採取

心腔穿刺の位置

局所の観察
体腔穿刺

資料の採取

心腔穿刺の方法





局所の観察
体腔穿刺

カット.No
720-2

資料の採取

尿試験紙検査



局所の観察
体腔穿刺

カット.No
750

腹腔穿刺所見

胸腔内貯留液採取

局所の観察
体腔穿刺

カット.No
760

腹腔穿刺所見

白濁腹水

遺体検案研修会

死体検案の実際②

－大規模災害時における検案に対する留意点と所見の特徴－

徳島大学・大学院医歯薬学研究部・医科学部門・社会医学系・

法医学分野

西村明儒 NISHIMURA Akiyoshi

大火の爪痕
22日、大規模火災で焼失した石川県輪島市
市中心部の觀光名所「輪島朝市」を、関係機関の許可を得てドローンで撮影した。曇り空の下には、黒く焼け焦げた街並みが広がっていた。大半の建物はコンクリートの基礎部分だけとなり、残ったビルも壁がなかつたり、屋根が崩れ落ちたりしていた。200棟以上が焼けた跡は依然、生々しいまま残っている。火災現場一帯での行方不明者の集中捜索は、19日にいたん終了している。長島一浩・小宮路勝撮影

最大震度7を観測した能登半島地震は22日、発生から3週間となった。石川県は同日までに23人（関連死の疑いを含む）の死亡が確認されたと発表。このうち氏名や年齢などが公表された14人をみると、約9割

の死亡の状況は「家屋倒壊」だった。家屋倒壊と公表された死者のうち、約6割が70代以上といふ。▼3面||4面隆起、6面||復旧の工場、27面||七尾線一部再開などによると、家屋倒壊

死亡状況「家屋倒壊」9割

能登地震 公表の114人中100人

「自家等で死亡」が1人

能登半島地震における被災死亡者の死因分布

圧迫死	88人
低体温	21人
焼死	2人
病死	4人
不詳	16人
計	131人

の具体的な内容には、圧死や窒息死などが含まれるという。たゞ遺族に配慮し、現時点で詳細は明らかにしていない。

県は遺族に連絡のとれた死者185人のうち、同意を得た114人の氏名や年齢などを公表。年代別みると、80代が最多も多い28人、70代が26人、60代が17人と続く。死亡の状況の内訳は、家屋倒壊が100人、土砂災害が8人、津波が1人。関連死の疑いがあるとして「避難所で死亡」大雪となる見込み。

「自家等で死亡」が1人は非公表だった。

阪神・淡路大震災での死因を分析した徳島大学の西村明儒教授（法医学）は、「今回の地震でも、自宅の梁や柱の下敷きとなつて窒息死した人が多いとみられ、事前の耐震補強は極めて重要だ。後世への検証のため折を見て詳しい死因などを明らかにすべきだと話す。

かにすべきだと話す。県教育委員会などによると、22日に珠洲市で2校、能登町で9校の小学校が3学期を開始し、両市町の全ての小中学校が再開した。気象庁によると、23日からこの冬一番の寒気が流れ込み、日本海側を中心に北陸でも

東日本大震災における被災死亡者の死因分布

死因	人数	
水死	12,143	92.4%
焼死	148	1.1%
圧死、けが	578	4.4%
不明	266	2.0%
合計	13,135	

関東大震災では、倒壊4万人、火災10万人

新潟県中越地震 直接死の受傷状況

頭部損傷	脳挫傷	55 男	自宅玄関前の車庫のコンクリートブロック製外壁が崩れた。	3
	頭蓋陥凹骨折	12 女	2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。	
	脳挫滅	64 男	祖父と孫。	
圧死(右肺、肝臓破裂)	34 男	友人の結婚披露宴の二次会中に本震、逃げ遅れを確認に戻り、店を出る時にビルの外壁が余震で崩れ落ち、下敷きとなった。	1	
窒息	酸素欠乏	76 男	入院中の患者。人工呼吸器のチューブがはずれた。	2
	吐物誤嚥	0 男	母と車内に避難していたが、チャイルドシート内で吐物誤嚥。	
	胸腹部圧迫	81 女	1、2階とも崩壊した自宅の台所付近で発見された。	12
		78 男	2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。	
		77 女	1、2階とも崩壊した自宅の茶の間。夕食の支度で逃げ遅れた。	
		11 男	1、2階とも崩壊した自宅の居間で夕食を待っていた。	
		11 男	1、2階とも崩壊した自宅の居間のこたつの下から発見された。	
		11 女	2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。	
		42 男	18:12の余震で、自宅の北側の山の斜面が地滑りを起こし、土砂や他の家が乗り上げて、自宅が倒壊した。母と息子。	
		75 女		
		78 女	自宅脇の牛舎で作業中、2階建ての牛舎の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。母と息子。	
		54 男		
		39 女	県道を乗用車で走行中、山の斜面が崩れ下敷きとなった。	
		3 女	母と娘。同時に被災した息子(2歳)は救出された。	

死因

厚生の指標、
42巻 13号、
30-36,1995

外傷性窒息	1,967	53.9%	比較的ゆっくりした圧迫
胸部圧迫	857		
胸腹部圧迫	435		
体幹部圧迫	108		
頭頸部・顔面・気道圧迫	324		
圧迫部位不明	211		
その他	32		
全身打撲	300	8.2%	
外傷性ショック	82	2.2%	
臓器損傷	55	1.5%	
圧死	452	12.4%	
頭部損傷	124	3.4%	比較的つよい打撃 187 (5.1%)
頸部損傷	63	1.7%	
クラッシュ症候群	15	0.4%	クラッシュ症候群 15 (0.4%)
焼死	444	12.2%	火災関係 560 (15.3%)
不詳 (高度焼損死体)	116	3.2%	
衰弱・脱水・凍死	7	0.2%	閉込 7 (0.2%)
その他	26	0.7%	その他 26 (0.7%)
合 計	3,651		

東海地震・南海地震の発生と時代背景

	東海地震	南海地震	時代背景
康和・永長地震	1096.12.1	1099.2.22	1086 白川上院政開始
正平地震		1361.8.3	1378 足利義満花の御所設営
明応地震	1498.9.20	1498.7.9	1488 一向一揆、1497 石山本願寺建立
慶長地震	1605.2.3	1605.2.3	1603 江戸幕府成立、1615 江戸で地震
宝永地震	1707.10.28	1707.10.28	1709 新井白石の改革、1703 元禄地震
安政地震	1854.12.23	1854.12.24	1854 日米和親条約、1855 江戸地震
昭和地震	1944.12.7	1946.12.21	1923 関東大震災
			1941 太平洋戦争、1945 敗戦
			1945 三河地震、1948 福井地震

予測される東海地震、南海地震の発生パターン

1. 宝永型

東海地震、南海地震が同時に発生する。

地震規模、被災地の広がり、津波災害が甚大となる。

2. 安政型

東海地震発生の後、数十時間後に南海地震が発生する。

緊急災害対応中に地震発生するため二次災害が拡大する。

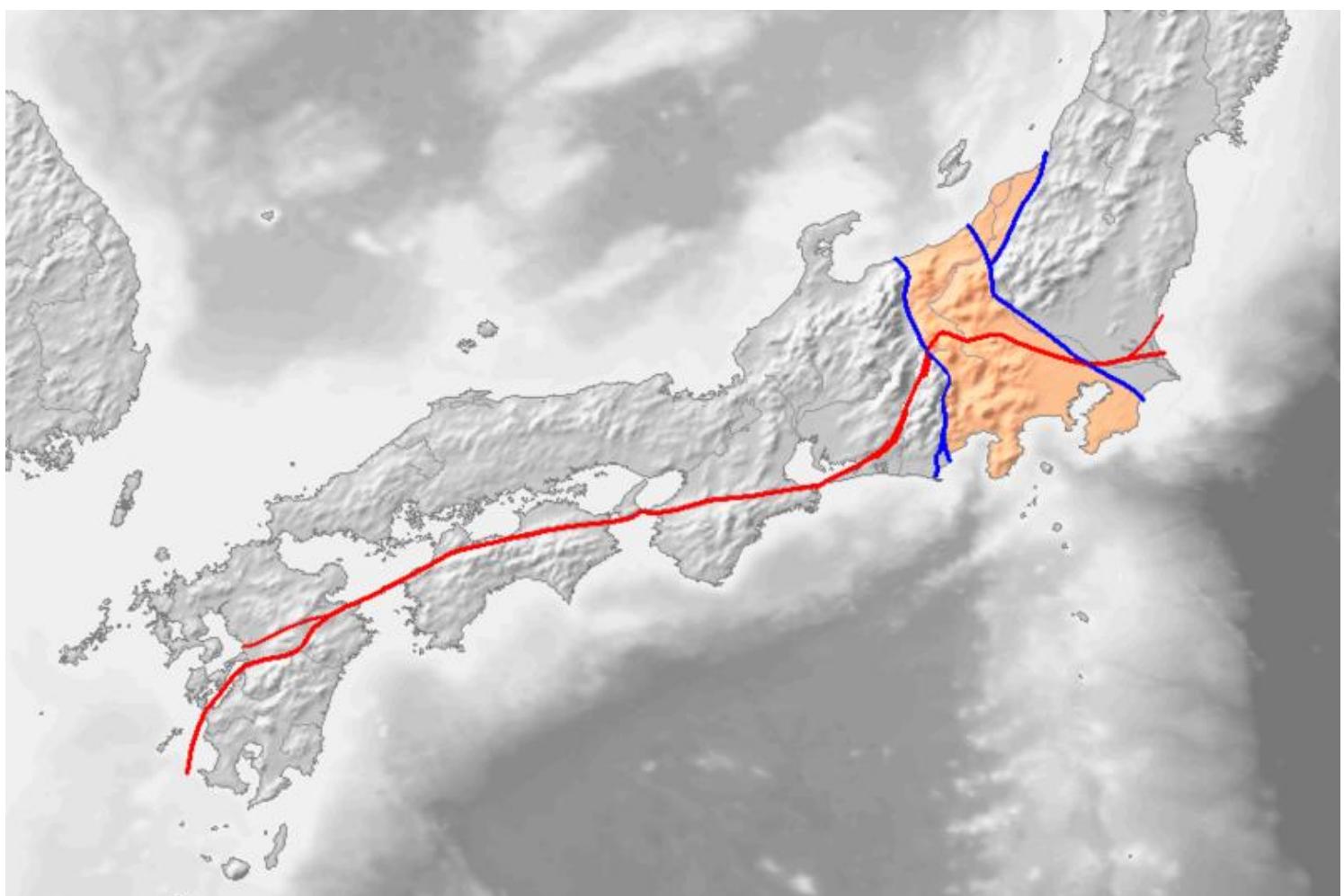
3. 昭和型

東海地震と南海地震の間が数年空く。

復興努力が無に帰す。

最悪のシナリオ

東海地震と南海地震が数時間違いで発生し、
数日遅れで関東地震が発生する。 → 3連動地震





本震

被災死亡要因

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群
家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

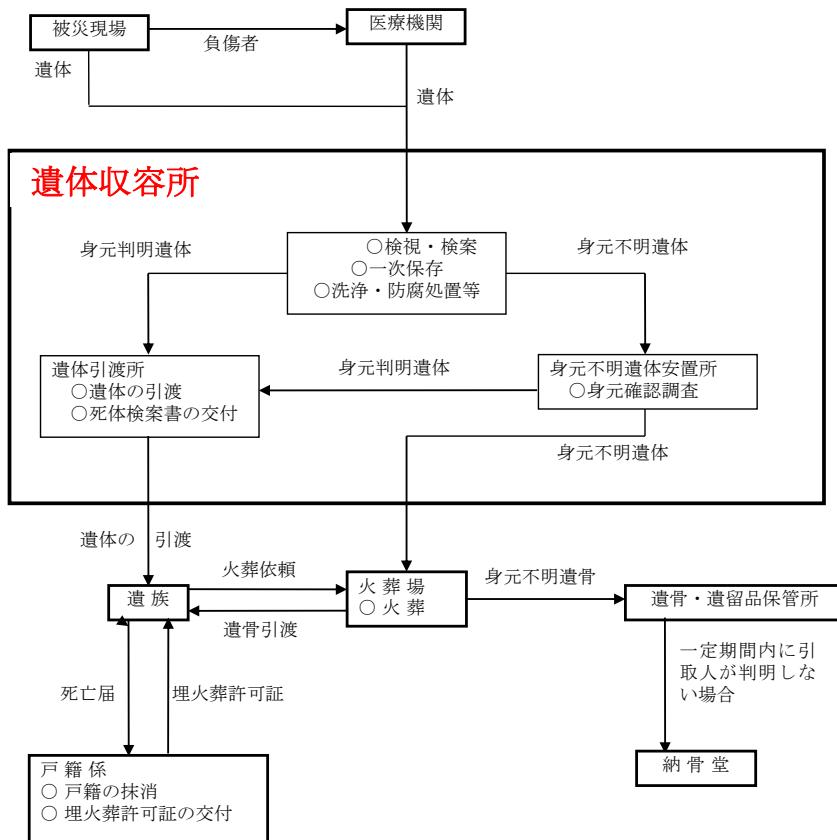
※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

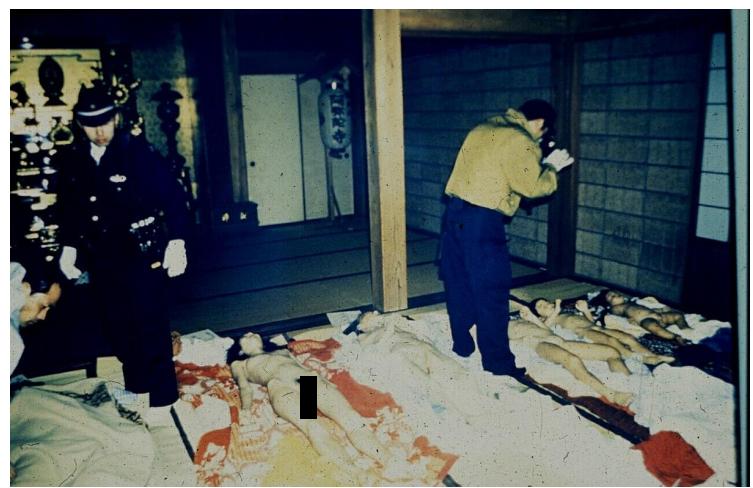
余震

転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波

災害時における遺体の取り扱い概要



遺体安置所



学校、体育館、保健所、お寺、区民センター、灘生協など
神戸市内で40カ所。灘区王子スポーツセンターでは、最高
300体。

停電のため、投光器や懐中電灯を用いて作業。

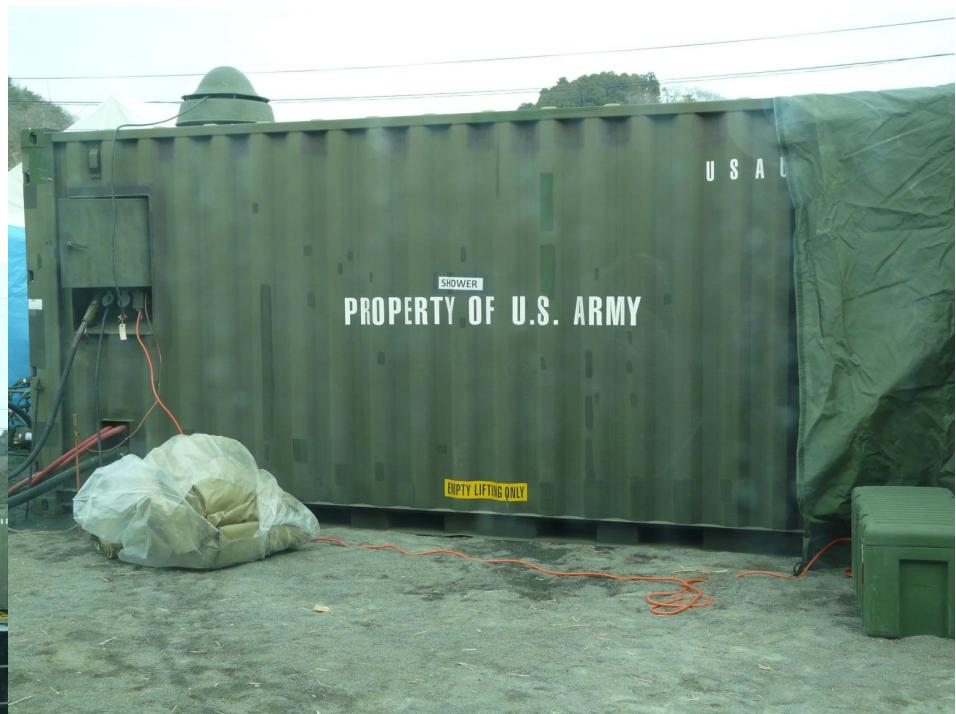
遺体安置所



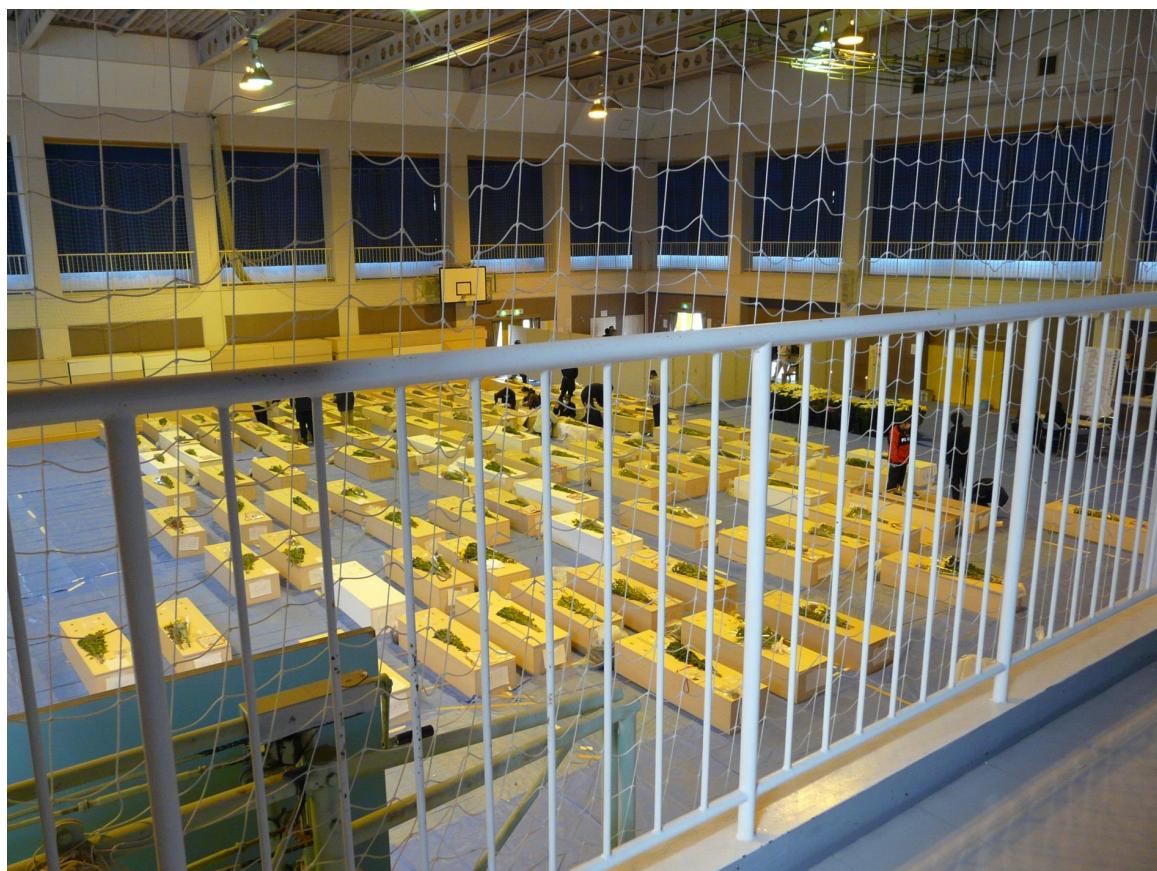
遺体安置所



遺体収容所



遺体安置所



警察、検視係の作業の様子





本震

被災死亡要因

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群
家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

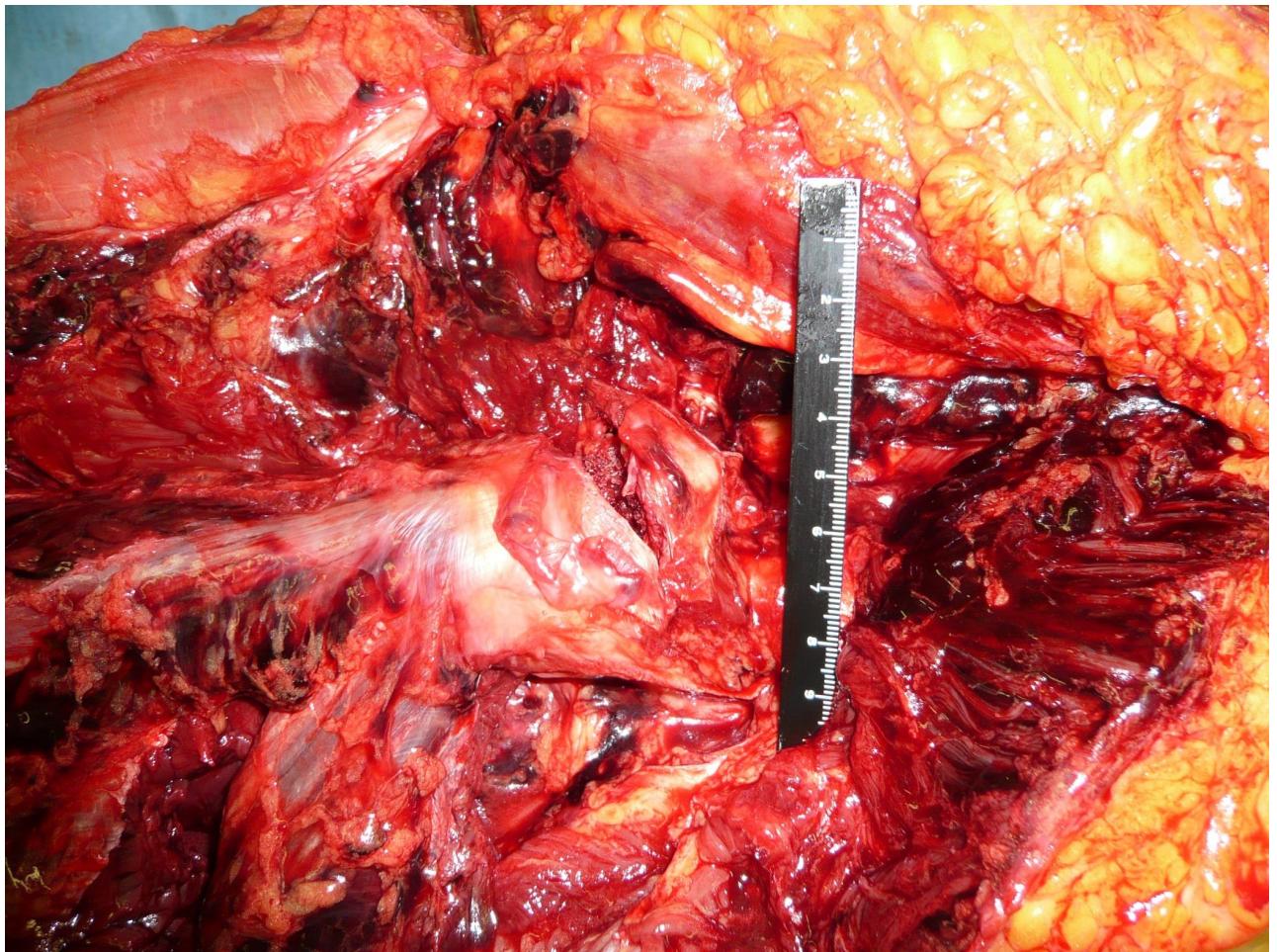
※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波





被災死亡要因

本震

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波







被災死亡要因

本震

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

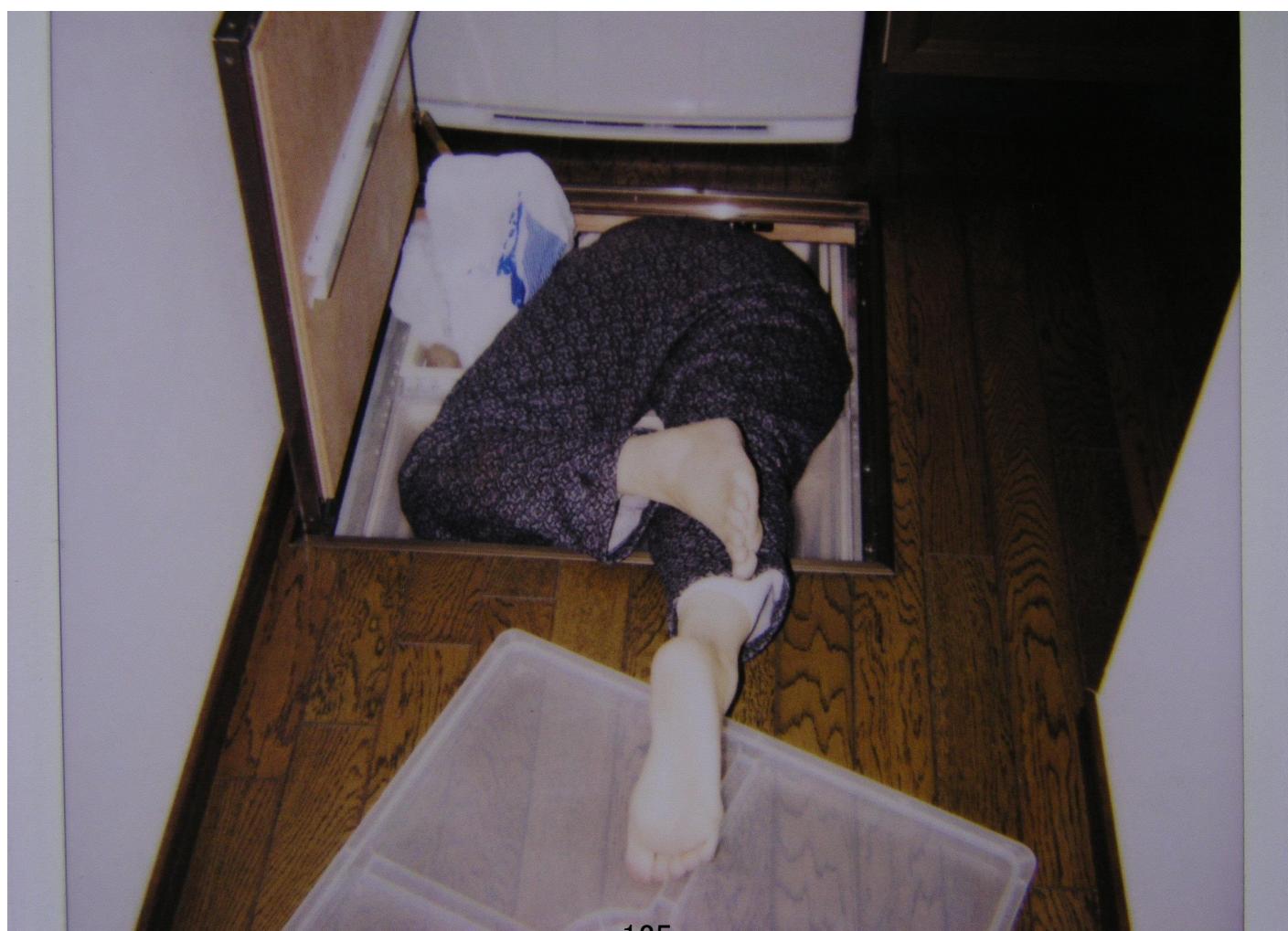
※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

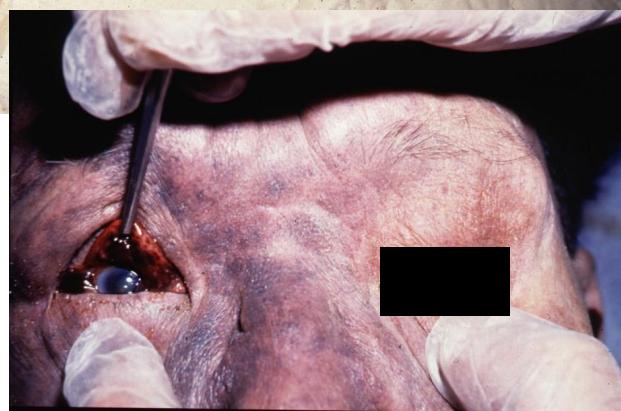
転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波









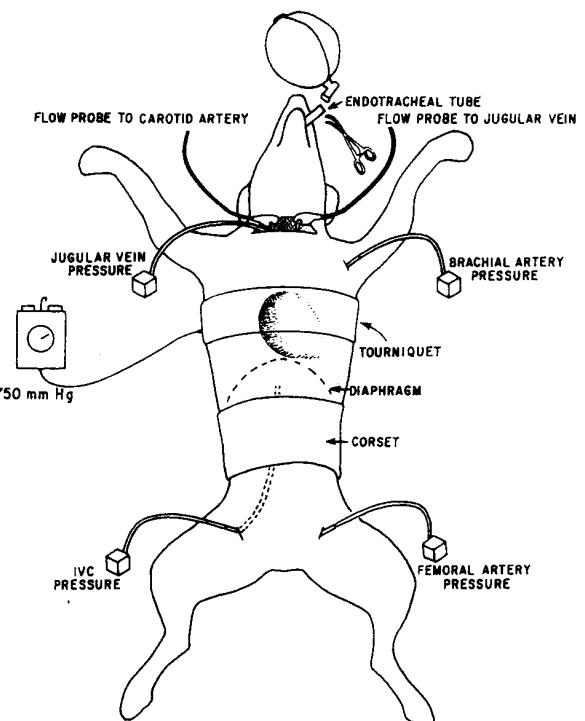
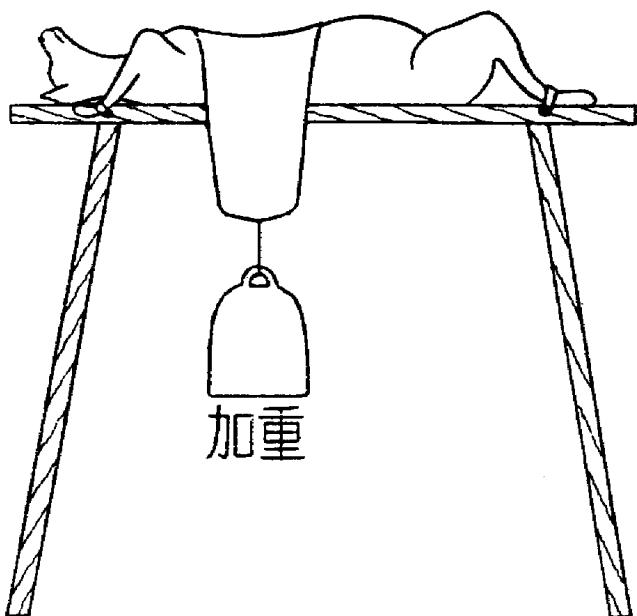




外傷性窒息に関する実験的検討

対象:10~13kgの雑種成犬。

図1 実験方法



久米睦夫:胸部圧迫症に関する病態生理学的研究.
日本胸部外科学会雑誌9(10), 811-827, 1961.

外傷性窒息に関する実験的検討

検査項目:胸腔内圧、腹腔内圧、血圧、末梢静脈圧、右房圧、肺動脈圧、循環時間、循環血液量、心拍出量、血中酸素含有量、血中酸素飽和度、血中炭酸ガス含有量、血中水素イオン濃度、心電図、病理組織検査

圧迫荷重量と死亡までの時間との関係で3群に分類された。

A群:体重の**2倍以下**の荷重、長時間でも**死亡しない**

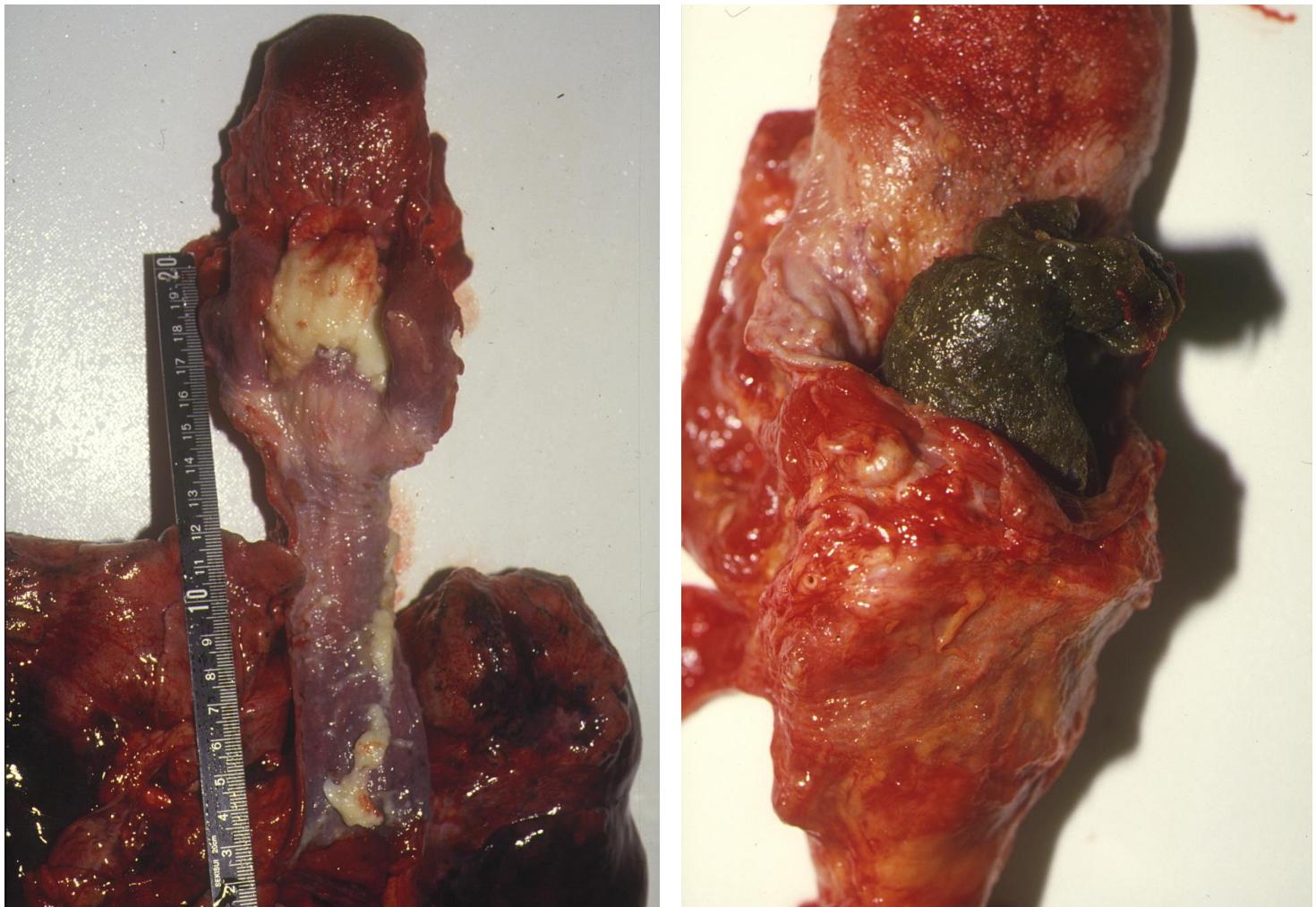
B群:体重の**3倍、4倍**の荷重、長時間(**1時間以内**)で死亡

C群:体重の**4倍、5倍**の荷重、短時間(**10分以内**)で死亡









本震

被災死亡要因

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群
家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波



本震

被災死亡要因

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

※ 揺れによるショック死

車両 揺れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波

クラッシュ症候群(生存例)



挫滅症候群 crush syndrome

大きな物体の下敷きで骨格筋が圧迫され、虚血、壞死
救出され、血流再開

損傷した細胞内のカリウム、乳酸、尿酸、ミオグロビンが
血流に入り、高カリウム血症、代謝性アシドーシスとなる

再灌流症候群 reperfusion syndrome

横紋筋融解症 rhabdomyolysis

輸液で救命可能な例～人工透析を必要とするものまで

被災死亡要因

本震

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

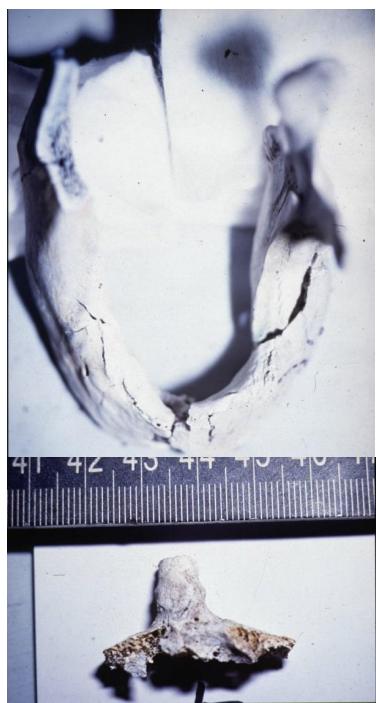
転倒、 建物の倒壊、 家具等の転倒、 火災、 津波



火災現場から発見された 高度焼損死体



火災現場から発見された高度焼損死体







新潟県中越地震 直接死の受傷状況

頭部損傷	脳挫傷	55 男	自宅玄関前の車庫のコンクリートブロック製外壁が崩れた。	3
	頭蓋陥凹骨折	12 女	2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。	
	脳挫滅	64 男	祖父と孫。	
圧死(右肺、肝臓破裂)	34 男	友人の結婚披露宴の二次会中に本震、逃げ遅れを確認に戻り、店を出る時にビルの外壁が余震で崩れ落ち、下敷きとなった。	1	
窒息	酸素欠乏	76 男	入院中の患者。人工呼吸器のチューブがはずれた。	2
	吐物誤嚥	0 男	母と車内に避難していたが、チャイルドシート内で吐物誤嚥。	
	胸腹部圧迫	81 女	1、2階とも崩壊した自宅の台所付近で発見された。	12
		78 男	2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。	
		77 女	1、2階とも崩壊した自宅の茶の間。夕食の支度で逃げ遅れた。	
		11 男	1、2階とも崩壊した自宅の居間で夕食を待っていた。	
		11 男	1、2階とも崩壊した自宅の居間のこたつの下から発見された。	
		11 女	2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。	
		42 男	18:12の余震で、自宅の北側の山の斜面が地滑りを起こし、土砂や他の家が乗り上げて、自宅が倒壊した。母と息子。	
		75 女		
		78 女	自宅脇の牛舎で作業中、2階建ての牛舎の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。母と息子。	
		54 男		
		39 女	県道を乗用車で走行中、山の斜面が崩れ下敷きとなった。	
		3 女	母と娘。同時に被災した息子(2歳)は救出された。	



12歳、女性。2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなった。1階の階段昇り口でうつ伏せ状態で死亡していた。

鼻孔出血多量、頭蓋変形。腰部圧迫。
死因：頭蓋陥凹骨折および脳挫滅





64歳、男性。2階建ての住宅の1階部分が崩壊し、下敷きとなつた。1階居間でうつ伏せ状態で死亡していた。

前頭部から顔面が高度に変形。左肋骨多発骨折。

死因：頭蓋陥凹骨折および脳挫滅





42歳、男性(息子)、75歳、女性(母)
18:12の余震で、自宅の北側の斜面が地滑りした。斜面の上の家屋などが約30m滑落し、死者の家に乗り上げ、倒壊した。同時に、倒壊した隣家より出火し、住宅など4棟が焼失した。

肋骨多発骨折、顔面うつ血。

死因：胸腹部圧迫による窒息死



本震

被災死亡要因

自身の転倒 → 頭頸部損傷、腰椎・大腿骨骨折

建物の倒壊

→ 外傷性窒息、全身圧挫、頭頸部損傷、クラッシュ症候群

家具等の転倒

→ 外傷性窒息、頭頸部損傷、臓器損傷、クラッシュ症候群

火災 → 一酸化炭素中毒、焼死

津波 → 寒冷暴露、外傷、外傷性窒息、溺死

※ 摆れによるショック死

車両 摆れ→衝突、道路破壊→転落、落下物、津波

余震

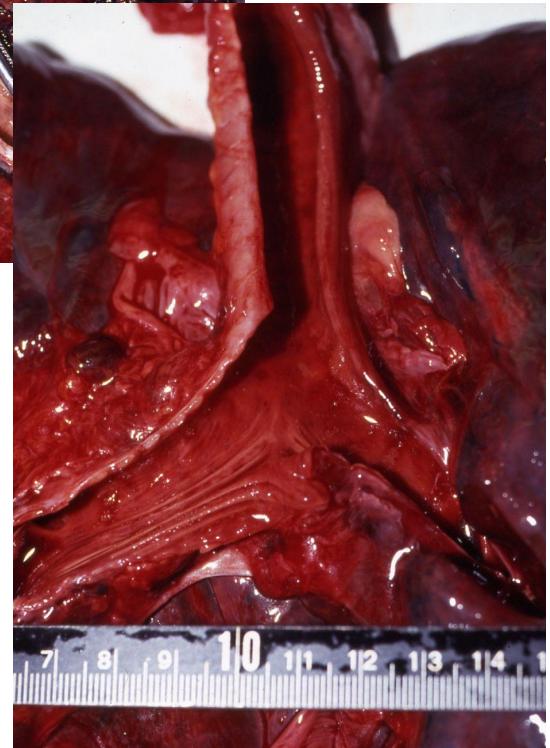
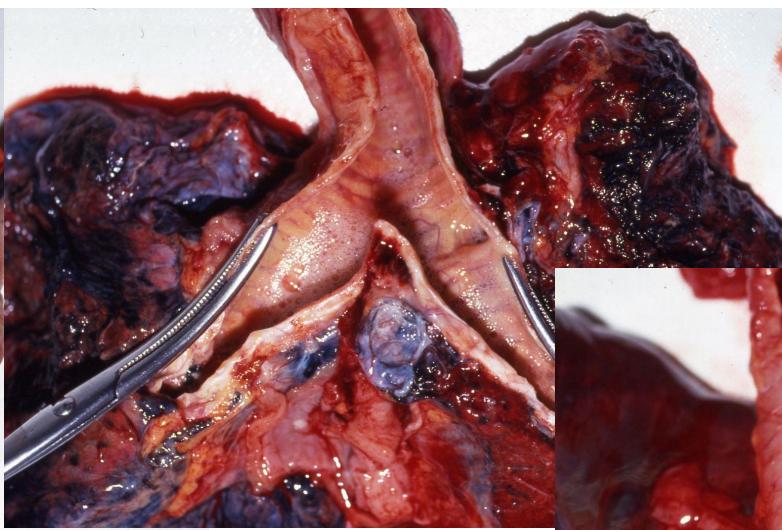
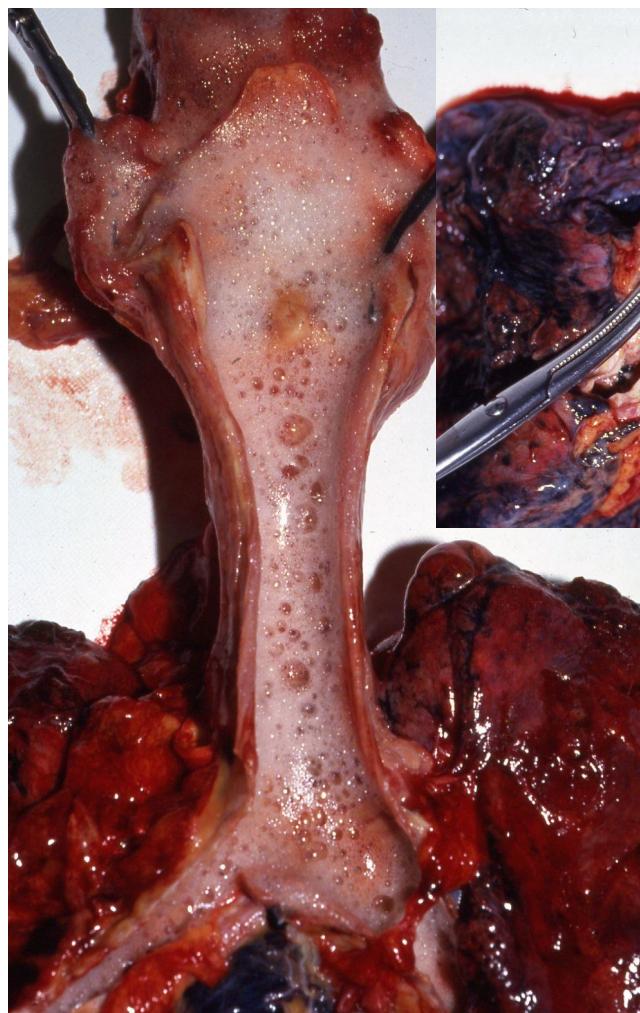
転倒、建物の倒壊、家具等の転倒、火災、津波











スマトラ沖地震
遺体安置所



スマトラ沖地震



スマトラ沖地震



死体検案書、死亡診断書の書き方

－日常と災害時－

徳島大学大学院

医歯薬学研究部・医科学部門・社会医学系・

法医学分野・教授

環境防災研究センター・災害医療部門長

西村明儒

問題 1

死亡したところ 徳島県徳島市徳島町1丁目5番地

凸凹病院 1 病院

直接死因 緊死 短時間

直腸温7°C低下 → 7時間経過

手段および状況

凸凹病院 5 階トイレ個室内で、

洗濯ひもをかけて縊頸したもの

傷害が発生したとき 令和7年1月19日午前3時頃 (推定)

死亡日 令和7年1月19日午前3時頃 (推定)

場所の種別 4その他 (病院内)



死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	○高秀△	1男 ②女	生年月日	明治 昭和 大正 平成	50年8月2日	
死亡したとき	令和 7年 1月 19日	午前 午後 3時頃 分(推定)				
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他				
	死亡したところ	徳島県徳島市徳島町1丁目5番地				番地 番号
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	凸凹病院				

死亡の原因 ◆ I欄、II欄とともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	縊死	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア)の原因			
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
	II	直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日	
解剖	1無 2有	主要所見			

死亡の原因	I	(ア) 直接死因	窒息死	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア)の原因	縊 頸		同上
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
II		直接には死因に關係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	1 無 2 有	{ 部位及び主要所見 }	手術年月日	平成 年月日 昭和 年月日	
	解剖	1 無 2 有			{ 主要所見 }

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死					
	外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和 7 年 1 月 19 日 午前 午後 3 時 頃 分 (推定)			傷害が発生したところ
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路	④ その他 (病院内)			
手段及び状況	凸凹病院 5 階トイレ個室内で、洗濯ひもをかけて縊頸したもの					
生後 1 年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム		单胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)			妊娠週数 満週
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有		3 不詳	母の生年月日 昭和 年月日 平成 年月日	前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 人胎 (妊娠満 22 週以後に限る)	
その他特に付言すべきことがら						

問題 2

氏名

△村 ○助 こと 金 ○哲

1) 戸籍の通りに記載、漢字の旧字（当用漢字以外）もそのまま使用する。

2) 漢字圏以外の外国人の名は、

その国の呼び名通りをカタカナで、もしくは、全てタイプライター、もしくは、ブロック文字で記載する。

日本名の通称を持っている人の場合は、金田こと金〇〇などと記載する。

3) 氏名不詳の場合は、通称「熊さん」など分かっている範囲で記載する。

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	△村 ○助こと 金 ○哲	(1)男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 (生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください)	午前・午後 時 分	28年9月16日	
死亡したとき	平成 年 月 日	午前・午後 時 分					
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他					
	死亡したところ						番地 番 号
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称						

問題 2

死亡したところの検討

事故発生 : 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

搬送病院 : 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 24 番地 7

金時わかめ病院

種別 1病院? 7その他?

蘇生術に反応しない → 現場死亡

死亡したところ 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

種別 7その他

問題 2

死亡したときの検討

現場死亡なら 令和7年1月19日午前7時30分頃(推定)

病院死亡なら 令和7年1月19日午前8時45分頃

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

名	△村 ○助こと 金 ○哲	(1男 2女)	生年月日	明治 昭和 大正 平成 (生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください) 午前・午後 時 分	28年9月16日
したとき	令和 7年 1月 19日	(午前) 午後 7時 30分 頃(推定)			
たところ その種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170			
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称				
氏名	△村 ○助こと 金 ○哲	(1男 2女)	生年月日	明治 昭和 大正 平成 (生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください) 午前・午後 時 分	28年9月16日
死亡したとき	令和 7年 1月 19日	(午前) 午後 8時 45分 頃			
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜24			
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	金時わかめ病院			

問題 2

死因の検討

CT検査 → 心嚢内に血液貯留、大動脈の解離

直接死因 心膜血腫 短時間

直接死因 心膜充填、心(膜)タンポナーデ 短時間

アの原因 (胸部) 大動脈解離 短時間 or 数10分間

死因の種類 1病死、自然死

問題 2

死因の検討

直接死因 心膜充填、心(膜)タンポナーデ 短時間

アの原因 (胸部) 大動脈解離 短時間 or 数10分間

死因の種類 1病死、自然死

もし、胸部や腹部を強く打撲していたら、心臓破裂だったら

直接死因 心膜血腫、心膜充填、心(膜)タンポナーデ 短時間

アの原因 心臓破裂 短時間

イの原因 胸部打撲 短時間

II (腹部打撲による肝臓破裂) (短時間)

死因の種類 2 交通事故

死亡の原因 ◆ I 欄、 II 欄とともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I 欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I 欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I (ア) 直接死因 (イ) (ア)の原因 (ウ) (イ)の原因 (エ) (ウ)の原因	心膜血腫、心膜充填、心(膜)タンポナーデ	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		(胸部) 大動脈解離		短時間 or 数10分間
	II	直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		
手術	①無 ②有 { 部位及び主要所見 }		手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日
解剖	①無 ②有 { 主要所見 }			

死亡の原因	I	(ア) 直接死因	心膜血腫、心膜充填、 心(膜)タンポナーデ	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間	短時間
		(イ) (ア)の原因	心臓破裂		短時間
		(ウ) (イ)の原因	胸部打撲		短時間
		(エ) (ウ)の原因			◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い (例：1年3か 月、5時間20分)
II		直接には死因に関 係ないが I 欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等		(腹部打撲による肝臓破裂)	
手術	①無 ②有	{ 部位及び主要所見 }		手術年月日	平成 年月日 昭和
解剖	①無 ②有	{ 主要所見 }			

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死									
	傷害が発生 したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が 発生し たとこ ろ	都道 府県						
外因死の 追加事項	傷害が発生 したと ころの種別	1 住居 2 工場及び 建築現場 3 道路 4 その他 ()		市 郡	区 町村					
◆伝聞又は推定 情報の場合でも 書いてください	手段及び状況									
生後1年未満で 病死した場合の 追加事項	出生時体重 グラム		単胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)				妊娠週数 満 週			
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有 [] 3 不詳				母の生年月日 昭和 年 月 日 平成		前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 (妊娠満22週以後に限る)			
その他特に付言すべきことがら 自家用車運転中に発症したと推定する										

※ 外因死でない場合は、外因死の追加事項は書かない

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火炎による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死									
	傷害が発生したとき	令和 昭和 7年 1月 19日 午前・午後 7時30分頃 (推定)					傷害が発生したところ	徳島 鳴門 市	都道府県区町村	
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	①住居 ②工場及び建築現場 ③道路 ④その他 (店舗)								
外因死の追加事項	手段及び状況 乗用車運転中、道路左側の店舗に突入したという									
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム		単胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)					妊娠週数 満週		
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有		母の生年月日 昭和 年月日 平成			前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 (妊娠満22週以後に限る)				
その他特に付言すべきことがら										

店舗専用なら、4その他(店舗)、住居兼用なら、1住居

8. 死因

1) 傷病名は、医学的に正しいものを記載する。

WHOの国際疾病分類を参考にする。

国際疾病分類には、交通事故の項目に**宇宙船内の事故**についても取り決めがなされている。

症状名だけを記載してはならない。

推定するときは(推定)と記載。

死因不詳の場合は、高度腐敗などのように、なぜ分からないのかを、その他特に付言すべき事柄欄に記載する。

2) 日本語で記載すること。アルファベットの略号、

DIC、SAH、SIDSなどは用いない。

9. 死亡の原因の補足部分

1) 手術の主要所見 :

死亡の原因欄に記載の傷病の治療目的のために行なわれた手術の所見。

手術名、部位、広がり、症状等を簡潔に記載。

2) 手術の年月日 : 2度行なえば2回とも、2日に亘れば開始日を記載。

3) 解剖の主要所見 : 解剖が行なわれた場合に記載する。

10. 死因の種類

1) 死亡の原因 I 欄 (アイウエ) の最下欄に記載した原死因により、分別決定する。大規模災害において、**地震・洪水など天災の場合は**、地震による交通機関事故・火災による死亡を含め、**8その他**とする。前述の地震による駅舎からの転落の場合は、転落に分類するのではなく、あくまでも地震によることを示すため、8その他に分類する。

飛行機事故や電車、船舶などの単独事故による大規模災害は、2交通事故、工場の爆発などでは、5煙、火災及び火焰による障害、テロなどのときは、10殺人、戦争によるときは、11その他及び不詳の外因に分類する。

交通事故では、

歩行者、**自転車、オートバイ、オート三輪、乗用車、軽トラック・バン、大型輸送車両、バス**、その他について、

- .0 路上**外**交通事故によって受傷した**運転者**
- .1 路上**外**交通事故によって受傷した**同乗者**
- .2 路上**外**交通事故によって受傷した車両の**外側に乗っていた者**
- .3 路上**外**交通事故によって受傷した**詳細不明**の乗員
- .4 乗降中に受傷した者
- .5 路上交通事故によって受傷した**運転者**
- .6 路上交通事故によって受傷した**同乗者**
- .7 路上交通事故によって受傷した車両の**外側に乗っていた者**
- .9 路上交通事故によって受傷した**詳細不明**の乗員

の4桁目が付記される。

歩行者は、路上外、路上、不詳に分類し、自転車は、**外側に乗っていた者**を除く。

乗用車、軽トラック・バンとの衝突で受傷した自転車の乗員 V13

歩行者、動物との衝突で受傷した乗用車乗員 V40

- b. **3転倒・転落**：同一平面上を転倒、高さのある場合を転落としている。
- c. **4溺死**：液体を気道に吸引し、肺胞でガス交換を妨げられることをいう。
洪水時の死亡など。
鼻血や吐血、喀血での気道閉塞は窒息に分類されている。

水上交通機関での事故による溺死は交通事故に、入浴中心筋梗塞発作で失神、溺没した場合は病死に分類されていたが、最近の判例では致死的な疾患の場合は病死、そうでなければ、溺死としている。あくまでもケースバイケース。

- d. **5煙、火災及び火焔による障害**

火災によるものは火傷、一酸化炭素中毒、酸素欠乏による窒息、火災による物の落下による死亡も含む。

- e. **6窒息**：頸部や胸部圧迫、気道閉塞、気道内異物等による窒息。
- f. **7中毒**：あらゆる中毒が含まれるが、細菌性の食中毒は病死に含まれる。中毒の後遺症によるもの（不慮の一酸化炭素中毒による脳軟化や肺炎等で最終的に死亡しても）も中毒に分類する。
- 薬毒物の名称が分かれば外因死の追加に記載。注射、服用、接触等すべてを含む。
- g. **8その他**：環境温度、気圧、機械、落下物、落雷、地震等による死亡。
- h. **9自殺**：死亡者自身の行為に基づく死亡、後遺症によるものも含む。中毒、窒息、溺死で自殺と分かれば9自殺を採用する。
- i. **10他殺**：他人に加害され死亡した場合、後遺症によるものも含む。
- j. **11その他及び不詳の外因**：死刑、戦争による死亡、外因死であることは確実であるが不慮か否かの区別がつかない場合。
- k. **12不詳の死**：まったく不詳の場合で、その他特に付言すべき事柄の欄になぜ不詳かを詳しく記載。

11. 外因死の追加事項

- 1) 死因の種類の欄で1以外の何れかに○を付けたとき記載必要。
- 2) 1に○を付けたときでも、外因死が死亡に重大な影響を与えたと考えられる場合、例えば、心臓発作を起こし転倒、脳挫傷で死亡した場合には1に○を付けるべきだが、外因死の追加事項欄やその他特に付言すべき事柄欄に、心臓発作によって転倒した等と記載する。
- 3) 逆に、直接の死因は動脈硬化性脳梗塞だが、交通事故による骨折が悪影響を及ぼしたと考えられるとして、死亡の原因のII欄に記載したとき等にも外因死の追加事項に状況、理由の記載をしておいた方が良い。最下欄の特に付言すべき事柄の欄でも良いから記載する。

12. 傷害が発生したとき

- 1) 死亡の種類2～11の場合には傷害発生の時を記載、推定しかできないときは〇〇時頃（推定）と記載する。
- 2) 死亡の種類1の場合には、外因的事象が発生したときを記載する。
- 3) 死亡の原因のⅡ欄に外因的要因を記載したときは、それが発生した時期を記載する。

13. 傷害発生の場所

住居、工場、道路、その他で分ける。

14. 傷害が発生したところ

町村まで記載する。

不詳の場合は不詳とし、発見場所を（発見）として記載する。

15. 手段及び状況

- 1) 外因的要因、傷害が起こった状況を場所等を含め、例えば駐車場、自宅浴室、納屋内など、簡潔かつ具体的に記載する。
伝聞が多いので、〇〇〇という、と記載することが多い。
- 2) 自動車乗車中の被災事故のとき、**公道上**か、それ以外か、運転手か、**同乗者**か、**歩行者**か等の区別が必要。
- 3) 墜落・転落の場合は、**高さや建物の何階**か、どこからか等を記載。
- 4) 「**自宅居間で就寝中、梁が落下し、胸部を圧迫された**」などと記載。
- 5) 分からなければ詳細不詳として、発見状況を記載することになる。例えば、「漂流中発見されたもの」「死体で発見された」という、**捜査中**」

16. 生後1年未満で死亡した場合の追加事項

病死の場合のみ記載するので災害死の場合は必要ない。

17. その他特に付言すべき事柄

作成する書類をより詳しく正確なものにするために記載する欄と考えればよい。

大規模災害時の外因により死亡したのではないが、その後の社会・生活環境の悪化、ストレス等によって病的状況が悪化し、病死したと判断すれば（**判断できれば**）その様に記載すればよい。**いわゆる災害関連死。**

問題3 死亡したところ

徳島県徳島市庄町1丁目76番地の2 □◇公園

種別 7その他

高脂血症、高血圧の既往

急性心筋梗塞の合併症

死斑 紫赤色

致死性不整脈

数日前から上腹部痛

心臓破裂

髓液透明、嘔吐

心不全

直接死因 急性心筋梗塞 虚血性心疾患 急性心不全 不整脈
アの原因 急性心筋梗塞 虚血性心疾患

イの原因

(高脂血症、高血圧症)

II

(高脂血症、高血圧症)

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	○本 △朗	①男 2女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	40年 10月 4日	
				(生まれてから30日以内に死亡したと) (きは生まれた時刻も書いてください)午前・午後 時 分		
死亡したとき	平成 年 月 日		午前・午後	時 分		
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他				
	死亡したところ					番地
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称					番号

問題3 死亡したところ

徳島県徳島市庄町1丁目76番地の2 □◇公園

種別 7その他

直腸温 25度、外気温 18度 午前10時 12度低下

10時間+4時間=14時間 前日の20時、午後8時くらい

全身で強く発現している死体硬直とも矛盾しない

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	○本 △朗	①男 2女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	25年 10月 4日	
死亡したとき	令和 7年 1月 19日		午前	午後	8時 分 頃(推定)	
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7その他				
	死亡したところ	徳島県徳島市庄町1丁目76番地の2				番地 番 号
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	(□◇公園)				

死亡の原因 ◆ I 欄、 II 欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I 欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I 欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	虚血性心疾患(推定)	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	不詳
		(イ) (ア)の原因			
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
	II	直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	①無 ②有 { 部位及び主要所見 }		手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日	
解剖	①無 ②有 { 主要所見 }				

	(ア) 直接死因	急性心筋梗塞		数日間	
I	(イ)	(ア) 直接死因 不整脈、急性心不全	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで	短時間	
	(ウ)	(イ) (ア)の原因 急性心筋梗塞		数日間	
	(エ)	(ウ) (イ)	(ア) 直接死因 心膜血腫	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間 ◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい	短時間
II	直接に 係しな い傷病名 及ぼし	(エ) (イ)	(イ) (ア)の原因 心臓破裂		数日間
	直接に 係しな い傷病経過 及ぼした	(ウ) (イ)の原因	(ウ) (イ)の原因 急性心筋梗塞		同上
	(エ)	(ア) 直接死因 急性心筋梗塞	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間 ◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてく ださい (例：1年3か 月、5時間20分)	数日間	
II	直接 係し 傷病 及ぼ し	(イ)		(イ) (ア)の原因	
	I	(ウ) (イ)の原因			
	(エ)	(ウ) (イ)の原因			
	II	直接には死因に関 係しないが I 欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等		(高脂血症、高血圧)	不詳

死亡の原因 ◆ I 欄、 II 欄と ともに疾患の終末 期の状態として の心不全、呼吸 不全等は書かな いでください ◆ I 欄では、最 も死亡に影響を 与えた傷病名を 医学的因果関係 の順番で書いて ください ◆ I 欄の傷病名 の記載は各欄一 つにしてください ただし、欄が 不足する場合は (エ)欄に残りを 医学的因果関係 の順番で書いて ください	(ア) 直接死因	高血圧性心疾患(推定)		不詳
	I	(イ) (ア)の原因	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間 ◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてく ださい (例：1年3か 月、5時間20分)	
		(ウ) (イ)の原因		
		(エ) (ウ)の原因		
	II	直接には死因に関 係しないが I 欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等		
手 術	①無 2 有 { 部位及び主要所見 }		手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日
解 剖	①無 2 有 { 主要所見 }			

死因の種類	①病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火炎による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死										
	傷害が発生したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県区町村							
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 ()	市郡								
	手段及び状況										
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)	妊娠週数 満 週								
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有	母の生年月日 昭和 年 月 日 平成	前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 人 (妊娠満22週以後に限る)								
その他特に付言すべきことがら □◇公園、ベンチ上で死亡しているのを発見された											

問題 4

氏名 △根 ○知子 女性 昭和12年7月21日生

死亡したところ 徳島県名西郡石井町石井字石井2202番地の1
種別 6自宅

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	△根 ○知子	1男 ②女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	12年7月21日
				(生まれてから30日以内に死亡したと (きは生まれた時刻も書いてください))	午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 年 月 日			午前・午後	時 分
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ (死亡したところの種別1~5) 施設の名称	徳島県名西郡石井町石井字石井2202番地の1 番地 番 号			

問題 4

死亡したところ 徳島県名西郡石井町石井字石井2202番地の1

種別 6自宅

直接死因 虚血性心疾患 潟死 窒息(死) 潟死

アの原因 虚血性心疾患 潟水吸引

イの原因 虚血性心疾患

II 虚血性心疾患

死因の種類 1病死、自然死 4溺水 8熱性ショック

手段および状況 or その他特に付言すべきことがら

自宅、浴槽内で死亡しているのを発見された

発生したとき 令和7年1月1日 令和6年12月31日

死亡した時 令和7年1月1日 令和6年12月31日

死亡の原因	I	(ア) 直接死因	虚血性心疾患(推定)	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間 ◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い (例：1年3か 月、5時間20分)	不詳
		(イ) (ア)の原因			
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
II	直接には死因に関 係しないが I 欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等				
	手術	①無 ②有 { 部位及び主要所見 }	手術年月日	平成 年 月 日 昭和 年 月 日	
解剖	①無 ②有 { 主要所見 }				

(ア) 直接死因	虚血性心疾患		不詳				
発症(発症)							
I	(イ) (ア)	(ア) 直接死因	溺死	発病(発症)	短時間		
	(ウ) (イ)	(イ) (ア)の原因	虚血性心疾患	又は受傷か ら死亡まで	不詳		
II	(エ) (ウ)	(ア) (イ)	(ア) 直接死因	窒息死	発病(発症)	短時間	
		(エ) (ウ)	(イ) (ア)の原因	溺水吸引	又は受傷か ら死亡まで	短時間	
			(ウ) (イ)の原因	虚血性心疾患	の期間 ◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い (例：1年3か 月、5時間20分)	不詳	
			(エ) (ウ)	(ア) 直接死因	(ア) 直接死因	発病(発症)	短時間
				(イ) (ア)の原因	(イ) (ア)の原因	又は受傷か ら死亡まで	短時間
				(ウ) (イ)の原因	(ウ) (イ)の原因	の期間	
				(エ) (ウ)の原因	(エ) (ウ)の原因		
		II	直接には 係しない 傷病経過 及ぼした	直接には死因に 関係しないが I 欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等	虚血性心疾患	◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い (例：1年3か 月、5時間20分)	不詳

死亡の原因	I	(ア) 直接死因	熱性ショック(推定)	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア)の原因			
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
II		直接には死因に關係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	1 無 2 有	{ 部位及び主要所見 }	手術年月日	平成 年月日	
	解剖	1 無 2 有		{ 主要所見 }	昭和

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 窒息 5 煙、火災及び火炎による傷害 } その他及び不詳の外因死 { 6 中毒 7 その他 8 窒息 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死						
	傷害が発生したとき	令和・昭和 7年1月1日	午前・午後	1時頃 分 (推定)	傷害が発生したところ	徳島 都道府県	
外因死の追加事項	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場	3 道路	4 その他 ()	名西市石井区 郡町村		
	手段及び状況 自宅、浴槽内で 死亡したと考える 溺死したと考える						
生後1年未満で 病死した場合の 追加事項	出生時体重 グラム		单胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)			妊娠週数 満週	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有		母の生年月日 昭和 年月日 平成 年月日		前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 人胎 (妊娠満22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことがら 自宅、浴槽内で死亡しているのを発見された							

問題 5

氏名 ○川 △男 男性 昭和48年12月7日生

死亡したところ

徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2

徳島阿波踊り空港北岸海中

種別 7その他

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	○川 △男	(1)男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 (生まれてから30日以内に死亡したと (きは生まれた時刻も書いてください)) 午前・午後 時 分	48年10月30日
死亡したとき	平成 年 月 日	午前・午後 時 分			
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2号			
(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	徳島阿波踊り空港北岸海中				

問題 5

死亡時刻の検討

転落の目撃があるので採用する

令和7年1月19日午後2時25分ころ

or

午後2時30分ころ

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	○川 △男	(1)男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 (生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください)	48年10月30日 午前・午後 時 分	
死亡したとき	令和 7 年 1 月 19 日	午前	午後	2 時 30 分 頃(推定)		
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他				
	死亡したところ	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2号				番地 番 号
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	徳島阿波踊り空港北岸海中				

問題 5

死因の検討

直接死因 窒息死 短時間

アの原因 溺水吸引 短時間

死因の種類 9自殺 or 11その他および不詳の外因

死亡の原因 ◆ I 欄、 II 欄とともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I 欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I 欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I (ア) 直接死因 (イ) (ア)の原因 (ウ) (イ)の原因 (エ) (ウ)の原因	窒息死	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		溺水吸引		短時間
手術	II 直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	部位及び主要所見 1無 2有	手術年月日	平成 年 月 日 昭和
解剖		主要所見 1無 2有		

問題 5

直接死因 窒息死 短時間

アの原因 溺水吸引 短時間

死因の種類 9自殺 or 11その他および不詳の外因

手段および状況 ところ 4その他(海中)

自動車を運転し、自動車ごと海中に飛び込んだという

徳島県 板野郡 松茂町

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙, 火災及び火炎による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 ⑨自殺 ⑩他殺 ⑪その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死					
	傷害が発生したとき	令和 昭和 7年 1月 19日 午前 午後 2時 30分 頃 (推定)			傷害が発生したところ	徳島 都道府県 板野 市区 松茂 町村
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場	3 道路	④その他(海中)		
手段及び状況	自動車を運転し、自動車ごと海中に飛び込んだという					
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)			妊娠週数 満週	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有	3 不詳	母の生年月日 昭和 年月日 平成	前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 (妊娠満22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことがら						

問題 6

氏名 不詳 (40から60歳)

死亡したところ 徳島県小松島市日開野町字崎田26

「パチンコたぬき」

死亡したとき

令和7年1月19日午前10時35分に地震発生

→ 死因を加味して決定する

~~死亡診断書~~ (死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	不詳	①男 2女	生年月日	明治 昭和 不詳 大正 平成 (40から60歳) (生まれてから30日以内に死亡したと (きは生まれた時刻も書いてください)) 午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 年 月 日	午前・午後 時 分		
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他		
	死亡したところ	徳島県小松島市日開野町字崎田26		
(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	パチンコたぬき店内			

問題 6

死因の検討

状況 鉄骨の下敷き

胸腹部 圧迫痕、胸郭の多発骨折、皮下気腫触知

顔面 高度にうっ血、結膜出血斑

死斑 淡赤紫色 弱い (15時時点)

→ 肋骨多発骨折、肺損傷、心臓破裂

直接死因

心臓破裂

短時間

胸腔内臓器損傷

肺挫傷

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	不詳	(1男 2女)	生年月日	明治 昭和 不詳 大正 平成 (40から60歳) (生まれてから30日以内に死亡したと きは生まれた時刻も書いてください)	年 月 日 午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 7年 1月 19日	(午前) 午後 10時35分頃(推定)			
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ	徳島県小松島市日開野町字崎田26			
(死亡したところの種別1~5) 施設の名称	パチンコたぬき店内				

問題 6

手段および状況

令和7年南海大震災による建物倒壊により受傷

傷害が発生したとき

令和7年1月19日午前10時35分頃（推定）

場所の種別

4その他（パチンコ店）

死亡の原因 ◆ I 欄、 II 欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I 欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I 欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は（エ）欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	I	(ア) 直接死因	心臓破裂	発病（発症） 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間		
		(イ) (ア)の原因					
		(ウ) (イ)の原因					
		(エ) (ウ)の原因					
	II	直接には死因に関係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等					
手術 ただし、欄が不足する場合は（エ）欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	手術	①無 ②有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 年 月 日 昭和		
	解剖	①無 ②有	主要所見				

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火炎による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死							
	傷害が発生したとき	令和 昭和 7年 1月 19日 午前 午後 10時 35分頃 (推定)				傷害が発生したところ	徳島 小松島市	都道府県区町村
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 パチンコ店	手段及び状況	令和7年南海大震災による建物倒壊により受傷				
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	单胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)				妊娠週数 満週		
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有 3 不詳				母の生年月日 昭和 年月日 平成	前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 (妊娠満22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことがら								

(ア) 直接死因		心臓破裂		発病(発症) 又は受傷か		短時間
(イ) (ア)の原因						
I	(ウ)	(ア) 直接死因 胸腔内臓器損傷		発病(発症) 又は受傷か		短時間
	(エ)	(イ) (ア)の原因				
II	直接死因 關係 傷病 及ぼした傷病	(ア) 直接死因 肺挫傷		発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで の期間		短時間
	(イ) (ア)の原因					
II	直接には死因 關係しないが I 欄の 傷病経過に影 及ぼした傷病	(ウ) (イ)の原因				
	(エ) (ウ)の原因					
II	直接には死因 關係しないが I 欄の 傷病経過に影 及ぼした傷病名等	(ア) (ウ)の原因				
	(イ) (ア)の原因					

◆年、月、日等の
単位で書いてく
ださい
ただし、1日
未満の場合は、
時、分等の単位
で書いてく
ださい
(例：1年3か
月、5時間20分)

I	(ア) 直接死因 窒息死		発病(発症)	短時間
	(イ) (ア)の原因 胸腹部圧迫		又は受傷から死亡まで	同上
II	(ウ) (イ)の (エ) (ウ)の 直接には死因 係しないが I 傷病経過に累 及ぼした傷病	(ア) 直接死因 頸椎損傷	発病(発症)	短時間
	(イ) (ア) (ウ) (イ) (エ) (ウ) 直接には 係しない 傷病経過 及ぼした	(ア) 直接死因 脳挫滅	発病(発症)	短時間
II	(ア) 直接死因 頭部打撲	(イ) (ア)の原因 直接死因 脳挫滅	又は受傷から 死亡まで	同上
	(ウ) (イ)の原因 直接死因 頭部打撲	(エ) (ウ)の原因 直接死因 頭部打撲	の期間 ◆年、月、日等の 単位で書いてく ださい ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い (例：1年3か 月、5時間20分)	数日間
II	(ア) 直接死因 脱水、衰弱死	(イ) (ア)の原因 閉じ込め		同上
	(ウ) (イ)の原因 直接死因 脱水、衰弱死	(エ) (ウ)の原因 直接死因 脱水、衰弱死		
II	直接には死因に 関係しないが I 欄 の傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等			

問題 7

手段および状況

令和7年南海大震災による津波に流された

傷害が発生したとき

令和7年1月19日午後1時頃 (推定)

場所の種別

4その他 (海中)

死亡の原因	I	(ア) 直接死因	溺死		発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3か月、5時間20分)	短時間
		(イ) (ア)の原因				
		(ウ) (イ)の原因				
		(エ) (ウ)の原因				
II		直接には死因に關係しないが I 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等				
手術	①無 ②有 { 部位及び主要所見 }				手術年月日	平成 年月日 昭和 年月日
解剖	①無 ②有 { 主要所見 }					

死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死						
	外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和 昭和 7年 1月 19日 午前・午後 1時頃 分 (推定)	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 (海中)	徳島 都道府県 小松島市郡 区町村	
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	手段及び状況 令和7年南海大震災による津波に流されたという						
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム		単胎・多胎の別 1 单胎 2 多胎 (子中第 子)			妊娠週数 満週	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有		3 不詳		母の生年月日 昭和 年月日 平成 年月日	前回までの妊娠の結果 出生児 人胎 死産児 人胎 (妊娠満22週以後に限る)	
その他特に付言すべきことがら							

I	(ア) 直接死因 窒息死	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで	短時間
	(イ) (ア)の原因 溺水吸引		同上
II	(ウ) (イ)の 直接には死因 係しないが I 傷病経過に影 及ぼした傷病	(ア) 直接死因 溺死	発病(発症)
	(エ) (ウ)の 直接には死因 係しないが I 傷病経過に影 及ぼした傷病	(イ) (ア) 直接死因 寒冷ショック	発病(発症) 又は受傷か ら死亡まで
II	(ウ) (イ) 直接には死因 係しないが I 傷病経過に影 及ぼした傷病	(イ) (ア)の原因	の期間
	(エ) (ウ) 直接には死因 係しないが I 傷病経過に影 及ぼした傷病	(ウ) (イ)の原因	◆年,月,日等の 単位で書いてく ださい ただし, 1日 未満の場合は, 時,分等の単位 で書いてくださ い (例: 1年3か 月, 5時間20分)
II	(エ) (ウ)の原因		
	直接には死因に 関係しないが I 欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等		